

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業

入札説明書等に関する質問回答書（第1回）

平成 16 年 9 月

益田地区広域市町村圏事務組合

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等に関する質問回答書(第1回)

NO	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
1	入札説明書		用語の定義				【副生成物】	有害ガス除去装置から排出される反応生成物は、副生成物とみなされるとの認識でよろしいですか。	NO. 30の回答を参照してください。
2	入札説明書		用語の定義				【汚泥等】	「その他の施設」とは具体的にどのような施設がありますか。	広域組合構成市町村のし尿処理施設、公共下水道終末処理場及び農業集落排水終末処理場から排出される汚泥です。
3	入札説明書	2	第2				事業の概要	広域組合殿の業務範囲の記載がありません。実施方針（変更）も同様です。双方の業務範囲を明確にするため、広域組合殿の業務範囲の記載をお願い致します。	「要求水準書」P10. 第1章第4節2を参照してください。
4	入札説明書	2	第2	3			事業目的	各広域組合構成市町村殿の廃棄物処理政策及び本施設と益田清掃工場との関連につきご教示下さい	「実施方針（変更）」P1. 第1本事業の背景等を参照してください。
5	入札説明書	2	第2	3			事業目的	汚泥等とは、下水処理汚泥を示すものでしょうか。それとも要求水準書添付資料7にあるし尿処理施設の余剰汚泥を示すものでしょうか。	「入札説明書」の用語の定義に示しているとおりで。また、補足説明としてNO. 2の回答を参照してください。
6	入札説明書	2	第2	3			事業目的	事業目的として、循環型社会への貢献、リサイクルの推進などのキーワードがあげられています。一方、今回の処理方式によって、生成される副生成物（溶融スラグ、炭化物、焼却灰・飛灰）が異なってきます。炭化物、焼却灰・飛灰の場合は、溶融スラグと比べて、循環型社会への貢献/リサイクル推進の点ではより優れていると考えられますが、追加溶融施設整備を求められており、内容審査と価格の両面で評価が低くなる結果となります。なぜでしょうか。	追加溶融施設整備についての基本的な考え方は「実施方針（変更）」P4. 第1.3(7)を参照してください。
7	入札説明書	2	第2	5	(2)		事業実施用地	事業実施用地の住民同意は取得済みでしょうか。	「要求水準書添付資料【追加-3】覚書及び環境保全協定」に示すとおりです。なお、処理方式に関しては追加2方式に対する地元調整が今後必要となります。
8	入札説明書	2	第2	5	(2)		事業実施用地	選定事業者にて清掃及び除草する必要がある管理区域中のその他用地(約2ha)について、造成後の整地状況についてご教示頂けないでしょうか、また施設の整備及び運営期間に組合殿の事由による管理区域の用途変更等はないものと考えてよろしいでしょうか。	前段部分については、「要求水準書添付資料【追加-1】造成計画平面図」及び「要求水準書添付資料【追加-2】排水計画図」を参照してください。管理区域中の施設用地以外の用地について、現在はその他利用計画はございません。なお、法面は雨水による侵食防止のため種子吹付工を施工します。後段部分については、将来利用計画に変更が生じた場合は協議いたします。
9	入札説明書	2	第2	5	(2)		事業実施用地	管理区域を運営期間満了日まで無償貸与するとありますが、運営開始後については施設用地と進入路のみとするに置き換える事はできないでしょうか。ご教示願います	「入札説明書」のとおりとします。
10	入札説明書	3	第2	5	(2)		事業実施用地	造成工事完了までには選定事業者は決まっていますが、選定途中にて応募者の作業内容があるのでしょうか。	想定しておりません。なお、NO. 11の回答を参照してください。
11	入札説明書	3	第2	5	(2)		事業実施用地	「造成工事完了は平成16年11月末日を予定」とありますが、当記載年月にて間違いはありませんでしょうか。	ご質問の箇所について「平成17年11月末日」に修正いたします。

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等に関する質問回答書(第1回)

NO	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答	
12	入札説明書	3	第2	5	(2)		事業実施用地	管理区域の造成工事完了は平成16年11月末日とありますが、施設用地と施設用地以外の用地も上記日程と考えると宜しいでしょうか。	NO. 11の回答を参照してください。	
13	入札説明書	3	第2	5	(2)		事業実施用地	「管理区域の造成工事完了は平成16年11月末日を予定している」と記載されていますが、その後の文章との整合性を考えると、年月日が誤記ではありませんか。	NO. 11の回答を参照してください。	
14	入札説明書	4	第2	7	(1)		運営期間	万が一運営開始日が予定より遅れた場合、運営期間の終了日を遅れた分だけ延ばすことでご再考頂けないでしょうか。理由は、延ばさない場合、それだけ運営期間中の事業収入が減るため、帰責者(*広域組合の場合もあり得る)による損害賠償金負担がより大きくなってしまいます。	「入札説明書」とおとりとします。	
15	入札説明書	4	第2	7	(1)		事業期間	「(前略)可能な限り早期に本施設の運営が開始されることを希望している(後略)」とありますが、運営開始予定日より早期に運営を開始する提案を行なった場合でも落札者決定基準の審査項目に該当項目が無い為、審査上その部分については考慮されないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
16	入札説明書	4	第2	7	(1)		事業期間	第一次審査及び第二次審査において、運営開始日より早期の運営開始を提案した場合でも、評価の加点の対象にはならないという理解でよろしいでしょうか。	NO. 15の回答を参照してください。	
17	入札説明書	4	第2	7	(2)		事業期間	運営期間満了時には施設譲渡手続きをもって事業終了となっておりますが、実態として事業終了後一定期間、選定事業者に運営・維持管理業務を継続して委託する可能性はありますでしょうか。	可能性を否定するものではありません。	
18	入札説明書	5	第2	8	(1)	①	e	業務内容	国庫補助金の交付について、国・県との協議状況、特に、どの施設が補助対象となるのか等の条件は、いつ示していただけるのでしょうか。	本事業補助対象については、廃棄物処理施設整備(民間資金活用型社会資本整備事業)国庫補助金交付要綱を参照してください。
19	入札説明書	5	第2	8	(1)	①	g	業務内容	施設の整備段階における業務内容に「g. 周辺住民への対応」とありますが、具体的にはどのような業務を想定されていますでしょうか。ご教示願います。	「要求水準書」P26. 第2章第4節5を参照してください。
20	入札説明書	5	第2	8	(1)	①	g	業務内容	具体的な対応事項として決まっているものがあればご教示ください。	NO. 19の回答を参照してください。
21	入札説明書	5	第2	8	(1)	②	a	特記事項	g. 周辺住民への対応に対する広域組合殿の協力は、具体的にはどのような内容なのでしょうか。	選定事業者が実施する住民対応に必要な範囲内の情報提供等です。
22	入札説明書	5	第2	8	(1)	②	a	特記事項	「広域組合の協力が得られるものとする」とありますが、具体的にどのような協力が得られるのか教示下さい。整備計画書に使用する、ごみ処理基本計画、精密機能検査報告書、費用対効果分析検討書等は広域組合にて作成されるものと考えてよいですか。	前段については、要求水準書のP25とP26に示すとおり申請手続きに係る窓口業務等を広域組合が担う必要がある場合には、広域組合が協力するものとします。後段については、ごみ処理基本計画、廃棄物循環型社会基盤施設整備事業計画、施設整備事業構想、ごみ処理整備基本計画は広域組合が作成し、その他必要書類は選定事業者が作成します。

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等に関する質問回答書(第1回)

NO	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
			第2	8	(1)	②	a			
23	入札説明書	5	第2	8	(1)	②	a	特記事項	広域組合の協力が得られるものとあるが、具体的にどのような協力が得られるのか、ご教示願います。	NO. 21及びNO. 22の回答をご参照ください。
24	入札説明書	5	第2	8	(2)	①	b	施設の運営段階における業務	副生成物等の最終処分についてP6②特記事項b.にあります益田市下波田埋立処理場に有料で埋立可能とありますが、業務範囲は搬入のみとし、当該処理場での均し及び覆土等の作業は業務範囲外と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	入札説明書	5	第2	8	(2)	①	b	副生成物の有効利用	溶融スラグがJ I S化認定された場合、組合構成市町村殿発注工事などでの材料（資材）として積極的に使用して頂けるようなご協力を得られますでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	入札説明書	5	第2	8	(1)	②	b	特記事項	プロジェクトマネジメント業務とは、具体的にどのような業務を示すのかご教示下さい。	選定事業者の業務についての統括的な管理を行う業務を指します。具体的には選定事業者の実施すべき業務の遂行にあたり、プロジェクトの目的と範囲、時間、コスト、品質、人的資源、コミュニケーション、リスク、調達及び統合管理の観点から適切に構成員、協力事業者、組合委託先企業、金融機関等のマネジメントを行なうことを指します。
27	入札説明書	5	第2	8	(1)	②	b	特記事項	「プロジェクトマネジメント」とはどのような業務内容が具体的にご教示頂けないでしょうか。	NO. 26の回答を参照してください。
28	入札説明書	6	第2	8	(2)	②	b	特記事項	最終処分場への埋立可能物として「飛灰（セメント原料化方式の場合は不可）」と記載されていますが、セメント原料化方式以外からの飛灰であれば、溶融飛灰等と同様埋立可能と理解してよろしいでしょうか。	「要求水準書」P31. 第3章第3節を参照してください。
29	入札説明書	6	第2	8	(2)	②	b	特記事項	「最終処分とは益田市下波田埋立処分場に有料で埋め立てることを意味し」とありますが、下波田埋立処分場の残余量・処理計画期間および本計画以外の搬入量をご教示下さい。	「事業契約書（案）」第44条第2項を変更し、最終処分場が選定事業者の責めによらず変更となった場合の追加費用は広域組合が負担いたしますので、ご質問についての情報提供は不要と考えます。
30	入札説明書	6	第2	8	(2)	②	b	最終処分場埋め立て可能物	溶融方式の場合、反応生成物は埋立可能物との認識でよろしいですか。	反応生成物は溶融方式のうち、ストーカ+灰溶融方式については、排ガス処理設備に2段バグフィルタシステムを採用する場合、1段目のバグフィルタで捕集した飛灰は溶融するものとします。また2段目のバグフィルタで捕集した反応生成物は溶融飛灰と同様に扱い、埋め立て可能とします。なお、ガス化溶融方式については、バグフィルタで捕集したものはすべて溶融飛灰として埋立可能です。
31	入札説明書	6	第2	8	(2)	②	b	選定事業者の業務範囲	益田市下波田埋立処理場の埋め立て料金の1,500円は15年間の事業契約期間中に渡り保証頂けるという前提で、且つ当該規定が事業契約に盛り込まれるという理解で宜しいでしょうか。	埋立料金を変更する場合には、サービス対価（変動費Ⅱ）について、最終処分する副生成物等の単価（単価Ⅱi）を見直します。
32	入札説明書	6	第2	8	(2)	②	b	特記事項	最終処分する場合、益田市下波田埋立処分場に埋め立てることとありますが、処分場の受付時間及び受け入れ休止日をご教示頂けないでしょうか。	年末年始（12月31日～1月3日）を除く月曜日～金曜日の9：00～16：30（昼休みの12：00～13：00は除く）です。
33	入札説明書	6	第2	8	(2)	②	b	施設の運営段階における業務	最終処分の埋立地とされている下波田埋立処分場の埋立料金は1,500円/tとの記載です。選定事業者が「当該副生成物」を最終処分する場合、選定事業者が下波田埋立処分場に支払う埋立料金の単価は1,500円/tは、PFI事業期間中は固定化されるとの理解で宜しいでしょうか？	NO. 31の回答を参照してください。

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等に関する質問回答書(第1回)

NO	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
			第2	8	(2)	②	b			
34	入札説明書	6	第2	8	(2)	②	b	特記事項	当該処理場の埋立料金の1,500円/tは、埋立可能物全てに対するものと解釈して宜しいでしょうか。また運営期間中での料金の変更はあるのでしょうか、条件も含めて教えてください。	NO.31の回答を参照してください。
35	入札説明書	6	第2	8	(2)	②	b	埋め立て料金	当該処理場の埋め立て料金は、1,500円/tと大変廉価になっており、埋め立て可能物は溶融スラグ、溶融飛灰、金属類及び処理不適合物となっております。溶融スラグの処理がコスト的にメリットがあることとなり、リサイクルを積極的に行うよりも、埋め立てることが評価される結果となります。なぜでしょうか。	NO.6の回答を参照してください。
36	入札説明書	6	第2	8	(2)	②	b	特記事項	飛灰の埋立について「セメント原料化方式の場合は不可」とありますが、セメント原料化方式の場合のみ飛灰最終処分が認められない理由をご教示頂けないでしょうか。	ストーカ+セメント原料化方式では飛灰もセメント原料化が可能なためです。なお、溶融方式のうち、ストーカ+灰溶融方式を採用する場合には、飛灰の溶融を義務づけています。
37	入札説明書	6	第2	8	(2)	②	b		下波田埋立処分場の残余容量は十分確保されていることを示す資料をご開示下さい。又、最終処分場確保状況につきましては、広域組合側にてリスク負担頂くような契約の規定をご検討お願い致します。	NO.31の回答を参照してください。
38	入札説明書	6	第2	8	(2)	②	d	特記事項	「プロジェクトマネジメント」とはどのような業務内容が具体的に教示頂けないでしょうか。	NO.26の回答を参照してください。
39	入札説明書	10	第3	2	(4)			質問・回答の公表	スケジュール的に非常にタイトなものと想像できますが、処理方式選択に関する質問は9/17よりも早期の回答を希望します。9/17の正式回答後、処理方式を決定し、設計・見積もりを行うと、11/5までに概算金額を算出し、第一次審査書類を提出することは難しくなります。	「入札説明書」のとおりとします。
40	入札説明書	13	第3	2	(9)	③		入札代理人	委任状の提出期限は第二次審査提出期限の平成16年2月7日と考えてよろしいでしょうか。	様式集（第一次審査）様式4-4については、第一次審査提出期限までに提出してください。なお、第二次審査書類提出期限は平成17年2月7日の誤りであったため、入札説明書を修正いたします。
41	入札説明書	13	第3	2	(9)	④	ア	入札価格等に関する事項	法人税法第63条《長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度》の規定の適用が入札価格算定の前提として理解してよいでしょうか。	応募者の判断としてください。
42	入札説明書	13	第3	2	(9)	④	ア	入札価格等に関する事項	「入札金額は広域組合が事業期間中に選定事業者を支払うサービス対価の総額」とありますが、これには、運営保証金Ⅰ、Ⅱは含まれず、それらの調達に要した費用（金利）は含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
43	入札説明書	13	第3	2	(9)	④	ア	入札金額	入札金額の現在価値換算は行わないと考えてよろしいですか。もし換算が必要な場合は、想定されている割引率をご教示ください。	現在価値換算は行いません。

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等に関する質問回答書(第1回)

NO	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答	
44	入札説明書	13	第3	2	(9)	④	ア	入札価格等に関する事項	「…提案する入札金額は、…サービス対価の総額とし・・・」とございますが、流動床式炭化炉方式あるいはストーカー+セメント原料化方式を採用した場合のサービス対価の総額（固定費Ⅰ、変動費Ⅰ、変動費Ⅱ、保証金Ⅰ、及び保証金Ⅱ）の金額とは、浴融方式に変更したと仮定した場合の固定費Ⅰ、変動費Ⅰ、変動費Ⅱ、保証金Ⅰ、及び保証金Ⅱの金額を入札価格とする、つまり運営保証金Ⅰ及びⅡを入札価格に含めて提案するという理解で宜しいでしょうか。そうでないと入札の競争の公平性/整合性が担保されないと考えますが如何でしょうか。（以下その理解で、ご質問をさせていただきます）	入札の公平性/整合性を担保するために、入札価格にはサービス対価（保証金Ⅰ）及びサービス対価（保証金Ⅱ）を考慮するものものとしました。なお、運営保証金Ⅰ及び運営保証金Ⅱは現金にて広域組合に納付いただきますが、運営保証金Ⅰ及びⅡそのものは入札価格には含まれません（NO.185の回答も参照してください。）。	
45	入札説明書	13	第3	2	(9)	④	ア	b	サービス対価における金利変動	「金利変動は見込まない」との御指示ですが、同ウに「民間金融機関と同様の金利を前提とする事」との記述があります。15年間の固定金利を想定するというお考えでしょうか。	NO.120の回答を参照してください。
46	入札説明書	13	第3	2	(9)	④	ア	b	入札価格等に関する事項	「（前略）金利変動は見込まない。」とありますが、スプレッド部分を除くベース部分について、入札の際の基準金利的な数字は提示されないのでしょうか。また入札時から契約時までの間の金利（ベース部分）変動リスクは民間側で負わなければならないのでしょうか。	NO.120の回答を参照してください。
47	入札説明書	13	第3	2	(9)		ア	c	入札価格等に関する事項	「国庫補助金の交付見込み額を考慮した金額」とありますが、同額を差し引いた金額の意と理解してよろしいでしょうか。また、PFI事業想定価格11,244,817,000円も同額を考慮（差し引いた）ものなのでしょうか。	ご理解のとおりです。
48	入札説明書	13	第3	2	(9)	④	ア	c	入札価格等に関する事項	入札金額とは国庫補助金の交付見込み額を含む金額ですか。	NO.47の回答を参照してください。
49	入札説明書	13	第3	2	(9)	④	ア	c	入札価格等に関する事項	「国庫補助金の交付見込み額を考慮した金額であること」となっておりますが入札金額は、国庫補助金を除いた額と理解してよいでしょうか。	NO.47の回答を参照してください。
50	入札説明書	13	第3	2	(9)	④	ア	e	入札価格等に関する事項	「副生成物の売却による収入を考慮した金額であること」とあります。しかし、スラグのJIS化が確定していない状態で、スラグの売却による収入を前提に金額をはじくことは、SPCの収支計画自体の確実性を失うこととなります。そのような前提のもと、副生成物の売却による収入を見込むというのは、そのリスクは選定事業者が負うという事だと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
51	入札説明書	13	第3	2	(9)	④	イ		入札価格等に関する事項	PFI事業想定価格には国庫補助金の交付見込み額を含んでいますか。	NO.47の回答を参照してください。
52	入札説明書	13	第3	2	(9)	④	イ	PFI事業想定価格	PFI事業想定価格11,244,817,000円については、国庫補助金を含まない金額と考えて宜しいでしょうか。	NO.47の回答を参照してください。	
53	入札説明書	16	第3	4	(1)	①	ア	応募者の構成	SPCの設立条件に際し、最低資本金、最低自己資本比率等の制限は無いものと理解してよろしいですか。	ご理解のとおりです。	

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等に関する質問回答書(第1回)

NO	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
			第3	4	(1)	①	ア			
54	入札説明書	16	第3	4	(1)	①	ア	応募者の構成	本文から応募グループでSPCに出資を行わないものを協力事業者と読み替えてもよろしいでしょうか。	協力事業者はSPCから直接本事業の業務を委託し又は請け負う予定のものを意味します。また応募グループには広域組合委託先企業も含まれます。
55	入札説明書	16	第3	4	(1)	①	ア	SPC設立	SPCの所在候補地として、益田市内にどこか想定されている場所はございますか。事業者が自由に立地選定してよろしいですか。	特に想定する場所はありません。益田市内であれば落札者の任意によります。
56	入札説明書	16	第3	4	(1)	①	イ	応募者の構成	構成員以外の出資者として、想定されている会社または団体にはどのようなものがありますか。(18頁に記載のSPCに出資を行なう広域組合委託先企業以外)	具体的に想定する会社・団体はありません。
57	入札説明書	16	第3	4	(1)	①	ウ	応募者の構成	応募グループの構成員及び協力事業者の変更が認められなくなるのはいつの時点からと考えればよいのでしょうか。また協力事業者から構成員への変更も認められないのでしょうか。	参加表明書の提出以降は、やむを得ない事情であるとして広域組合が承諾した場合以外は認められません。協力事業者から構成員への変更(又はその逆)も同様です。なお、広域組合委託先企業については原則として第一次審査書類提出時までは変更可能であるものとし、入札説明書を修正します。
58	入札説明書	16	第3	4	(1)	①	エ	応募者の構成	応募者の構成員並びに協力事業者が、本事業を受注した他のグループの構成員並びに協力事業者の下請け業者となる事は可能でしょうか。	可能です。なお、「事業契約書(案)」第14条第2項及び第37条第2項に基づいて広域組合に対してその旨を通知する必要があります。
59	入札説明書	17	第3	4	(1)	②	ウ	応募者の参加要件	応募者の構成員及び協力事業者の参加要件には「益田市への指名願いが提出されている」ことが含まれないと解釈して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	入札説明書	17	第3	4	(1)	③		応募者の資格要件	H16.3付け実施方針書(案)には、施設の工事監理および運営にあたるものの要件が記載されておりましたが、今回それらが削除されております。どのようなお考えで削除されたのでしょうか。	工事監理にあたるものの要件については、施設のうち土木・建築工事対象物の施工にあたるもの又はこれらのものと親子会社の関係にあるものが工事監理を担当することを認めることとしたため、削除しております。運営にあたるものの要件については、削除しましたが「要求水準書」P29.第3章第1節5.の記述を追加しております。
61	入札説明書	17	第3	4	(1)	③		入札参加資格	本事業における業務のうち、設計・施工にあたる者は協力事業者とし、必ずしも構成員となつて出資する必要が無いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
62	入札説明書	17	第3	4	(1)	③	イ	応募者の資格要件	建築物等の施工業務を複数の企業が担当する場合、この資格要件は1社が満たしていれば、他の企業は要件を満たさなくともよろしいでしょうか。	選定事業者から業務の委託を受ける企業は、全て資格要件を満たしてください。
63	入札説明書	18	第4	4	(1)	③	ウ a	応札者の資格要件	必要実績は、当該方式が1件でもあれば十分という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
64	入札説明書	18	第3	4	(1)	④		広域組合委託先企業の要件等	「ストーカ+セメント原料化」での提案の場合、益田市埋立場までの運搬業者、セメント原料化施設事業者およびそこまでの運搬業者、セメント化施設事業者およびそこまでの運搬業者、すなわち最低でも5社を確保することになります。この場合、その5社とSPCとの間に直接契約が有る無しに拘わらず、参加表明書・応募者の構成表・委任状等に、その5社全てを記名・捺印する必要があるのでしょうか。また、広域組合委託先企業の変更について、御広域組合の承諾は必要ないと考えて宜しいでしょうか。	前段については、構成員及び協力事業者については必ず明記するものとし、広域組合委託先企業については、可能な限り記載してください。後段については、やむをえない事情が生じた場合に限り生じた場合に限り生じた場合は、広域組合の承諾を得て変更可能とし、事業契約を修正します。

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等に関する質問回答書(第1回)

NO	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
65	入札説明書	18	第3	4	(1)	④		広域組合委託先企業の要件等 広域組合委託先企業は必ずしもSPCに出資する必要はないと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
66	入札説明書	18	第3	4	(1)	④	ウ	広域組合委託先企業の要件等 SPCに出資を行う広域組合委託先企業は構成員として取扱わないとあります。その理由をお示し下さい。 事業期間を通じて、この広域組合委託先企業がずっと関与して頂くことが重要と考えますので、構成員扱いを選択可能なようにご検討ください。	本事業における構成員に関する規定（「入札説明書」P16. 第3.4(1)の適用がない等）が適用されないことを意味します。
67	入札説明書	18	第3	4	(1)	④	ウ	広域組合委託先企業の要件等 SPCに出資を行う広域組合委託先企業は構成員として取扱わないとありますが、具体的にどのようなことを想定されてますか。ご教示願います。	No. 66の回答を参照してください。
68	入札説明書	18	第3	4	(1)	④	ウ	広域組合委託先企業の要件等 「SPCに出資を行う広域組合委託先企業は構成員として取扱わない」とありますが、本規定の主旨についてご教示ください。	No. 66の回答を参照してください。
69	入札説明書	18	第3	4	(1)	⑤		参画要件の喪失 広域組合委託先企業が、事業契約締結までの期間に「応募者の参画要件」を欠いた場合も当該応募者は失格になるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、その場合でも広域組合委託先企業に限り、広域組合の承諾を得て広域組合委託先企業を変更することは可能とします。
70	入札説明書	18	第3	4	(1)	⑤		参加要件の喪失 広域組合委託先企業が事業契約締結までの期間に本入札説明書第3.4.(1)②「応募者の参加要件」を欠くような事態が生じた場合でも、応募者は失格になりますか。	No. 69の回答を参照してください。
71	入札説明書	18	第3	4	(1)	⑤		参加要件の喪失 応募者の構成員及び協力事業者が、事業契約締結までの期間に「応募者の参加要件」を欠くような事態が生じた場合には、当該応募者は失格とするかとあります。応募者とSPCは異なる人格でもあり、失格要件の効果は「入札日まで」又は「落札者決定日まで」として頂けませんか。	「入札説明書」のとおりとします。
72	入札説明書	19	第4	2				優秀提案の選定方法 「(前略)一定水準以上の総合評価値Iを得た応募者を第一次審査通過者とする」とありますが、「一定水準」とは、例えば内容審査Iで基準点を満たした複数の応募案の中から総合評価値Iの値の高い順に3社程度を選ぶ、という理解でよろしいでしょうか。	No. 364の回答を参照してください。
73	入札説明書	19	第4	2				第一次審査 「一定水準以上の総合評価値I」とありますが、その水準値は事前に公表されるのでしょうか。	公表する予定はありません。
74	入札説明書	19	第4	3				落札者の決定 落札者と貴組合との協議が不調に終わった場合、あるいは何らかの理由で落札者が事業契約締結前に失格となった場合は、選定結果の次点事業者が交渉権を得ると考えてよろしいでしょうか。	地方自治法施行令第167条の10の2に基づき、入札価格がPFI事業想定価格以下である応募者のうち、総合評価値IIが次点であった者を落札者とします。
75	入札説明書	20	第5	2	(2)			副生成物の売却収入 副生成物の売却単価に関しては、一切の補正・改定は行われぬのでしょうか。例えば、金属類や溶融スラグについては、リサイクル環境の変化や市況変動に左右されるため、15年間の売上高を見込んだ提案は困難と思われま。	No. 50の回答を参照してください。

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等に関する質問回答書(第1回)

NO	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
76	入札説明書	21	第5	6				業務の委託等	業務の全部の委託は、廃掃法第7条10の規定に違反しないでしょうか。(再委託の禁止)	「要求水準書」P17. 第2章第1節6. 1及びP28第3章第1節4の遵守すべき関係法令等に基づいて提案してください。
77	入札説明書	22	第6	1				契約の構成	「直接契約」についての言及がありますが、資金調達プロジェクトファイナンスが前提となるとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約の規定に従い、選定事業者が資金調達を自らの責任で行ってください。
78	入札説明書	22	第6	1				契約の構成	「広域組合と落札者の指定する融資金融機関は、落札者決定後できるだけ早い時期に直接契約に係る協議を開始するもの」とありますが、これはプロジェクトファイナンスを要求されているものと理解してよいでしょうか。	NO. 77の回答を参照してください。
79	入札説明書	22	第6	1				契約の構成	「広域組合と落札者の指定する融資金融機関は、落札者決定後できるだけ早い時期より直接契約に係る協議を開始するものとする」とありますが、これはプロジェクトファイナンスが本事業の必須条件と解釈してよろしいですか。	NO. 77の回答を参照してください。
80	入札説明書	22	第6	1				契約の構成	「広域組合と落札者の指定する融資金融機関は、落札者決定後できるだけ早い時期より直接契約に係る協議を開始するものとする」とは、プロジェクトファイナンスが融資の必須条件と解釈されますが、プロジェクトファイナンスによる事業収支計画にて落札し、その後、コーポレートファイナンスによる事業実施は不可と考えるよろしいでしょうか。	資金調達についてはNO. 77の回答を参照してください。また、後段については提案した資金調達方法の変更は認めません。
81	入札説明書	22	第6	3	(3)			契約の概要	「仮契約は広域組合議会の議決を経て正式な事業契約となる」とのことですが、この議決とは広域組合による長期債務負担行為も含まれるのでしょうか？	長期債務負担行為に関しては広域組合議会において議決済みです。
82	入札説明書	23	第6	4				契約金額	契約金額の支払いの際は、消費税及び地方消費税も、支払い時の消費税率に従って支払われるとの認識でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
83	入札説明書	23	第6	4				契約金額	「契約金額は入札価格とし、消費税及び地方消費税を含まない」との御指示ですが、『事業契約書』P. 42第10章第79条に「広域組合は、選定事業者に対してサービス対価に対する消費税及び地方消費税を支払うほか、」との記述があります。消費税・地方消費税に関しては入札(契約) 金額の外数として御負担頂けるものとして宜しいでしょうか。	NO. 82の回答を参照してください。
84	入札説明書	23	第6	6	(2)	①		契約保証金等	①契約保証金の額 において「契約金額の100分の10に」とある一方、③契約保証金の免除においては「固定費Iの総額の100分の10」とあります。保険による契約保証金の免除の場合、保険金額は契約金額の100分の10でなくてよろしいのでしょうか。	契約保証金の金額については益田市の契約規則に基づくものです。従って、「入札説明書」のとおりとします。

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等に関する質問回答書(第1回)

NO	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
			第6	6	(2)	①				
85	入札説明書	23	第6	6	(2)	①		契約保証金の額	納付する契約保証金の額は、契約金額(=入札金額)の100分の10では運営部分の金額まで含まれ、施設整備の保証金としては負担が大きいのと思われますが、ご再考願えないでしょうか。	NO. 84の回答を参照してください。
86	入札説明書	23	第6	6	(2)	①		契約保証金の納付	契約保証金の額は「契約金額の100分の10」とされていますが、「固定費Ⅰの100分の10」相当との理解でよろしいでしょうか(「③契約保証金の免除」の項に同様の記載あり。)	NO. 84の回答を参照してください。
87	入札説明書	23	第6	6	(2)	①		契約保証金の額	「契約金額の100分の10に相当する金額」とありますが、施設整備の履行を保証する目的であれば、固定費Ⅰ(施設の整備段階における業務に対して支払う対価)の総額の100分の10として頂きたいと考えます。一方、同ページの「③契約保証金の免除」では、固定費Ⅰの100分の10に相当する金額となっております。このように金額に差異を設けた理由をご教示願います。	NO. 84の回答を参照してください。
88	入札説明書	23	第6	6	(2)	①		契約保証金の納付	保証金額が、免除項目の保険の場合は、固定費Ⅰ(施設整備分)×10%であるのに対して、現金納付では契約金額×10%と高額になるのはなぜでしょうか。現金納付の場合も、固定費Ⅰの10%でいいでしょうか。	NO. 84の回答を参照してください。
89	入札説明書	23	第6	6	(2)	②		契約保証金の納付、免除	②③において保証金の額が異なります。②においても固定費Ⅰに相当する担保の提供ではないのでしょうか。	NO. 84の回答を参照してください。
90	入札説明書	23	第6	6	(2)	②		契約保証金の納付	契約金の返還は、いつ、どのような条件でなされるのでしょうか。御教え下さい。	契約保証金は、広域組合から「事業契約書(案)」第34条に規定する完工確認書が発行された後、選定事業者からの請求に基づき返還されます。
91	入札説明書	23	第6	6	(2)	②		契約保証金の納付	第一次審査書類作成にあたり、保証に関する問合せを行う必要がありますので、「益田市の指定金融機関」の名称と担当者をご教示下さい。	契約保証金は銀行又は以下の益田市の指定金融機関の担保提供により替えることが可能です。 山陰合同銀行本・支店又は市役所派出所、 島根益田信用組合、 島根銀行益田支店・益田北支店、 津和野信用金庫益田支店・益田第二支店、 日本海信用金庫益田支店、 中国労働金庫益田支店、 山口銀行益田支店、 西いわみ農業協同組合、 島根県信用漁業協同組合連合会益田支店 なお、担当者については、上記各金融機関にお問い合わせのうえ、ご確認ください。
92	入札説明書	23	第6	6	(2)	②		契約保証金の納付	銀行以外の益田市の指定金融機関とはどこになるのでしょうか。御教え下さい。	NO. 91の回答を参照してください。
93	入札説明書	24	第6	6	(3)	①		運営保証金の考え方	流動床式炭化方式で提案する場合、あらかじめ溶融設備を建設し、溶融方式でも運営可能な事業計画を立案すれば、運営保証金は納付しなくても宜しいですか。	ご理解のとおりです。

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等に関する質問回答書(第1回)

NO	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
94	入札説明書	24	第6	6	(3)	①	運営保証金の考え方	流動床式ガス化溶融方式で提案する場合において、炭化物も製造できる設備を当初より付加し、スラグも炭化物も製造できる施設で提案した場合は運営保証金は不要と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
95	入札説明書	24	第6	6	(3)	①	運営保証金の考え方	流動床式ガス化溶融方式で提案する場合において、炭化物も製造できる設備を当初より付加し、スラグも炭化物も製造できる施設で提案した場合、一般廃棄物処理施設としての許認可は取得可能と考えて宜しいでしょうか。	応募者の責任で確認してください。
96	入札説明書	24	第6	6	(3)	①	運営保証金の考え方	民間のノウハウにより副生成物を有価(有効)利用するセメント原料化や炭化物製造の場合、運営保証金と保証金の支払により、ライフサイクルコストの増加が余儀なくされており、貴組合が本事業の目的として実施方針(変更)第2 特定事業の選定に関する事項1 (3) 事業目的 ⑥で記載されている「民間のノウハウの活用による、ライフサイクルコストの削減」に反するように思いますが、いかがでしょうか。	NO.6及びNO.44の回答を参照してください。
97	入札説明書	24	第6	6	(3)	①	運営保証金の考え方	運営保証金の納付の代替として、銀行支払保証書の納付は可能でしょうか。	認められません。現金のみです。「入札説明書添付資料-5」P2.3を参照してください。
98	入札説明書	24	第6	6	(3)	①	運営保証金の考え方	「副生成物について確実に有効利用又は最終処分されることを前提として、……益田市埋立処分場の延命化に資することが必要」とあり、セメント原料化、炭化物製造の場合は、運営保証金の納付が必要とあります。この主旨からすると最終処分場が民間委託で確実に確保できることが可能であれば、運営保証金は不要と考えてよろしいでしょうか。	副生成物の最終処分は広域組合の指定する益田市下波田埋立処理場以外には認めません。
99	入札説明書	24	第6	6	(3)	①	運営保証金	流動床式炭化方式及びブスター+セメント原料化方式において、副生成物の有効利用が不可能であると広域組合が判断した場合は溶融施設を追加整備し、運営するとあります。この場合の、不可能であると判断する基準をお示しください。	NO.172の回答を参照してください。
100	入札説明書	24	第6	6	(3)	①	運営保証金	事業契約案において、事業期間にわたっての引き取り保証が義務付けられているのに加えて運営保証金の積み立てまで義務付けられるのは過剰な保証ではないでしょうか？どちらか一方を保証から外していただけないでしょうか。	「入札説明書」のとおりとします。
101	入札説明書	24	第6	6	(3)	①	運営保証金	運営保証金を、組合に納付することとなっておりますが、金融機関による支払保証書の差し入れでも可としていただきたいと思います。如何がでしょうか。	NO.97の回答を参照してください。
102	入札説明書	25	第7	2	(3)		運営期間満了時	当該譲渡前検査に係る費用については、組合殿の負担と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
103	入札説明書 添付資料-1	1	1				広域組合委託先企業の定義について	副生成物を第三者に有償売却する場合、その第三者とは広域組合委託先企業に該当しないと考えると宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
104	入札説明書 添付資料-1	1	1				広域組合委託先企業の定義について	「選定事業者の提案内容が第三者を活用して・・・」となっておりますが、この第三者とは、応募グループの構成員又は協力会社でもよいのでしょうか。	ご理解のとおりです。

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等に関する質問回答書(第1回)

NO	資料名	頁	項目	タイトル	質問内容	回答
105	入札説明書 添付資料-1	1	1		広域組合委託先企業の定義 本文で有償売却が可能な取引先企業は本定義からはずれるものとなりますが、これらの企業は協力事業者となるのでしょうか。またこれらの運搬業者も同様に協力事業者となるのでしょうか。	前段については、協力事業者には該当しません。 後段については協力事業者に該当します。なお、後段の場合でも構成員・協力事業者から委託を受ける第三者（下請企業）は協力事業者に該当しないため、複数の応募者に参加することができます。
106	入札説明書 添付資料-1	1	1		広域組合委託先企業の定義 本文での有償売却とは輸送費を含まない処分費用と考えますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
107	入札説明書 添付資料-1	1	1		広域組合委託先企業の定義について 「副生成物のうち選定事業者が第三者に有償売却可能なもの」について、持込の場合の運搬費が売却価格を上回った場合でも、「有償売却」と理解してよいのでしょうか。	NO.106の回答を参照してください。
108	入札説明書 添付資料-1	1	3		選定事業者が確保する広域組合委託先企業 選定事業者が副生成物を最終処分する場合に益田市下波田処分場までの運搬を行う企業を、広域組合委託先企業として確保することと解釈しますが、事業契約書(案)のP26第46条1項では運搬を自ら行わない場合となっています。よって、SPCが自ら運搬を行う場合は、広域組合委託先企業の確保は不要と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
109	入札説明書 添付資料-1	1	3	②	選定事業者が確保する広域組合委託先企業 流動床式炭化方式の場合、炭化物を有償購入する企業を広域組合委託先企業として届け出る必要がありますか。また、炭化物を有償購入する企業（例えば、おろし間屋、商社等）と有効利用する企業が違う場合、有効利用する企業も広域組合委託先企業として届け出る必要がありますか。	前段については、「入札説明書添付資料-1」の1.に記載のとおり、副生成物が第三者に有償売却可能な状態であるため、広域組合委託先企業を確保する必要はありません。後段についても、当該副生成物が選定事業者から有償売却されたものであるならば、前段と同様です。
110	入札説明書 添付資料-1	1	3	②	選定事業者が確保する広域組合委託先企業 セメント原料化方式の場合、焼却灰及び飛灰をセメント原料として逆有償で購入する企業（セメント製造会社）を広域組合委託先企業として届け出る必要がありますか。また、セメントを実際に有効利用する企業（セメントを有償で購入するコンクリート二次製品メーカー、ゼネコン等）も広域組合委託先企業として届け出る必要がありますか。本方式での広域組合委託先企業の定義が不明確ですので、明確な説明をお願いします。	いずれも、「入札説明書添付資料-1」の3.②に記載のとおりですが、前段については、第三者に有償で売却できない状態である副生成物を引取る企業であるため広域組合委託先企業に該当します。また後段については、当該副生成物が「有償で購入」されているので、質問に記載された企業は広域組合委託先企業に該当しません。
111	入札説明書 添付資料-1	1	3	②	選定事業者が確保する広域組合委託先企業 溶融方式の場合、スラグを逆有償あるいは有償購入する企業を広域組合委託先企業として届け出る必要がありますか。また、スラグを逆有償あるいは有償購入する企業と有効利用する企業が違う場合、有効利用する企業も広域組合委託先企業として届け出る必要がありますか。	NO.109及びNO.110の回答を参照してください。
112	入札説明書 添付資料-1	1	3	②	選定事業者が確保する広域組合委託先企業 広域組合委託先企業の定義が不明確です。広域組合委託先企業の範囲は、「当該副生成物」が「A：有効利用」または「B：有償売却」されるものとありますが、「A：有効利用」は「有償売却」と「逆有償売却」とを含みます。よって、「A：有効利用」と「B：有償売却」において、「有償売却」が重複しております。また、「有償売却」が運搬費を含むのか否かが不明です。 よって、 1. 「有償売却」とは運搬費を含むものと定義する 2. 広域組合委託先企業の範囲は、「当該副生成物」が「有償売却」される状態に至るまでと定義するとされるべきと考えます。	質問の1については、NO.106の回答を参照してください。 質問の2については、NO.109の回答を参照してください。

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等に関する質問回答書(第1回)

NO	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
113	入札説明書 添付資料-1	1	4				広域組合委託先企業 の具体例	運営期間中に広域組合委託先企業としている運搬業者からSPC自らの運搬への変更(またはその逆など)は可能でしょうか。	ご理解のとおりです。なお、その場合は広域組合の事前の承諾を得てください。
114	入札説明書 添付資料-1	2					広域組合委託先企業 の範囲等	表中に記載されている、全ての広域組合委託先企業にSPCから支払われる15年間の費用(運搬費、引取費)は、提案書に記載するとの理解でよろしいでしょうか。また、これら15年間の費用はSPCが官側に保証する金額との理解でよろしいでしょうか。	前段についてはご理解のとおりです。後段については、運搬費・引取費の変更によるサービス対価の改定は行いません。
115	入札説明書 添付資料-2	2	1	⑤			サービス対価(保証金I)	運営保証金Iを自己資金で賄う等、資金調達するための費用が発生しない場合には保証金Iは考慮しなくてもよいでしょうか。また、セメント、炭化の場合に、あらかじめ建設時に溶融炉を設置した場合にも保証金Iを考慮する必要は無いと考えてよいでしょうか。	運営保証金Iを自己資金で賄うことは認めません。また、後段については、ご理解のとおりです。
116	入札説明書 添付資料-2	2	1	⑥			サービス対価(保証金II)	運営保証金IIを自己資金で賄う等、資金調達するための費用が発生しない場合には保証金IIは考慮しなくてもよいでしょうか。	運営保証金IIを自己資金で賄うことは認めません。
117	入札説明書 添付資料-2	2	1				サービス対価の支払い方法	平成20年4月1日より早期に運営を開始する場合、運営開始日から平成20年3月31日迄の期間については、運営保証金の算出に際しての「運営期間」には含まれないものと理解してよろしいでしょうか。	運営開始日から平成20年3月31日迄の期間についても、運営保証金IIの算出に際しての「運営期間」に含みます。
118	入札説明書 添付資料-2	2	1	表1			サービス対価の支払方法について	表1右下に「溶融施設が完成するまでの期間に炭化物又は焼却灰・飛灰を最終処分する場合は、最終処分可能な状態にするための費用、サービス対価の減額分の補填等を含む。」とあります。一方、入札説明書添付資料3(4)④に「追加溶融設備の整備期間中において、～、変動費IIは支払い停止とし、自らの費用で副生成物を最終処分すること。」とあり、上記と整合性が取れないように思われます。御組合が具体的にどのような想定を考慮していらっしゃるのか御教授下さい。	ご質問の引用文中「自らの費用」として必要となる金額は運営保証金Iに含まれます。したがって、「入札説明書添付資料-2」P2.表1を修正します。
119	入札説明書 添付資料-2	2	1	表1			サービス対価の構成	流動床式炭化炉方式あるいはストーカー+セメント原料化方式を採用した場合、入札金額にはサービス対価(保証金I)及びサービス対価(保証金II)と運営保証金I及びIIも含まれ、仮に運営期間中に溶融方式に変更した場合、運営保証金Iを返還頂いた上で選定事業者が溶融設備の整備を行うことになると理解しております。しかしながら、当該追加整備に要した費用は、現状ではサービス対価(固定費I)には含まれておらず、一方で15年後の事業契約期間満了時に当該溶融施設の所有権は広域組合殿に移転することから、結果的に当該溶融施設は民間側から広域組合殿への無償提供となります。一方溶融3方式の場合は、当該費用はサービス対価の一部として支払いを受けられます。従いまして、入札の競争の公平性/整合性の観点から、流動床式炭化炉方式あるいはストーカー+セメント原料化方式を採用した場合で、溶融施設を整備した場合、追加整備に要した費用についてサービス対価(固定費I)に含めるべきと考えますが如何でしょうか。(その場合、事業契約の変更もお願いいたします)	流動床式炭化炉方式又はストーカー+セメント原料化方式を採用した場合で、追加溶融施設を整備した場合でも、サービス対価(固定費I)の変更は行いません。
120	入札説明書 添付資料-2	2	1	表1			サービス対価(固定費I)	金利はいつ、どのように決まるのでしょうか。また、事業期間中に見直しは行われるのでしょうか。一般的PFIでは基準金利+スプレッドで決まりますが、公表資料に中ではそれらの記載がありません。	金利変動によるサービス対価の改定は行いません。したがって、金利は応募者の提案とします。

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等に関する質問回答書(第1回)

NO	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
121	入札説明書 添付資料-2	2	1	表1				サービス対価 (固定費Ⅰ)	固定費Ⅰの支払い方によって、SPCの原価計上方法が変わります。原価を減価償却によって算出しなければならない場合、税務的な負担が増えてしまうため、契約締結の際は、固定費Ⅰの支払い方は、長期割賦販売基準が適用可能な支払い方となるものと考えてよろしいでしょうか。	NO.41の回答を参照してください。
122	入札説明書 添付資料-2	2	1	表-1				サービス対価の構成	溶融施設が完成するまでの期間に炭化物又は焼却灰・飛灰を最終処分する場合の「最終処分可能な状態にするための費用」には変動費(ユーティリティ費等)や固定費Ⅱに相当する費用も含まれると考えて良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
123	入札説明書 添付資料-2	2	1	表-1				サービス対価の構成	サービス対価(固定費Ⅰ)に含まれる支払い利息にかかる基準金利の決定日はいつを想定されていますか。	NO.120の回答を参照してください。
124	入札説明書 添付資料-2	2	1	表-1				固定費Ⅰ	固定費Ⅰは元金+利息とありますが、選定事業者が金融機関から調達する資金に係る利息は基準金利+スプレッドから構成されます。本件では、事業契約上で採用される基準金利は決まっていない、基準金利+スプレッドからなる金利を応募者が提案する、との理解で正しいでしょうか。	NO.120の回答を参照してください。
125	入札説明書 添付資料-2	3	1	表-1	②			サービス対価 (保証金Ⅱ)	この保証金Ⅱは、溶融施設の完成後に事業満了まで必要なすべての費用とする(利息相当のみ)とあります。添付資料-5では、使わなかった保証金Ⅱは、各年度で返還となっておりますが、毎年のサービス対価の計算方法を再度ご提示願います。	サービス対価(保証金Ⅰ)、サービス対価(保証金Ⅱ)、運営保証金Ⅰ及び運営保証金Ⅱの毎年の支払い方法は、「入札説明書添付資料-5」P4.図2のとおりです。「入札説明書添付資料-2」のご指摘の箇所を修正します。
126	入札説明書 添付資料-2	3	1	表-1	②	d		サービス対価(固定費Ⅱ)	表中の維持管理費とは、d.本施設の維持管理に係る費用とありますが、詳細の項目はどのように想定されていますか、ご教示願います。	維持管理の業務内容については、「要求水準書」第3章第5節に示すとおりです。様式集(第二次審査)様式11-10を参照してください。
127	入札説明書 添付資料-2	4	2					サービス対価の支払方法	「広域組合は、平成20年4月から平成35年3月までの15年間にわたり、モニタリング結果を踏まえ、表-2に示す四半期ごとに選定事業者に対してサービス対価を支払うものとする」とあります。この内、固定費Ⅰは四半期毎の元利均等支払との理解で正しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
128	入札説明書 添付資料-2	4	2					サービス対価の支払方法	早期に運営を開始する場合には、固定費Ⅱ、変動費Ⅰ及び変動費Ⅱについて、相当する期間分を追加して支払うとあります。…ただし、この追加分は入札価格には含まないとあります。早期に運営開始できた場合、早期分の利息負担は入札価格に反映していませんが、別途支払われると考えてよろしいでしょうか。	別途支払うことはありません。
129	入札説明書 添付資料-2	4	2	表-2				サービス対価の支払い方法	試運転中のごみの処理に対するサービスの対価は広域組合から選定事業者に対して支払われないと解してよいでしょうか。	試運転費用はサービス対価(固定費Ⅰ)に含まれます。「入札説明書添付資料-2」P2.表1を参照してください。
130	入札説明書 添付資料-2	4	3	(1)				改定の基本的な考え方	サービス対価の改定において、ごみ量の変動、ごみ質の変化、物価変動の改定基準と単価を御教示ください。	改定基準は、「入札説明書添付資料-2」P4.3.を参照してください。単価は、応募者の提案とします。

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等に関する質問回答書(第1回)

NO	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
131	入札説明書 添付資料-2	4	3	(1)	①		ごみ量変動	ごみ処理量が予測値を大幅に下回った場合、変動費単価の見直し協議を行うと考えて宜しいでしょうか。	ごみ量変動に伴う単価Ⅰ及び単価Ⅱiの見直し協議を行うことは想定しておりません。
132	入札説明書 添付資料-2	5	3	(2)			ごみ量変動及びごみ質変化に基づく改定	「4分の1」は「4分の1づつ」の理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
133	入札説明書 添付資料-2	5	3	(2)			ごみ量変動	入札説明資料6の(3)項では4,000トン/四半期となっています。計画年間平均処理量は18,700トンであり、平均4,675トン/四半期となります。4,675トン/四半期にて考えて宜しいでしょうか。	「入札説明書添付資料-6」のとおりです。「入札説明書添付資料-2」のご指摘の箇所を修正します。
134	入札説明書 添付資料-2	6	3	(2)			ごみ量変動及びごみ質変化に基づく改定	「なお、入札価格にの算定にあたっては…」は「なお、提案価格及び入札価格の算定にあたっては…」の意と理解してよろしいでしょうか。	提案価格の取り扱い「落札者決定基準」P3.2(3)を参照してください。
135	入札説明書 添付資料-2	6	3	(3)			物価変動に基づく改定	需要費には油・薬品など需要費の改定指標では追従できないと思われます。変動費Ⅰ、変動費Ⅱも同様です。選定事業者となった場合に組合殿と協議して各構成内容について決定するようにお願い致します。	「入札説明書添付資料-2」P6.3(3)のとおり、選定事業者の提案内容、市場の変動等により、改定に用いる指標が実態に整合しない場合には協議を行うものとなります。
136	入札説明書 添付資料-2	6	3	(3)	表-4		物価変動に基づく改定に用いる指標	固定費Ⅱの維持管理費では、環境測定費や機械警備費等がありますが、そのようなものも物価変動指標として「国内企業物価指数/一般機械」を使用するのは馴染まないと考えます。その他の指標を御提示頂けませんでしょうか。	No.135の回答を参照してください。
137	入札説明書 添付資料-2	6	3	(3)	表-4		物価変動に基づく改定に用いる指標	変動費Ⅰでは、公共光熱費の他に燃料費、薬剤費、消耗品費等がありますが、そのようなものも物価変動指標として「国内企業物価指数/電力・都市ガス・水道」中のどれを対象とするのでしょうか。また、使用するのは馴染まないとも考えます。その他の指標を御提示頂けませんでしょうか。	No.135の回答を参照してください。
138	入札説明書 添付資料-2	6	3	(3)	表-4		物価変動に基づくサービス対価改訂に用いる指標	ブランド運転の補助燃料として大きな位置を占める化石燃料(石炭や原油)の価格については昨今、市況が高騰しており、「国内企業物価指数：電力・都市ガス・水道」の変動レベルとは乖離しております。これら化石燃料に関しては、その重大性から「国内企業物価指数：石油・石炭製品」にて考慮いただけないでしょうか。	No.135の回答を参照してください。
139	入札説明書 添付資料-3	2	1	(3)			対価の減額に関する基本的考え方	「選定事業者の行う業務において要求水準書等の未達成及び事業契約書等の不履行があった場合に次回支払い予定のサービス対価全額を対象として一定割合を減額する」とありますが、後述記載の減額方法の詳細の規定によると「サービス対価全額を対象」ではなく、減額対象となるサービス対価は「変動費Ⅱ」と「固定費Ⅱ」となっております。従い、「サービス対価全額を対象」との記載は不適切と考えますので訂正お願い致します。	ここで言う「サービス対価全額」とはサービス対価を構成している減額対象となるそれぞれのサービス対価の全額を指すものです。

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等に関する質問回答書(第1回)

NO	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
140	入札説明書 添付資料-3	2	1	(5)				モニタリング手法の 確定の手続き	「…要求水準書未達となる基準については事業契約締結後に詳細化する。」とありますが、詳細化の段階で新たな基準が加わることはないものと理解してよろしいでしょうか。	「入札説明書添付資料-3」P2, 1 (5)の箇条書き第1項に示すように、「選定事業者が提案書で示したサービス仕様に基づき、業務仕様・水準を確定」した上で詳細化します。
141	入札説明書 添付資料-3	2	1	(5)				モニタリング手法の 確定の手続き	選定事業者の提供するサービスが、要求水準等「未達」となる基準については、事業契約締結後に詳細化するとあります。この基準については、事業契約締結前に決めるべきではないでしょうか。	NO. 140の回答を参照してください。
142	入札説明書 添付資料-3	3	2	(2)	①	イ		長期修繕更新計画 書	実際の運営において、性能に支障のない範囲で修繕更新内容、スケジュールがこの計画書と異なった場合でも、減額はないと考えてよろしいでしょうか。	修繕更新内容等を変更することは可能ですが、1 (1)に示すように、広域組合が「モニタリングにより「要求水準書」等に規定する業務水準が達成されていない、又は達成されないおそれがあると判断した」場合には減額措置の対象になります。
143	入札説明書 添付資料-3	3	2	(2)	②	ア		定期モニタリング	広域組合は、受領後14日以内に当該運営・維持管理報告書の対象となる月の業務状況について選定事業者へ通知するとありますが、14日経過後は、確認済みとなると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、広域組合がやむを得ない事由によりこの期間内に確認出来ないこととなる場合には、事前に選定事業者へ通知します。
144	入札説明書 添付資料-3	4	2	(2)		イ、ウ		モニタリングの方 法	イ. 随時モニタリングの部分では選定事業者は広域組合へ「最大限」協力する記述に対し、ウ. 本施設の周辺環境モニタリングの部分では「合理的な範囲」で協力する記述となっています。これらの記述の実質的な差異等についてご教示願います。	周辺環境モニタリングは管理区域外のモニタリングも含まれるため「合理的な範囲」としたものです。
145	入札説明書 添付資料-3	4	2	(2)	②	オ		財務状況モニタリ ング	広域組合が財務書類を公開することができるとありますが、事業者が特別目的会社であることから、財務諸表からビジネス上の秘密情報が漏洩することが考えられます。公開の条件として、次の通り付け加えるをご検討頂けないでしょうか。 「但し、公開の程度は、第三セクター会社が一般的に行うレベルとし、事業者が事業関係者のビジネス上の配慮から公開に制限を設けることが妥当であることを合理的に説明した場合、公開に制限(一部非公開等の措置を含む)を設けることとする。」	広域組合が受領した書類については、益田市行政情報公開条例の適用を受けます。従って、当該書類を非開示とするか否かについては、当該条例の不開示情報の要件に従います。
146	入札説明書 添付資料-3	5	3					サービス対価の減 額について	広域組合のモニタリング結果(是正勧告)について疑義がある場合には、事業者側から協議を申し入れることが可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
147	入札説明書 添付資料-3	5	3	(1)				減額の対象となる 対価	「減額は、利用可能性及び水準未達事項がある場合. . . 対価全額を対象とする」と、対価全額を減額対象としている一方、その直後の文章で「対象となるサービス対価は表-1のうち変動費Ⅱ及び固定費Ⅱである」とありますので、「対価全額を対象とする」という記載は修正頂きたいと思っております。	NO. 139の回答を参照してください。
148	入札説明書 添付資料-3	5	3	(1)				サービス対価の減 額について	「減額は、. . . 当該四半期の対価全額を対象とする。」とございますが、固定費Ⅰ、変動費Ⅱ、保証金Ⅰ及びⅡは減額の対象外との理解でございまして、その旨明記お願いいたします。	NO. 139の回答を参照してください。
149	入札説明書 添付資料-3	5	3	(1)				減額の対象となる 対価	「利用可能性」の定義をご教授ください。施設が稼働できる状態にあると解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、対象となる業務は「入札説明書添付資料-3」P2. 1. 1 (3) 箇条書き第3項に示す「運転管理に係る業務」です。

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等に関する質問回答書(第1回)

NO	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
150	入札説明書 添付資料-3	5	3	(1)			減額の対象となる 対価	減額の対象となるサービス対価を変動費のみとするよう変更できないでしょうか。固定費のサービス対価が減額対象となれば、金融機関より元利金の回収リスクが高いと判断され、資金調達が困難になる可能性があります。	「入札説明書添付資料-3」に示すとおりです。
151	入札説明書 添付資料-3	6	3	(2)	②	ア	副生成物の処分方 法による減額対象	流動床式炭化炉方式とストーカー+セメント原料化方式のみが対象とされております。溶融三方式の場合でスラグを有効利用する提案をした場合で、有効利用できていない場合が対象にならないのはなぜでしょうか。	最終処分する場合は減容化され益田市埋立処分場の延命化に資することが必要であり、溶融スラグについてはこれを満足しているためです。
152	入札説明書 添付資料-3	6	3	(2)	②	ア	減額の対象となる 事象	溶融方式の場合、スラグを計画通りに有効利用が出来なくて、最終処分場に搬入した時は、「②副生成物を計画にない方法により処分し改善措置が必要な状態」となり、減額の対象になるべきと考えますがいかがでしょうか。	入札時に応募者が提案した溶融スラグの有効利用ができない場合は、応募者が当初想定した収入や費用で有効利用ができなくなることによって、収入減や費用増の影響を受けています。
153	入札説明書 添付資料-3	6	3	(2)	②	ア	減額の対象となる 事象	流動床式炭化方式で提案する場合において、あらかじめ溶融設備を建設し溶融方式でも運営可能な事業計画を立案した場合、減額の対象となる事象に入らないと考えて宜しいですか。	ご理解のとおりです。
154	入札説明書 添付資料-3	7	3	(2)	③	ア、イ	①②以外の業務に おいて改善措置が 必要な状態	水準1、水準2の定義が不明確であり、減額対象となる事象の客観的な判断が困難であると考えられます。これらの減額対象となる事象の判断手順をご教示願います。また、その手順に選定事業者から答弁することはできるのでしょうか。	NO.140の回答を参照してください。
155	入札説明書 添付資料-3	7	3	(3)			運転管理業務にお ける減額措置	固定費IIにかかる減額措置は発生抑制のインセンティブとなるとともに、万一そのような事象が生じた場合の修復に費やす原資が減少することにもつながります。1号停止の場合や運転継続型の場合、事業者側でもごみビット、灰の貯留など緊急時に備えた施設計画を採用しているはずですので、減額制度を採用するのであれば、組合殿のごみ処理に影響が生じてはじめて減額措置が適用される仕組みであることをお願い致します。	「入札説明書添付資料-3」のとおりとします。
156	入札説明書 添付資料-3	7	3	(3)	②		減額措置の手順	1回目の是正勧告があれば即減額とされておりますが、図1・図2によれば、早期に改善したと認められれば「減額なし」とされております。 1回目の是正勧告で即減額との規定は減額判断が早すぎると考えられますので、図1・図2が正しいものとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
157	入札説明書 添付資料-3	7	3	(2)	③		表-4	「水準1」の項目に、業務の未実施及びその他の項目がありますが、具体的な内容をご教示願います。	NO.140の回答を参照してください。

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等に関する質問回答書(第1回)

NO	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答	
158	入札説明書 添付資料-3	8	3	(3)	②	ア	● (6 番 目)	運転管理業務における減額措置	例えば運転停止日が第2四半期、再稼動日が第3四半期のように2期にわたる場合、運転停止日が第2四半期の最終日であっても日割り計算はなされず、運転停止日が属する第2四半期のサービス対価の全てが減額対象となるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
159	入札説明書 添付資料-3	8	3	(3)	②			減額措置の手順	是正勧告を受けて改善されるまでに経過した支払期分に関して、通常時相当の支払を受けて、改善完了し、減額率が決定した後に減額分を返還となるのでしょうか。それとも支払いが一時停止されるのでしょうか。	減額の対象となる期間が複数の期にまたがる場合は、減額率が決定した日が属する期のサービス対価から前期分も含め一括して減額します。
160	入札説明書 添付資料-3	8	3	(3)	②	ア	● (6 番 目)	運転管理業務における減額措置	減額期間の考え方につき、サービスを提供している期間は減額の対象外とすべきと考えますが如何でしょうか。つまり、運転停止日の属する期につきましても、減額の対象期間を日割り計算とするよう、何卒宜しく願います。	No. 158の回答を参照してください。
161	入札説明書 添付資料-3	8	3	(3)	②	ア	● (6 番 目)	再稼動時の減額	運転停止日の属する期から再稼動日の属する期までの期のサービス対価(固定費Ⅱ)を減額する(再稼動日が属する期は日割り計算により算定)とありますが、運転停止日の属する期も日割り計算していただけないのでしょうか。	No. 158の回答を参照してください。
162	入札説明書 添付資料-3	8	3	(3)	②	ア	● (6 番 目)	運転管理業務における減額措置	「・・・広域組合がその改善を認め、再稼動した場合・・・減額する」とありますが、一方で図1(P11)において、早期に改善したと認められる場合は、減額しないとなっております。減額する場合と減額しない場合の期間の目安/基準につきご教示ください。また、仮に運転停止日が期の終了間際だった場合、その期の支払いが先に到来し、従って減額処置が先に確定してしまい、早期に改善するかどうか、つまり減額するかどうかの判断を行う時間的余地がほとんどないと思われまます。上記のようなスケジュールとなった場合は、減額措置確定後でも、早期に改善したと認められる場合は、減額分が後日支払われるという理解でよろしいのでしょうか。	前段のご質問については、改善措置が必要となる状態の程度、実際に改善復旧のために要した期間等を総合的に勘案して、広域組合が判断します。後段のご質問については、No. 159の回答を参照してください。
163	入札説明書 添付資料-3	8	3	(3)	②	イ		減額措置の手順	2炉ともに停止時に、ピットが満杯になった場合の代替措置の確保は、組合が行って下さるのでしょうか。その時のコスト負担は事業者でしょうか。	「事業契約書(案)」第62条及び第63条を参照してください。
164	入札説明書 添付資料-3	10	3	(3)	②	エ		溶融施設が焼却炉と一体でない場合	本規定は、ストーカ(2系列)+灰溶融方式(1系列)の処理方式でストーカ1炉が停止(灰溶融設備は稼動)となった場合でも、「1炉停止」ではなく「2炉停止」として扱われるという意味でしょうか。	ご質問の場合は「1炉停止」です。本規定は1系列しかない灰溶融施設が運転停止型業務改善措置となった場合には「2炉停止」として扱うことを定めた規定です。「・・・、溶融施設が運転停止型業務改善措置の対象となる・・・」と修正します。
165	入札説明書 添付資料-3	10	3	(3)	②	エ		減額措置の対象	「溶融施設が燃焼炉と一体でない場合であって、運転停止型業務改善措置の対象となる場合は上記「イ、2炉停止」を適用する」とは、ストーカ2炉+溶融1炉における“溶融炉の停止”のケースを指しているのでしょうか。	ご理解のとおりです。No. 164の回答を参照してください。
166	入札説明書 添付資料-3	10	3	(3)	②	エ		運転管理業務における減額措置	溶融施設が焼却炉と一体でない場合、焼却灰等を十分貯留するなどの緊急時の対応が可能です。施設全体の稼動状況から判断し、組合殿のごみ処理に影響が生じてはじめて減額措置が適用される仕組みとすることをお願い致します。	No. 155の回答を参照してください。

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等に関する質問回答書(第1回)

NO	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
167	入札説明書 添付資料-3	11・ 12	3	(3)		図1・2		減額措置の手順(フローチャート)	当該フローチャート上では、是正勧告があった場合でも、早期に改善したと認められる場合には、減額なし(業務不履行なし)と読み取れるようですが、正しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、図3及び図4も同様です。
168	入札説明書 添付資料-3	13	3	(4)	②			副生成物の取り扱いに関する減額措置	流動床式炭化炉方式とストーカー＋セメント原料化方式のみが対象とされております。溶融三方式の場合でスラグを有効利用する提案をした場合で、有効利用できていない場合が対象にならないのはなぜでしょうか。	NO.151の回答を参照してください。
169	入札説明書 添付資料-3	13	3	(4)	②			減額の対象となる事象	溶融方式の場合、スラグを計画通りに有効利用が出来なくて、最終処分場に搬入した時は、「②副生成物を計画にない方法により処分し改善措置が必要な状態」となり、減額の対象になるべきと考えますがいかがでしょうか。	NO.152の回答を参照してください。
170	入札説明書 添付資料-3	13	3	(4)	②			減額の対象となる事象	溶融方式において、溶融スラグの有効利用について、量(割合)が、提案時よりも少なくなった場合は、当然、減額の対象になるとの理解でよいでしょうか。仮に減額の対象としない場合には、落札者決定基準の副生成物の有効利用に関する項目に抵触することになりませんか。	NO.152の回答を参照してください。
171	入札説明書 添付資料-3	13	3	(4)	③			減額措置の手順	1回目は是正勧告があれば即減額とされておりますが、図3によれば、早期に改善したと認められれば「減額なし」とされております。1回目は是正勧告で即減額との規定は減額判断が早すぎると考えられますので、図3が正しいものとの認識でよろしいでしょうか。	NO.167の回答を参照してください。
172	入札説明書 添付資料-3	14	3	(4)	③			減額措置の手順	該当する処理方式について治癒の見込みがない場合は、減額事象の発生状況に応じ、是正勧告回数にかかわらず、広域組合は追加溶融施設整備を命じることができるとありますが、一方的命令権であることから、同施設整備のための協議に入ることができる。とするか、若しくは、治癒する見込みがない場合の判断基準の考え方を御教示ください。	P14.3(4)③箇条書き第7項目に記載のとおりです。
173	入札説明書 添付資料-3	14	3	(4)	③			減額措置の手順	「選定事業者に帰すべき責任の有無・是正勧告回数にかかわらず、広域組合は選定事業者に追加溶融施設整備を命じることが出来る」と記載されていますが、選定事業者に帰すべき責任も無く、是正勧告0回の場合でも広域組合は追加溶融施設整備を命じることが出来るということでしょうか。	NO.172の回答を参照してください。
174	入札説明書 添付資料-3	14	3	(4)				減額措置の手順	「選定事業者に帰すべき責任の有無にかかわらず、広域組合は選定事業者に追加溶融施設整備を命じることが出来る。」とありますが、民間事業者と合意の上で、組合殿が命じることが出来るとの理解でよろしいでしょうか。また、どのような場合に追加溶融施設整備を命じると判断するのか、その基準をご教示頂けないでしょうか。	NO.172の回答を参照してください。
175	入札説明書 添付資料-3	14	3	(4)	③			減額措置の手順	広域組合は選定事業者と本事業の継続方法について協議を行うことができるとあります。この協議を行うのは、是正勧告が3回行われ、それでも改善されない場合でしょうか。	NO.146の回答を参照してください。
176	入札説明書 添付資料-3	14	3	(4)				減額措置の手順	「上記手続きは…選定事業者に帰すべき責任の有無・是正勧告回数にかかわらず、広域組合は選定事業者に追加溶融施設整備を命じることが出来る。」とありますが、民間事業者の合意の上で、組合殿が命じることが出来るとの理解でよろしいでしょうか。また、どのような場合に追加溶融施設整備を命じると判断するのか、その基準をご教示頂けないでしょうか。	NO.172の回答を参照してください。

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等に関する質問回答書(第1回)

NO	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
177	入札説明書添付資料-3	14	3	(4)	④	● (4番 目)	追加溶融施設を追加整備する場合の取り扱い	「(3)管理運転業務」とは(3)運転管理業務のことで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。「入札説明書添付資料-3」を修正します。
178	入札説明書添付資料-3	15	3	(4)		図3	減額措置の手順(フローチャート)	当該フローチャート上では、是正勧告があった場合でも、早期に改善したと認められる場合には、減額なし(業務不履行なし)と読み取れるようですが、正しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
179	入札説明書添付資料-3	17	3	(5)	②	イ 表 10	減額率の算定	累積ポイントが51～60または61～の категорияに達した場合、計算式によって算出される減額率はいずれも51%を超え、従って各カテゴリーのそれぞれの最大減額率の35%または45%と整合性がとれず、計算式を用いる意味が見出せません。従いまして、累積ポイントが51～60または61～の категорияにおける減額率は、あくまでもそれぞれ最大で35%または45%であるとの理解で宜しいでしょうか。	表中「固定費Ⅱに対する減額率」で示す加点ポイント(●%/ポイント)は、累積ポイントがその左欄の区間にある場合における加点ポイントを示しています。ですから、例えば累積ポイントが60ポイントの場合には、 $50 \times 0.5 + 10 \times 1.0 = 35\%$ となります。
180	入札説明書添付資料-3	17	3	(5)	③		減額ポイント	表-9の減額ポイントに示される「水準1」「水準2」の例は、7ページの表-4以外にどのようなものが想定されますか。限定して頂きたいと考えます。	NO.140の回答を参照してください。
181	入札説明書添付資料-4	1	1	(2)			請負業者賠償責任保険及び施設賠償責任保険	填補限度額の記述の意味は、次の通りと解釈してよろしいでしょうか。 身体1億円/1名、財物10億円/事故、総額10億円/事故	填補限度額については、下記のとおりです。「入札説明書添付資料-4」を修正いたします。 身体：1名につき1億円 1事故につき10億円 財物：1事故につき10億円
182	入札説明書添付資料-4	1	2	(1)			運営時の火災保険	保険金額の設定条件は新価基準と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
183	入札説明書添付資料-5	1	2	(1)		● (1番 目)	運営保証金の種類及び内容	「(図1参照)」とありますが、これはどの図を指すのでしょうか。	「入札説明書添付資料-5」P3の図1です。
184	入札説明書添付資料-5	1	2	(1)		● (1番 目)	追加溶融施設の整備に対する運営保証金	流動床式炭化炉方式あるいはストーカー+セメント原料化方式を採用した場合、この本文中に「運営保証金Ⅰは、…固定費Ⅰに相当する費用をいう」との規定がございます。固定費Ⅰには元本と金利が含まれることになると考えますが、一方で運営保証金Ⅰの確保に必要な利息相当部分は既にサービス対価(保証金Ⅰ)において計上済みであり、このままですと二重に金利部分を入札価格に織り込む必要が出てまいります。従いまして、本部分の記載を、「運営保証金Ⅰは、…固定費Ⅰ(但し元金部分のみ)に相当する費用をいう」という内容に変更すべきと考えますが如何でしょうか。	ご理解のとおりです。修正します。
185	入札説明書添付資料-5	1	2	(1)		● (1番 目)	追加溶融施設の整備に対する運営保証金	流動床式炭化炉方式あるいはストーカー+セメント原料化方式を採用した場合、サービス対価(保証金Ⅰ)の金利部分は、必要金額の15年間元本据え置きを想定して算出致します。一方溶融3方式の場合、当該整備費の金利については、必要金額の15年間分割返済の元本を想定して算出致します。従いまして、入札の競争の公平性の観点から、整合性をとって頂きますようお願い申し上げます。	サービス対価(保証金Ⅰ)及びサービス対価(保証金Ⅱ)は、「追加溶融施設の追加整備・運営のための資金(運営保証金Ⅰ及びⅡ)を現金でスタンバイさせておくサービス」に対する対価として、広域組合が選定事業者を支払うものです。また、これを必要とする処理方式は流動床式炭化炉方式及びストーカー+セメント原料化方式の2方式だけであり、その額と資金調達方法は応募者からの提案に基づくものとし、その詳細は本添付資料に示したとおりです。
186	入札説明書添付資料-5	1	2	(1)		● (2番 目)	追加溶融施設の整備に対する運営保証金	「運営保証金Ⅰは契約締結後30日以内に納付すること。」とありますが、契約締結後30日以内に納付しなければならない理由をご教示頂けないでしょうか。運営開始時期付近(運営開始後もしくは開始前30日以内等)納付とする方が合理的であると考えます。	運営開始前においても追加溶融施設整備が必要となる場合も完全に排除出来ないためです。

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等に関する質問回答書(第1回)

NO	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
187	入札説明書 添付資料-5	1	2	(1)	● (4 番 目)		追加溶融施設の整備に対する運営保証金	「(前略) 運営期間満了後1年以上確保されることが確実であると広域組合が判断(後略)」とありますが、この場合の具体的な判断基準をお示しください。	様式集(第一次審査)(様式6-2)「主要な副生成物引取保証確認書」と同等の書面等により確認します。ただし、最終判断は同確認書に記載されている内容に基づいて広域組合が判断します。
188	入札説明書 添付資料-5	1	2	(1)	● (4 番 目)		追加溶融施設の整備に対する運営保証金	「...委託先企業が...運営期間満了後1年間以上確保されることが確実であると...」とありますが、その具体的な判断基準をご教示頂けないでしょうか。	NO.187の回答を参照してください。
189	入札説明書 添付資料-5	1	2	(1)	● (4 番 目)		追加溶融施設の整備に対する運営保証金	セメントの有効利用委託企業や炭化物の売却先企業が「運営期間終了後1年間以上確保されることが確実であると広域組合が判断した場合」に運営保証金が返還されますが、確実であるとの判断をいただくために必要な提出資料をご教示願います。	NO.187の回答を参照してください。
190	入札説明書 添付資料-5	1	2	(1)	● (4 番 目)		追加溶融施設の整備に対する運営保証金	事業契約書(案)第73条(性能保証)第2項では、16年目の1年間はSPCを存続させることとなっております。セメントの有効利用委託企業や炭化物の売却先企業が運営期間終了後1年間以上確保できる場合でも、16年目1年間のSPC経費は事業収支計算書に加味する必要がありますか。	性能保証の保守期間に要する費用は入札価格に考慮しないでください。
191	入札説明書 添付資料-5	1	2	(1)	● (4 番 目)		追加溶融施設の整備に対する運営保証金	「~売却先企業が運営期間満了後1年間以上確保されることが確実であると広域組合が判断した場合」と記載されていますが、運営期間満了したにもかかわらず、広域組合が上記判断をされなかった場合は、運営保証金は没収ですか。そうしますと溶融方式の場合において、運営期間満了後設備のいたみがひどくてその後1年間以上運転できない事態が生じた場合は1年間以上運転できるよう無償で補修を行わせるのでしょうか。	前者のご質問の状況となった場合の取り扱いは、「事業契約書(案)」第72-2条、第72-3条に規定するとおり、運営保証金は返還されません。また、後者のご質問については、本施設の譲渡にあたっては、全処理方式共通に「事業契約書(案)」第72条に規定する譲渡前検査及び「事業契約書(案)」第73条に規定する性能保証が適用になります。
192	入札説明書 添付資料-5	1	2	(1)	● (5 番 目)		追加溶融施設の整備に対する運営保証金	追加溶融施設の整備の実施につき、選定事業者の自らの判断も認められておりますが、一方事業契約第68-4条では、選定事業者の自らの判断余地は認められておりません。事業契約の平仄を合わせて頂きますようお願いいたします。	「事業契約書(案)」第68-4条第1項の規定は、選定事業者自らの判断に基づき組合に申し入れる場合も含みます。但し、追加溶融施設の整備の要否については、最終的に組合が合理的に判断します。(「事業契約書(案)」第68-2条第1項も同様)。
193	入札説明書 添付資料-5	1	2	(1)	● (5 番 目)		追加溶融施設の整備に対する運営保証金	「(前略) 広域組合が満足する内容の履行保証を調達しなければならない。」とありますが、応募者が提案価格を抑えるために運営保証金の額を過小に見積もるといった事態が生じないような措置が必要と考えます。運営保証金の提案額については、客観的かつ厳密な審査が実施されると理解してよろしいでしょうか。	これまでの灰溶融施設の建設及び運転実績に基づいて、審査基準の観点から内容面及び費用面の整合性の検証及び判断を行います。
194	入札説明書 添付資料-5	1	2	(1)	● (5 番 目)		運営保証金 I	追加溶融施設を追加整備することになった場合、選定事業者は追加溶融施設の追加整備について、広域組合が満足する内容の履行保証を調達しなければならないとあります。これは、履行保証保険の付保でよろしいでしょうか。その場合、保険金額の基準を御教示ください。	「事業契約書(案)」第68条(契約保証)の規定に準じて、運営保証金Iの10%以上に相当する額の履行保証保険を付保することとします。
195	入札説明書 添付資料-5	1	2	(1)	● (5 番 目)		追加溶融施設の整備に対する運営保証金	「広域組合が満足する内容の履行保証」の具体的な方法をご教示頂けないでしょうか。	NO.194の回答を参照してください。
196	入札説明書 添付資料-5	1	2	(2)	● (1 番 目)		追加溶融施設の運営に対する保証金	「運営保証金IIは、運営期間にわたり(中略)追加的に必要となる」とありますが、この「運営期間」とは、入札説明書4ページ、「7(1)事業期間」にいう「本施設の運営開始日から平成35年3月31日まで」すなわち15年間という理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、NO.117の回答を参照してください。

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等に関する質問回答書(第1回)

NO	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
197	入札説明書 添付資料-5	1	2	(2)	● (2 番 目)		追加溶融施設の 整備に対する運営保 証金	「運営保証金 は契約締結後30日以内に納付すること。」とありますが、契約締結後30日以内に納付しなければならない理由をご教示頂けないでしょうか。運営開始時期付近で(運営開始後もしくは開始前30日以内等)納付とする方が合理的であると考えます。	No. 186の回答を参照してください。
198	入札説明書 添付資料-5	1	2	(2)	● (3 番 目)		追加溶融施設の運 営に対する運営保 証金	流動床式炭化炉方式あるいはストーカー+セメント原料化方式を採用した場合、運営保証金Ⅱを事業契約調印後30日以内に納付する必要があり、溶融化後も溶融施設の運営にかかる費用は、当該納付金の中から支払われるということになると理解しております。一方、溶融3方式を選択した場合、運営保証金Ⅱに相当する部分の事業開始前の一括調達は不要となり、当該費用はサービス対価として年4回定期的に広域組合殿から支払いを受けることができます。従いまして、入札の競争の公平性/整合性の観点から、運営保証金Ⅱの入札価格への計上はしつつ、預託については廃止頂き、溶融化後はサービス対価として年4回定期的に広域組合殿から支払いを受けることができる仕組みにして頂き、入札の平等性を確保すべきと考えますが如何でしょうか。(事業契約の変更もお願いいたします)	事業期間が15年間であることを踏まえ、会社の信用力によらず、現金にて運営保証金を納付していただくことをもって公平性/整合性を確保するものとなりました。なお、入札価格にはサービス対価(保証金Ⅱ)としてこれを考慮するものであり、運営保証金Ⅱそのものは入札価格には含みません。No. 185の回答も参照してください。
199	入札説明書 添付資料-5	1	2	(2)	● (3 番 目)		追加溶融施設の運 営に対する運営保 証金	流動床式炭化炉方式あるいはストーカー+セメント原料化方式を採用した場合、上述のとおり、運営保証金Ⅱの事前の預託は、入札の競争の公平性/整合性の観点から不要と考えられます。従いまして、運営保証金Ⅱの調達費用であるサービス対価(保証金Ⅱ)につきましても、流動床式炭化炉方式あるいはストーカー+セメント原料化方式を採用した場合のみ計上しなくてはならない固有の費用であることから、入札の競争の公平性/整合性を担保するため、不要と考えますが如何でしょうか。(事業契約の変更もお願いいたします)	No. 198の回答を参照してください。
200	入札説明書 添付資料-5	2	3				運営保証金の納付 方法	「事業契約締結後30日以内に広域組合に現金で納付」とありますが、契約締結後30日以内に納付しなければならない理由をご教示頂けないでしょうか。運営開始時期付近で(運営開始後もしくは開始前30日以内等)広域組合へ現金で納付とする方が合理的であると考えます。	No. 186の回答を参照してください。
201	入札説明書 添付資料-5	2	4				運営保証金Ⅰ及び Ⅱの提案額算出に あたっての留意事 項	運営保証金Ⅰ及びⅡは応募者の提案に基づくものとするが、併せて提出を求める追加整備・運営計画書との内容面及び費用面での整合性を検証し、両者の整合が明らかにとれないと広域組合が判断した場合、当該応募者は失格とあります。この整合性の検証及び判断はどのように行うのでしょうか。	No. 193の回答を参照してください。
202	入札説明書 添付資料-5	2	4				運営保証金 及び の提案額算出に あたっての留意事 項	「…両者の整合が明らかにとれないと広域組合が判断した場合、当該応募者は失格となる」とありますが、整合が明らかにとれていないと判断する基準についてご教示頂けないでしょうか。	No. 193の回答を参照してください。
203	入札説明書 添付資料-5	3	図1				運営保証金Ⅰ及び Ⅱに含まれる費用 の考え方	流動床式炭化炉方式あるいはストーカー+セメント原料化方式を採用した場合、図1において、「溶融方式に変更した場合はサービス対価の内訳は変更(総額は変えない)」との記載がございます。一方、サービス対価とは、固定費Ⅰ及びⅡ、変動費Ⅰ及びⅡ、並びに保証金Ⅰ及びⅡのみでありますので、総額の変更がないということは考えにくいと思われまます。従いまして、実態としては、「サービス対価に運営保証金Ⅰ及びⅡまで加えた場合において、溶融方式に変更した場合でも入札価格の総額は変更されないが、内訳が変更されることになる」との理解で宜しいでしょうか。	「事業契約書(案)」第68-2条第3項及び第68-4条第3項を参照してください。
204	入札説明書 添付資料-5	4	図2				運営保証金Ⅰ及び Ⅱの取り扱い	溶融方式に転換した場合、転換後は「サービス対価(保証金Ⅱ)=金利相当」は支払われないうことでしょうか。	サービス対価(保証金Ⅰ)及びサービス対価(保証金Ⅱ)は追加溶融施設の追加整備の有無にかかわらず支払います。資料を修正します。
205	入札説明書 添付資料-6	1	1				処理対象物のごみ 質変化の取り扱い に関する考え方	「処理対象物についての性状保証は行わない」とありますが、計画ごみ質の範囲を逸脱するごみ質の場合、処理能力の低下に伴って稼働日数が増加し、結果として人件費(固定費)の増加に繋がることが考えられます。また、排ガスに関する基準値、白煙防止条件等の環境保全基準値を達成できない事態も考えられます。このような事態に対する考え方を教示下さい。	ご質問の場合の考え方は、「入札説明書添付資料-6」P2.(4)に示すとおりです。

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等に関する質問回答書(第1回)

NO	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
206	入札説明書 添付資料-6	1	2	(1)			入札時に応募者が提案する事項	提案する算定式と実際の使用量や発生量が異なった場合(例えば実際の副生成物の発生量が少ない場合等)の取扱いはどうなるのでしょうか。	提案していただいた算定式に基づいて求められるサービス対価が支払われます。「入札説明書添付資料-6」のP2.2(3)及び「入札説明書添付資料-2」を参照してください。
207	入札説明書 添付資料-6	1	2	(1)	①		入札時に応募者が提案する事項	変動費Ⅰの単価をごみ質から求める算定式は、計画ごみ質の範囲内を前提としてよいでしょうか。また、流動床式炭化方式、ストーカ+セメント原料化方式については、溶融施設を追加した場合についても単価をごみ質から求める算定式を提出する必要がありますか。	前段については応募者の提案によります。 なお、NO.205の回答も参照してください。 後段については、ご提出願います。
208	入札説明書 添付資料-6	2	2	(3)		● (1 番 目)	運営開始後のサービス対価の算出式	「…4,000トン/四半期…」という記載は、「…計画量の1/4である4,675トン/四半期…」ではないでしょうか	NO.133の回答を参照してください。
209	入札説明書 添付資料-6	2	2	(3)			運営開始後のサービス対価の算出式	「…4,000トン/四半期」とありますが、計画処理量の1/4(4,675トン)ではないのでしょうか。	NO.133の回答を参照してください。
210	入札説明書 添付資料-6	2	2	(4)			算定式の見直しの考え方	広域組合が適切と認めた場合、変動費Ⅰの単価をごみ質から求める算定式及び副生成物等の想定発生率または、固定費Ⅱのうちの維持管理に相当する対価を変更するとありますが、副生成物の有効利用又は最終処分単価Ⅱiは含まれるのでしょうか。	含まれません。
211	要求水準書	1	第1章	第1節	1	(1)	環境負荷の低減	本文中に「立地に関する覚書を取り交わすとともに、排ガスなどに関する環境保全協定を締結している。」とあります。この「立地に関する覚書」と「環境保全協定」の内容をご教示ください。	NO.7の回答を参照してください。
212	要求水準書	1	第1章	第1節	1	(1)	環境負荷の低減	広域組合と周辺住民は、立地に関する覚書の取り交し及び排ガス等に関する環境保全協定を締結しているとのことですがそれぞれの文書の公開は可能でしょうか。	NO.7の回答を参照してください。
213	要求水準書	2	第1章	第1節	1	(4)	周辺環境との調和	「周辺住民との覚書」とありますが、本覚書とは多田自治会と広域組合の間で取り交わした覚書のことと理解してよろしいでしょうか。またその場合、取り交わした覚書をご教示頂けないでしょうか。	ご質問の前段部分については、ご理解のとおりです。後段部分については、NO.7の回答を参照してください。
214	要求水準書	2	第1章	第1節	1	(4)	周辺環境との調和	住民との覚書の観点からとありますが、覚書とはどういった内容かご教示願います。	NO.7の回答を参照してください。
215	要求水準書	3	第1章	第1節	4		事業期間	事業契約締結後、実施設計を行う中で工期短縮をはかり、第1次審査で提案した運営開始時期より、さらに早く運営を開始した場合、サービス対価(固定費Ⅱ、変動費Ⅰ・Ⅱ)について追加して支払って貰えるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
216	要求水準書	3	第1章	第1節	4		事業期間	第1次審査で提案する運営開始時期は早いほど審査において良い評価を得られと考えてよろしいのでしょうか。	NO.15の回答を参照してください。
217	要求水準書	3	第1章	第2節	1	1.1	面積	施設以外の用地について利用計画あるいはその制限があれば教示下さい。	NO.8の回答を参照してください。

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等に関する質問回答書(第1回)

NO	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
218	要求水準書	3	第1章	第2節	1	1.1		面積	上記以外の用地：約2haとありますが、その用地の使用用途をご教示願います。また、ユーティリティが発生した場合本施設より送るのでしょうか。その場合の必要数量をご教示願います。	NO.8の回答を参照してください。なお、施設用地を除く管理区域については「要求水準書」P25.第2章第3節3.5を参照してください。
219	要求水準書	3	第1章	第2節	1	1.2		地質・地形	施設用地の造成レベル（標高）をご教示頂けないでしょうか。	施設用地の造成レベル（標高）は、FH=156.0mです。
220	要求水準書	3	第1章	第2節	1	1.2		地形・地質	施設用地の地盤高さをご教示下さい。	NO.219の回答を参照してください。
221	要求水準書	3	第1章	第2節	1	1.3		都市計画事項等	施設用地は都市計画区域外とありますが、容積率、斜線制限、日影規制等の敷地に関わる建物制限は特にないものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
222	要求水準書	4	第1章	第2節	3	3.1		電気	「要求水準書添付資料-2」管理区域の計画平面図のどこに電力取合点（第1柱）が示されていますか。さらに、第1柱以降の管理区域内での工事は、SPC側の所掌ですが、第1柱の開設にともなう電力会社への協力金などは広域組合の責務と解釈してよろしいでしょうか。	前段については、電力取合点は、「要求水準書添付資料【追加-4】電力取合点・上水道取合点及び建設発生土処分地」に示すとおりです。後段については、ご理解のとおりです。
223	要求水準書	4	第1章	第2節	3	3.1		ユーティリティ電気	「要求水準書添付資料-2 管理区域の計画平面図」に示す電力取合点から受電を行うものとするがありますが、計画平面図に取合点が示されておりません。取合点を教示願います。	NO.222の回答を参照してください。
224	要求水準書	4	第1章	第2節	3	3.1		ユーティリティ電気	「要求水準書添付資料-2 管理区域の計画平面図」に電力取合点が見当たらないと思われま。電力取合点を図示願います。	NO.222の回答を参照してください。
225	要求水準書	4	第1章	第2節	3	3.1		電気	電力の取り合い点を図示頂けないでしょうか。	NO.222の回答を参照してください。
226	要求水準書	4	第1章	第2節	3	3.1		電気	「（前略）「要求水準書添付資料-2 管理区域の計画平面図」に示す電力取合点から受電を行うものとする。」と記載されていますが、添付資料-2に電力取合点が明示されていません。	NO.222の回答を参照してください。
227	要求水準書	4	第1章	第2節	3	3.1		電気	電気に関する記載がありませんので、受電電圧や回線数を明示頂いてよろしいでしょうか？	受電電圧は応募者の提案とします。回線数は1回線とします。ただし、選定事業者の負担で回線数を増やすことは可能です。その他不明な点は個々に中国電力と協議してください。
228	要求水準書	4	第2節	第2節	3	3.1		電気	「要求水準書添付資料-2 管理区域の計画平面図」に示す電力取合点の位置が分かりません。ご教示下さい。	NO.222の回答を参照してください。
229	要求水準書	4	第1章	第2節	3	3.1		電気	計画段階において、電力会社との協議に関しては、応募者が独自に行ってもよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。また、No.222の回答を参照してください。

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等に関する質問回答書(第1回)

NO	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
230	要求水準書	4	第1章	第2節	3	3.1	電気	電力会社工事負担金の所掌は、受注前に電力会社と協議できないので、所掌外と考えてよろしいでしょうか？	NO. 222の回答を参照してください。
231	要求水準書	4	第1章	第2節	3	3.1	電気	電力取合点は、「要求水準書添付資料-2 管理区域の計画平面図」の西石見地区広域農道の交差点付近と考えてよろしいでしょうか？	NO. 222の回答を参照してください。
232	要求水準書	4	第1章	第2節	3	3.1	ユーティリティ電気	電力会社からの受電電圧は6.6kVと考えて宜しいでしょうか。	NO. 227の回答を参照してください。
233	要求水準書	4	第1章	第2節	3	3.1	ユーティリティ電気	電力会社工事費負担金については、現段階では金額が不明なため、受注者所掌外と考えてよろしいでしょうか。もし受注者所掌となる場合、想定している負担金額がありましたらその金額をご教示願います。	No. 222の回答を参照してください。
234	要求水準書	4	第1章	第2節	3	3.2	上下水道	送水能力160m ³ とは時間あたりと考えてよろしいでしょうか。	送水能力は160m ³ /日です。要求水準書を修正いたします。
235	要求水準書	4	第1章	第2節	3	3.2	上下水道	広域組合殿からの専用水道による用水供給は無償と考えてよろしいでしょうか。有償の場合は料金形態をご教示願います。	用水供給は有償です。料金形態は、益田市水道部に問い合わせ願います。
236	要求水準書	4	第1章	第2節	3	3.2	上下水道	「要求水準書添付資料-2 管理区域の計画平面図」の進入道路脇に図示されている「専用水道受水槽」付近で取り合い、受水槽については本事業に必要な容量を工場棟内に設ける計画として宜しいでしょうか。また、専用水道の送水能力は160m ³ /hと考えてよろしいでしょうか。	前段については、「専用水道受水槽」という表示は「受水槽」の誤りですので修正いたします。また、受水槽については、本事業に必要な容量で管理区域内の応募者の提案する位置に設置するものとします（工場棟内も可能）。上水道取合点は「要求水準書添付資料【追加-4】電力取合点・上水道取合点及び建設発生土処分地」を参照してください。後段については、NO. 234の回答を参照してください。
237	要求水準書	4	第1章	第3節	1	(4)	汚泥等	「その他の施設」とは、具体的にどのような施設を想定されているのでしょうか。	NO. 2の回答を参照してください。
238	要求水準書	4	第1章	第3節	1	(4)	汚泥等	汚泥の形態はポンプ圧送が可能と考えてよいでしょうか。	応募書の提案とします。
239	要求水準書	5	第1章	第3節	2		計画処理量	計画処理量18,700t/年とは、事業者が処理責任を負う最大量が18,700t/年という理解でよろしいでしょうか。	年間平均処理量18,700 t /年については、人口の将来予測値等に基づいてトレンド推計したものであり、最大値ではありません。
240	要求水準書	5	第1章	第3節	2		計画処理量	「汚泥等」の年・月の変動をご教示ください。	年変動については「要求水準書添付資料-4」を参照してください。月変動についてのデータはございません。

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等に関する質問回答書(第1回)

NO	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
241	要求水準書	5	第1章	第3節	3		計画性状	表-2及び表-3の処理対象物の計画ごみ質及び基準ごみの元素分析結果は2に記載の処理対象物ごとの計画処理量(処理比率)と添付資料-7の性状分析結果に基づいて算出されたものと考えて宜しいでしょうか。	表-2及び表-3のごみ質については、「要求水準書」P5,第1章第3節2の表-1に示すア〜エまでの処理対象物を混合したことを想定し、広域組合が設定した値です。表-3のごみ質は、内訳の表示に誤りがありましたので修正を加えます。
242	要求水準書	5	第1章	第3節	3	3.1	計画ごみ質	表-2及び表-3にご指示のごみ質は、同頁表-1に記載の収集可燃ごみ、持込可燃ごみ、リサイクルプラザ残渣、汚泥等がご提示の割合で混合した後のごみ質と考えてよろしいでしょうか。	NO.241の回答を参照してください。
243	要求水準書	5	第1章	第3節	3	3.1	計画ごみ質	灰分の内、鉄、アルミ類、ガラス類、土、石等その他不燃物類をどのような比率と想定したらよいか教示下さい。	「要求水準書添付資料-7」を参考に、応募者にて想定願います。
244	要求水準書	5	第1章	第3節	3	3.1	計画ごみ質	「表-2 処理対象物の計画ごみ質」は「表-1 処理対象物の計画処理量」のア〜エの各処理対象物を計画年間日平均処理量で混合した物のごみ質と考えてよろしいでしょうか。	NO.241の回答を参照してください。
245	要求水準書	5	第1章	第3節	3	3.1	計画ごみ質	「表-3 処理対象物(基準ごみ)の元素分析結果」は表-2の可燃分の元素分析結果と考えてよろしいでしょうか。	NO.241の回答を参照してください。
246	要求水準書	5	第1章	第3節	3	3.1	表-2 処理対象物の計画ごみ質	三成分のうち可燃分、灰分の配分が要求水準書(案)と変わっているのは、どういう理由によるものでしょうか。	「要求水準書(案)」で提示した灰分の比率が他自治体と比較して非常に小さな値となっていたため、見直しを行ったことによるものです。
247	要求水準書	6	第1章	第3節	4		搬入車両の種類	し渣の搬入車両の種類をご教示ください。	2tのパッカー車です。
248	要求水準書	6	第1章	第3節	4		搬入車両の種類	搬入車両の車種ごとの日平均台数をご教示ください。	「要求水準書添付資料【追加-5】搬入車両台数(平成15年度実績)」に示すとおりです。
249	要求水準書	6	第1章	第3節	5		処理方式	本施設の処理方式に流動床式炭化方式及びブスターカ+セメント原料化方式を追加されていますが、これら2方式は溶融方式と比較して運営保証金I、IIの納付や落札者決定基準等に関して選定事業者側に負担が著しく大きくなっております。民間のノウハウとして、環境負荷の低減、リサイクルの推進、ライフサイクルコストの削減という事業目的の重要事項と整合がとれていないと思われまます。追加された2方式は好ましくないとの解釈でしょうか。	NO.6の回答を参照してください。
250	要求水準書	6	第1章	第3節	5	(1)	溶融方式	飛灰は埋立処分可能となっておりますので、溶融方式を採用する場合、焼却飛灰は処理対象外と考えてよろしいでしょうか。	NO.36の回答を参照してください。
251	要求水準書	7	第1章	第3節	7	7.2	騒音に関する基準値	敷地境界線とは、管理区域境界と考えればよろしいでしょうか。	敷地境界線は管理区域境界とは異なります。ただし、最寄の敷地境界線は、西石見地区広域農道沿いの管理区域境界としてください(振動・悪臭についても同様です)。なお、敷地境界における現況値については、「要求水準書添付資料【追加-6】環境影響調査の概要」を参照してください。なお、生活環境影響評価書(報告書)については、落札者に貸与いたします。

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等に関する質問回答書(第1回)

NO	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
			第1章	第3節	7	7.2				
252	要求水準書	7	第1章	第3節	7	7.2		騒音に関する基準値	「騒音に関する基準は敷地境界線上」とありますが、敷地境界線は管理区域(3ha)のラインと考えて宜しいでしょうか。また、暗騒音が基準を超えている場合は暗騒音を基準として考えて宜しいでしょうか。	前段部分のご質問については、NO.251の回答を参照してください。また、後段部分の質問については、暗騒音が基準値を超えている場合でも基準値は変更しません。
253	要求水準書	7	第1章	第3節	7	7.2		騒音基準値	夜間の45デシベル以下に対応する為には、騒音防止対策を徹底的に行う必要があり、騒音規正法三種区域の基準値(昼間・朝夕:65デシベル以下、夜間:55デシベル以下)としていただきたい。	「要求水準書」に示すとおりとします。
254	要求水準書	7	第1章	第3節	7	7.3		振動に関する基準値	敷地境界線とは、管理区域境界と考えればよろしいでしょうか。	NO.251の回答を参照してください。
255	要求水準書	7	第1章	第3節	7	7.3		振動に関する基準	「振動に関する基準は敷地境界線上」とありますが、敷地境界線は管理区域(3ha)のラインと考えて宜しいでしょうか。	NO.251の回答を参照してください。
256	要求水準書	7	第1章	第3節	7	7.4		悪臭に関する基準値	敷地境界線とは、管理区域境界と考えればよろしいでしょうか。	NO.251の回答を参照してください。
257	要求水準書	8	第1章	第3節	7	7.5	(1)	① 溶融スラグの基準値	「JIS化等の規定がなされる場合を考慮し、適宜、有効利用用途に応じた溶融スラグに関する基準値の見直しを行うものとする」とありますが、このような基準見直しにより追加費用が発生する場合、事業契約書案に示されている(法令等の変更)に準拠してご対応いただけたと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
258	要求水準書	8	第1章	第3節	7	7.5	(1)	① 副生成物に関する基準値	「今後、JIS化等の規定がなされた場合を考慮し、適宜、有効利用用途に応じた溶融スラグに関する基準値の見直しを行うものとする」とありますが、新基準値の変更による費用負担は考慮されると考えてよろしいでしょうか。	NO.257の回答を参照してください。
259	要求水準書	8	第1章	第3節	7	7.5	(1)	① 溶融スラグに関する基準値	「有効利用用途に応じた溶融スラグに関する基準値の見直しを行うものとする。」とあります。見直しが行われた場合、設備の追加なども想定されますが、その場合は費用についてはサービス対価として別途頂けると考えてよろしいでしょうか。	NO.257の回答を参照してください。
260	要求水準書	8	第1章	第3節	7.5	7.5	(1)	① 溶融スラグに関する基準値	「(前略)JIS化等の規定がなされる場合を考慮し、適宜、有効利用用途に応じた溶融スラグに関する基準の見直しを行うものとする」とありますが、見直しが行われた場合は、法令変更(本事業に直接関係する法令等の変更)に該当するという理解でよろしいでしょうか。	NO.257の回答を参照してください。
261	要求水準書	9	第1章	第3節	8			白煙防止条件	白煙防止条件としては温度-3℃、湿度30%との御指定ですが、『要求水準書』P.2(3)リサイクルの推進には「可能な限り発電等のサーマルリサイクルが行われる施設」との記載があります。余熱の有効利用のために、白煙防止条件の緩和を御考慮頂けないでしょうか。	「要求水準書」のとおりとします。

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等に関する質問回答書(第1回)

NO	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答	
262	要求水準書	9	第1章	第3節	9		施設の安定稼働	地震、火災、停電等による緊急停止を余儀なくされる場合においても、速やかにかつ安全に復旧対策を実施し、施設の安定稼働が行えるようにするとありますが、地震の程度にもよりますが、天災については適用外ではないでしょうか。ご教示願います。	「要求水準書」とおとりとします。	
263	要求水準書	9	第1章	第4節	1	1.1	施設の整備段階における業務	都市計画法による都市施設の指定の手続きは必要ないか、または広域組合殿所掌で建物の確認申請までに手続きが完了しているものと考えて宜しいでしょうか。	都市計画法による都市施設の指定の手続きは既に完了しています。	
264	要求水準書	10	第1章	第4節	1	1.1	(5)	国庫補助金申請手続き	国庫補助金に係る整備計画の期中申請、期中内示は可能なのでしょうか。	環境省の国庫補助金交付要綱に示されているスケジュールを原則とします。
265	要求水準書	10	第1章	第4節	1	1.1	(8)	管理区域の清掃及び除草	施設用地以外の管理区域の清掃及び除草の程度は、景観上問題ないもので、選定事業者の判断で行うもので宜しいでしょうか。	「要求水準書」に示すとおりとします。但し、施設の運営段階における除草については、年4回以上実施することとします。これに伴い「要求水準書」を修正いたします。
266	要求水準書	10	第1章	第4節	1	1.2	(7)	管理区域の清掃及び除草	管理区域の清掃及び除草の程度は、景観上問題ないもので、選定事業者の判断で行うもので宜しいでしょうか。	No. 265の回答を参照してください。
267	要求水準書	10	第1章	第4節	1	1.2	(9)	その他本事業を実施するうえで必要な業務	「その他本事業を実施するうえで必要な業務」とありますが、プロジェクトマネジメント業務以外にあればご教示願います。	応募者の提案とします。
268	要求水準書	10	第1章	第4節	2	2.1	(1)	管理区域の確保と住民合意の取得	管理区域の確保と住民合意の取得とありますが、事業スタートまでには取得と考えて宜しいですか。	No. 7及びNo. 211の回答を参照してください。
269	要求水準書	10	第1章	第4節	2	2.1	(2)	広域組合の整備段階における業務	広域組合殿が行う土地造成と進入路の施工とは具体的にどこまで行われるのでしょうか。土地造成については、設計レベルまでの盛土と切土（路床まで）、進入路については舗装・側溝・ガードレール等まで完了しているものと考えて宜しいでしょうか。	No. 8の回答を参照してください。
270	要求水準書	10	第1章	第4節	2	2.1	(2)	土地造成、進入路及び上下水道に係る設計・施工	本用地の土地造成は開発行為の手続きは行われるのでしょうか。また開発行為となった場合の開発行為に対する責任は広域組合殿にあるものと考えて宜しいでしょうか。	土地造成の開発行為の手続きは既に完了しています。
271	要求水準書	10	第1章	第4節	2	2.2	(1)	処理対象物の提供	貴組合の業務範囲に処理対象物の提供とありますが、処理対象物はメーカー指定場所まで搬入して頂けると考えてよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。但し、搬入する処理対象物の指定場所は、施設用地内に応募者が設置する受入・供給設備とします。
272	要求水準書	13	第3章	第1節	3	3.1		試運転及び性能試験	試運転及び性能試験に必要な処理対象物が広域組合から供給されない場合は、選定事業者の損害を広域組合は補償して下さい。	広域組合の責めに帰す場合は、合理的な範囲内で損害を賠償します。

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等に関する質問回答書(第1回)

NO	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
273	要求水準書	13	第2章	第1節	3	3.1	(1)	試運転	「試運転の期間は、性能試験を含め90日以上とすること」となっていますが「試運転計画書」「性能試験計画書」において必要な試験項目を実施できる合理的な計画を立案できれば試運転期間を当該期間より短縮することが可能でしょうか。	試運転期間については、「要求水準書」に示すとおりとし、短縮することは認めません。
274	要求水準書	14	第2章	第1節	3	3.2	(3)	性能試験	「性能試験実施時の主要な計測については、法的資格を有する計量証明機関が実施すること」となっていますが主要な計測とはP14、3.3性能保証事項(2)環境保全条件に記載の各項目と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
275	要求水準書	14	第2章	第1節	3	3.3	(2)	環境保全条件	騒音、振動、悪臭に関しては敷地境界における現況データがないと境界での計測値が基準値を超過しても施設側の寄与による超過であるか否か判別つきません。また、設計上もどの程度の対策をすればよいか計算できません。敷地境界における現況値をご教示ください。	NO.251の回答を参照してください。
276	要求水準書	15	第2章	第1節	3	3.3	(2) ⑥	排水クローズド化	生活排水をクローズド化すると、定期点検などの焼却炉全炉休止時に生活排水の処理が困難になります。プラント排水のみをクローズド化するものとしてご検討願えないでしょうか。	「要求水準書」に示すとおり、生活排水についてもクローズド化するものとします。
277	要求水準書	15	第2章	第1節	3	3.3	(2) ⑥	環境保全条件	雨水は放流可能と考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
278	要求水準書	18	第2章	第1節	6	6.4		地質障害	要求水準書添付資料-3の 図3-1 管理区域の推定岩盤平面図 及び 図3-2 ボーリング柱状図 から推定しますと施設用地の造成地表面は岩盤が露出していると考えられます。岩盤掘削には場合によっては火薬等の使用も可能としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
279	要求水準書	18	第2章	第1節	6	6.5		建設副産物等の取扱い	「建設発生土については、広域組合が別途用意する管理区域の隣接地で適切に処理すること」とありますが、当該地で建設発生土を有効活用して頂くことが可能（建設発生土を無償で処理して頂ける）と理解してよろしいでしょうか。	施設整備に係る建設発生土の処分地は、「要求水準書添付資料【追加-1】造成工事計画平面図」に示すとおりです。当該地は広域組合が実施する造成工事において、立木の伐採、地下排水工は施工済みです。発生土の処理の際には、「要求水準書添付資料【追加-1】」に示す計画平面図を参考に発生土量に応じて段切り、盛土（S=1:1.8）、敷均し、転圧、法面整形、法面保護工（種子吹付）、排水路の設置等を選定事業者の責任で行なうこととなります。
280	要求水準書	18	第2章	第1節	6	6.5		建設副産物等の取扱い	「建設発生土については、広域組合が別途用意する管理区域の隣接地で適切に処分すること。」とありますが、隣接地の場所をご教示ください。	NO.279の回答を参照してください。
281	要求水準書	18	第2章	第1節	6	6.5		建設副産物等の取扱い	「建設発生土は広域組合が用意する」とありますが、面積、受け入れ可能土量をご教示願います。また、処分については、敷き均し程度と考えて宜しいでしょうか。	NO.279の回答を参照してください。
282	要求水準書	18	第2章	第1節	6	6.5		建設副産物などの取扱い	建設発生土については処理費用が発生しないものとして宜しいでしょうか。	NO.279の回答を参照してください。
283	要求水準書	18	第2章	第1節	6	6.5		建設副産物等の取扱い	「建設発生土については、広域組合が別途用意する管理区域の隣接地で適切に処分すること」とありますが、選定事業者は、建設発生土の性状分析、運搬及び整地を業務範囲と考えればよいでしょうか。また、隣接地での処分に係る許認可等の取得は、官民どちらの責務でしょうか。	NO.279の回答を参照してください。

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等に関する質問回答書(第1回)

NO	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
284	要求水準書	18	第2章	第1節	6	6.6	竣工式	一言で竣工式といっても参加人数、式典の内容によって大きく費用も異なります。想定されている参加人数や内容をお示しください。	県、市、地元、地権者、広域理事、議員、SPC及び報道関係者等で200人程度の参加になると思われます。なお、式次第、施設概要書、記念行事及び記念品等を用意していただくことになります。
285	要求水準書	18	第2章	第2節	1		受入・供給設備	汚泥等をホップ受入とする場合、ごみピットやごみクレーン等の算定については、汚泥分を除いた量で計画してよろしいでしょうか。	応募者の提案とします。
286	要求水準書	18	第2章	第2節	1		受入・供給設備	汚泥の受入を可能とする設備として汚泥受入・供給設備等を設置することと記載がありますが、本計画と類似の施設にて汚泥を直接ごみピットに投入し、問題なく運転している実績がありますので、汚泥は直接ごみピットに受け入れる計画としてよろしいでしょうか。	「要求水準書」に示すとおりとします。
287	要求水準書	18	第2章	第2節	1		受入・供給設備	布団、じゅうたん及びクッション等の前処理設備を必要とする物の発生量を教示下さい。	平成15年度の布団、毛布、絨毯の合計は11,676枚です。
288	要求水準書	19	第2章	第2節	6		通風設備	煙突の高さはGL+59mとして計画してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
289	要求水準書	19	第2章	第2節	7		灰出し設備	焼却灰、飛灰(溶融飛灰を含む)を場外へ搬出する目的を満足すれば、設備機器の構成は選定事業者にて決定できるものと考えてよろしいでしょうか。	「要求水準書」に示すとおりです。
290	要求水準書	20	第2章	第2節	9		給水設備	「(前略)広域組合が設置する加圧施設の水位についても監視が行なえるものとする」とありますが、広域組合にて設置される検出器からの信号渡しと考えてよろしいでしょうか。また、加圧施設の位置関係についてご教示願います。	前段については、ご理解のとおりです。なお、加圧施設の水位信号取合点は、「要求水準書添付資料【追加-4】電力取合点・水道取合点及び建設発生土処分地」の上水道取合点です。後段については、事業実施用地から西方約900mの加圧施設受水槽の水位を監視していただきます。
291	要求水準書	20	第2章	第2節	9		給水設備	加圧施設の水位信号の取合い点について教示下さい。	No. 290の回答を参照してください。
292	要求水準書	20	第2章	第2節	9		給水設備	「車両を洗浄することが可能な洗車装置」について、1日に洗車する台数をご教示願います。また、洗車については有料にて考えて宜しいでしょうか。	前段については、N0248で回答した別添-4の直営+委託の台数が対象となります。後段については、洗車については無料で行うこととし、サービス対価として支払います。
293	要求水準書	20	第2章	第2節	9		給水設備	受水槽の水位等を監視する受水監視装置に、受水槽までの専用水道に広域組合が設置する加圧施設の水位について監視が行えるものとは、どのようなものか提示願います	No. 290の回答を参照してください。
294	要求水準書	20	第2章	第2節	9		給水設備	「洗車装置を施設用地の建屋内に設置する」とありますが、「建屋」とは、どのような定義をお考えでしょうか。	機械設備を収容する工場棟とは別棟とし、風雨をしのげる屋根・壁等を備えた設備であることを想定しています。
295	要求水準書	20	第2章	第2節	10		排水処理設備	「排水クローズドを遵守するため」とありますが、処理水は全量有効利用するということでしょうか。	排水クローズドを遵守することを要求水準としており、処理水を全量有効利用するか否かについては、応募者の提案とします。

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等に関する質問回答書(第1回)

NO	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
296	要求水準書	20	第3章	第2節	12			周辺住民への情報公開	「運転状況を住民に分かりやすく伝えることを目的とした本施設のホームページを開設すること。」とありますが、具体的には計測項目のデータをHPで公開するとの趣旨でしょうか。	「要求水準書」P34.第3章第4節2.2を参照してください。
297	要求水準書	20	第2章	第2節	13			見学者説明設備	H16年3月の要求水準書(案)では、見学者用説明設備として「施設全体模型及びその相当品を設置すること。」とありましたが、その相当品を設置することは可能なのでしょうか。	施設全体模型の設置は必須とし、その相当品のみの設置は認めません。
298	要求水準書	20	第2章	第2節	13	13.1		施設全体模型	「本施設の全体像及び内部構造について理解するのに役立つもの」とありますが、施設をカットし内部構造の分かる模型と考えてよろしいでしょうか。それとも、全体が分かる模型と内部構造の分かる模型各1台設置と考えた方がよろしいでしょうか。	応募者の提案とします。
299	要求水準書	20	第2章	第2節	13	13.1		施設全体模型	施設全体模型は全体像のみで内部構造については、模型以外の方法で考えても宜しいでしょうか。	NO.298の回答を参照してください。
300	要求水準書	20	第2章	第2節	13	13.2		説明用パネル	説明用パネルは大会議室に設置して使用すると考えてよろしいでしょうか。	応募者の提案とします。
301	要求水準書	21	第2章	第2節	13	13.3		説明用映写設備	映像作品の内容を視認出来る大きさは、どの程度のものを想定されているのでしょうか。	応募者の提案とします。
302	要求水準書	21	第2章	第2節	13	13.3		説明用映写設備	カラー映写設備は、大会議室に設置して使用すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
303	要求水準書	21	第2章	第2節	13	13.5		説明用パンフレット	パンフレットの内容・仕様は提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	「要求水準書」P21.第2章第2節13.5を参照してください。なお、「要求水準書」P37.第3章第6節1(4)のリーフレットについても同様です。
304	要求水準書	21	第2章	第3節	1	1.1	(2)	全体施設配置・動線計画	「景観に十分に配慮して」とありますが、特に指定するロゴ、色彩、デザイン等を建物、他で表現する必要なものがあればご教示願います。	特にはありませんが、建物、煙突等の着色については、『しまね景観色彩ガイドライン』等を元に、空、山林等の色調に溶け込むような淡色系の清潔感ある色調となるよう希望します。
305	要求水準書	21	第2章	第3節	1	1.1	(3)	全体施設配置・動線計画	「来客者や見学者などにわかりやすい位置に管理棟、エントランスホールを配置」とありますが、施設配置上、景観上、合理性を重視した計画とした場合、事務、見学者空間などの居室が北側に配置される可能性がありますか宜しいでしょうか。	応募者の提案とします。
306	要求水準書	21	第2章	第3節	1	1.1	(4)	全体施設配置計画	「可能な限り多くの植栽を配置すること。」とありますが、緑地率の指定があれば御教示ください。	緑地率の指定はございません。
307	要求水準書	22	第2章	第3節	2	2.1	(1) ①	平面、断面計画	冷却塔、空調室外機などの屋外設置機器は省エネを考慮して、屋根の無い屋外に設置する計画としてよろしいでしょうか。	応募者の提案とします。但し、冷却塔、空調室外機などは冬期間の凍結防止等を考慮してください。

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等に関する質問回答書(第1回)

NO	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
308	要求水準書	22	第3節	第3節	2	2.1	(1) ③	平面・断面計画	見学者用諸室の必要面積が記載されていますが、その他スペースの大きさとしては、一度に来館する見学者の最大人数はp37にあります見学者数の実績が33組864名から、30名程度と考えて宜しいでしょうか。	50名以上が利用できるスペースとしてください。
309	要求水準書	23	第3節	第3節	2	2.1	(3) ②	仕上げ計画	「耐久性の高い外部仕上げ」とは、どのような仕様を想定しているかご教示ください。	応募者の提案とします。
310	要求水準書	23	第2章	第3節	2	2.1	(5) ①	エントランスホール	エントランスホールへの灰皿の備え付けは、健康増進法上問題があると考えますが、いかがでしょうか。	エントランスホールの灰皿設置は、喫煙しながらの本施設への入館を予防することを目的としています。そのため、要求水準書に示すとおりとします。
311	要求水準書	24	第2章	第3節	2	2.3	(1)	建築設備計画	「見学者等用諸室、(中略)エレベータ設備等を設置すること」とありますが、エレベータの設置は必須ではないとの理解でよろしいでしょうか。	バリアフリーの観点から、エレベータ設置は必須とします。
312	要求水準書	24	第2章	第3節	3	3.1	(2)	構内道路	一方通行の外周道路等は1車線で計画してもよいでしょうか。	構内道路の幅員は、2車線(9m)以上とします。但し、一方通行で、しかも見学訪問者等の一般車とごみ収集車・灰運搬車等が分離できれば安全性を考慮した上でこれ以外の提案も認めます。
313	要求水準書	24	第2章	第3節	3	3.1	(2)	構内道路	「道路幅員は9m以上」とありますが、施設用地の大きさと建物の配置から全て確保できない場合、一方通行となる箇所などを除いた主要な対面通路部分のみ9m確保で宜しいでしょうか。また、進入路が施設用地に接する部分の幅員をご教示願います。	前段については、No.312の回答を参照してください。後段については、進入路の幅員は7mです。
314	要求水準書	25	第2章	第4節	2			生活環境影響調査	組合殿で平成14年度から平成15年度に実施した本施設に係る生活環境影響調査の内容を閲覧する事は可能でしょうか。	No.251の回答を参照してください。
315	要求水準書	25	第2章	第4節	2			生活環境影響調査	組合殿にて実施された、生活環境影響調査については公表されておりますでしょうか、公表されている場合、入手方法をご教示頂けないでしょうか。	No.251の回答を参照してください。
316	要求水準書	25	第2章	第3節	3	3.2		駐車場	「乗用車10台以上」と「バス2台以上」は同時に駐車可能と考えればよろしいでしょうか。それとも、駐車場を兼用して考えてもよろしいでしょうか。	「乗用車10台以上」と「バス2台以上」は同時に駐車可能としてください。
317	要求水準書	25	第2章	第3節	3	3.3		構内雨水排水	施設用地に設置済みの側溝に排水する、とありますが、位置・サイズ等をご教示願います。また、構内雨水は全量をご指定の側溝に排水できるものとし、施設用地内に調整池等を設ける必要はないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
318	要求水準書	25	第2章	第3節	3	3.3		構内雨水排水	雨水の再利用、さらには湧水、井戸水、地下水の利用は可能でしょうか。	雨水の再利用は可能です。湧水、井戸水、地下水の利用は不可能です。

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等に関する質問回答書(第1回)

NO	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
319	要求水準書	25	第2章	第3節	3	3.3		構内雨水排水	施設用地に設置済み側溝の場所をご教示下さい。	NO.8の回答を参照してください。
320	要求水準書	25	第2章	第3節	3	3.3		構内雨水排水	「施設用地に設置済みの側溝」とありますが、設置される範囲ルートをご教示下さい。また施設用地内の雨水の各側溝への接続計画をする上で流域図があればご貸与いただけませんか。また施設用地内の雨水を用意された側溝へ接続する場合の樹は用意していただけたらと考えて宜しいでしょうか。	NO.8の回答を参照してください。
321	要求水準書	25	第2章	第3節	3	3.4		門・囲障等	高さの規定がありませんが、高さについてはメーカーにて決定すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
322	要求水準書	25	第2章	第3節	3	3.5		植栽	「植栽は施設用地を除く管理区域内において行う」とありますが、その範囲は造成によって平地が形成される部分のみで現状地形及び法面が残された部分は不要と考えて宜しいでしょうか。また平地部分に植栽とした場合どの程度の植栽が必要でしょうか。また平地部分の運営後の活用内容について（グラウンド等）ご教示願います。（植栽範囲、程度を計画するため）	前段については、ご質問のとおりです。中段については、応募者の提案とします。後段についてはNO.8の回答を参照してください。
323	要求水準書	25	第2章	第3節	3	3.5		植栽	施設用地内の植栽は常緑高木を主体とし、中木、低木、地被するとありますが、工場立地法を基準として考えて宜しいでしょうか。また管理区域も行うとありますが、管理区域の使用目的があれば御教示願います。	前段については、NO.306の回答を参照してください。後段についてはNO.8の回答を参照してください。
324	要求水準書	25	第2章	第4節	2			生活環境影響調査	再度実施する生活環境影響調査の見積りのため、調査項目等の詳細を示していただけないでしょうか。	「要求水準書添付資料【追加-6】環境影響調査の概要」の追加6-3ページに示す調査項目としてください。
325	要求水準書	26	第2章	第4節	5			周辺住民への対応	電波障害に関する対応は、見積計画時においては影響の度合いが予測困難なため、除外されるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
326	要求水準書	26	第2章	第4節	5	5.1		周辺住民への対応	本施設の設置に対する住民反対運動等に関する対応は、広域組合の責任と考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、現在住民反対運動は発生しておりません。
327	要求水準書	26	第2章	第4節	5	5.2		環境保全等に関する覚書	本施設の施工及び運営にあたって、広域組合と周辺住民との3者による環境保全等に関する覚書を締結することとあります。この覚書はどのような内容となりますか。	NO.7の回答を参照してください。
328	要求水準書	27	第3章	第1節	2			性能保証事項の遵守	「選定事業者は、募集要項に記載した本施設に関する」とありますが、「募集要項」とは具体的に何をさしているのでしょうか。	「募集要項」とは「本要求水準書」の誤りです。「要求水準書」を修正いたします。
329	要求水準書	29	第3章	第1節	6	6.2	(2)	年間維持管理計画書	年間維持管理計画にて、定検等の予め設定した全炉休止期間に発生した処理対象物でピット受入容量を越える物に関しては、費用も含めて広域組合殿にて代替処理を行って頂けるものとして宜しいでしょうか。	処理対象物がピット受入容量を超えることがないように年間維持管理計画を作成してください。

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等に関する質問回答書(第1回)

NO	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
			第3章	第2節	1	1.3				
330	要求水準書	30	第3章	第2節	1	1.3		処理料金の徴収伝票発行及び督促	広域組合構成市町村の住民が持ち込んだ可燃ごみの料金徴収は、どのような手続きにて実施すればよろしいかご教示下さい。	住民が持ち込んだ可燃ごみについては、無料のため料金徴収を致しません。なお、事業者が持ち込んだ可燃ごみについては、料金徴収いたします。
331	要求水準書	30	第3章	第2節	1	1.3	(2)	処理料金の督促	督促料金の徴収業務に関しては組合殿の所掌として宜しいでしょうか。	NO. 332の回答を参照してください。
332	要求水準書	30	第3章	第2節	1	1.3	(2)	処理料金の徴収伝票発行及び督促	督促等については公共あるいは金融機関のみが実施可能で、本事業の選定事業者はできないのではないのでしょうか。(地方自治法)	選定事業者の伝票発行業務は、広域組合の意思決定に基づき伝票発行事務を代行して行うものであり、選定事業者に公金の徴収権限を委任するものではないため、地方自治法第243条には該当いたしません。督促状の発送についても同様です。
333	要求水準書	30	第3章	第2節	1	1.3	(2)	処理料金の徴収伝票発行及び督促	督促状の送付は、頻度と方法により大きくコストが違ってくるため、年間どの程度の回数を想定すればよろしいでしょうか。また、送付方法は普通郵便並みと考えてよろしいでしょうか。	現在の督促件数は、1ヶ月に10件程度です。なお、現在は滞納者に対し、受付窓口においても口頭での督促をその都度行なっています。後段については、ご理解のとおりです。
334	要求水準書	31	第3章	第2節	1	1.5	(2)	処理対象物の性状の確認	収集可燃ごみ中に処理不適物を発見した場合、排除・貯留し定期的に最終処分する費用の負担者は、広域組合、選定事業者のいずれでしょうか。	広域組合が、サービス対価として選定事業者に支払います。
335	要求水準書	32	第3章	第3節	1	1.1	(3)	保管・搬出	「建家内に収納し適切に管理」とありますが、熔融スラグについては屋外のストックヤードに保管してもよろしいでしょうか。	副生成物の収納方法については、応募者の提案としますが景観等に配慮してください。
336	要求水準書	32	第3章	第3節	2			最終処分	有害ガス除去装置から排出される反応生成物を熔融すると有害ガス成分が再揮散するので、熔融方式の場合、「反応生成物については、選定事業者が責任をもって最終処分することができる」との認識でよろしいですか。	NO. 30の回答参照。
337	要求水準書	32	第3章	第3節	2			熔融方式の場合	スラグ・飛灰・金属類・処理不適物等の最終処分のマニフェスト上の排出者は、選定事業者ですか。	マニフェストはありません。
338	要求水準書	32	第3章	第3節	2			最終処分	熔融方式の場合、炭化炉方式と同様に「飛灰については選定事業者が責任をもって最終処分することができる」との認識でよろしいですか。	NO. 30の回答参照。
339	要求水準書	32	第3章	第3節	2	2.2		熔融飛灰	「熔融飛灰については、選定事業者が責任をもって最終処分すること。」と記載されていますが、最終処分先として益田市下波田埋立処理場を使うことはできますか。	最終処分場として下波田埋立処理場以外を使用することはできません。
340	要求水準書	32	第3章	第3節	2	2.4		処理不適物	「処理不適物については、選定事業者が責任をもって最終処分すること。」と記載されていますが、最終処分先として益田市下波田埋立処理場を使うことはできますか。	NO. 339の回答参照。
341	要求水準書	33	第3章	第3節	3	3.2		飛灰	「飛灰については、選定事業者が責任をもって最終処分すること。」と記載されていますが、最終処分先として益田市下波田埋立処理場を使うことはできますか。	NO. 339の回答参照。

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等に関する質問回答書(第1回)

NO	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答	
342	要求水準書	33	第3章	第3節	3	3.4	処理不適合	「処理不適合については、選定事業者が責任をもって最終処分すること。」と記載されていますが、最終処分先として益田市下波田埋立処理場を使うことはできますか。	NO. 339の回答参照。	
343	要求水準書	33	第3章	第3節	4	4.4	処理不適合	処理不適合の処理費用負担を事業者とすることは、住民側ごみ分別精度への影響も懸念いたします。ご再考頂けないでしょうか。	NO. 334の回答を参照してください。	
344	要求水準書	33	第3章	第4節	1	(1)	施設運転中の計測管理	環整第95号に規定される一般廃棄物処理施設の維持管理にあたり行う各種分析・検査について、熱灼減量(1回/月)及びばい煙(年2回)は選定事業者にて行うものとして35頁の表-6に示される計測項目に追加すると考えてよろしいでしょうか。	選定事業者が実施する計測の項目について「要求水準書」を以下のとおり修正いたします。 ・焼却灰-熱灼減量：4回/年→1回/月(修正) ・ばい煙：4回/年(追加)	
345	要求水準書	33	第3章	第4節	1	(1)	施設運転中の計測管理	「表-6に示した計測管理を実施すること」とありますが、排ガスの連続測定については運転・維持管理に必要な計測を行うと考えてよろしいでしょうか。	連続計測の方法については、応募者の提案に基づき、落札者決定後詳細化いたします。	
346	要求水準書	34	第3章	第4節	2	2.1	(3)	周辺住民への情報公開	「本施設のホームページ上に運転データを情報公開すること。なお、施設の稼働日毎に更新」とありますが、ホームページは施設管理者等により情報管理を行うべきと考えております。土日等の休日もあり、一週間程度の更新とさせて頂きませんか。一週間のデータを開示することにより、日毎の変化が把握され、その変化が少ない場合、より施設の安定性に対し安心感が持たれると考えます。また、情報公開設備により、常時公開しております。毎日ホームページを更新する目的をご教示願います。	「要求水準書」に示すとおりとします。 最新データの公開を基本としていることが主な理由です。
347	要求水準書	34	第3章	第4節	2	2.2	(2)	周辺住民への情報公開	「運転データは、施設の稼働日毎に更新すること」とありますが、ホームページにリアルタイムで排ガス測定データを表示する必要があるという意味でしょうか。その場合、ダイオキシン類についてはどのように稼働日毎に更新するのでしょうか。	計測項目の表示方法については、応募者の提案に基づき、落札者決定後詳細化致します。なお、ダイオキシン類については、4回/年の最新測定値を表示するものとします。
348	要求水準書	34	第3章	第4節	2	2.2	(2)	周辺住民への情報公開	情報公開設備による表示項目にて公開する排ガス中のダイオキシン類濃度は年4回測定する定期測定の結果を表示するものとし、その他の排ガス濃度は常設する監視計器の値と考えてよろしいでしょうか。	NO. 347の回答を参照してください。
349	要求水準書	34	第3章	第4節	2	2.2	(2)	運転データの開示	ダイオキシン類については連続測定項目ではないので、稼働日毎の更新ではなく、測定時の更新と考えて宜しいでしょうか。	NO. 347の回答を参照してください。
350	要求水準書	37	第3章	第6節	4			広域組合への所有権の移転手続き	運営期間終了後、広域組合殿へ所有権が移転される時、建物の使用材料に対する保証(防水等)は新築ではないため、発生しないものと考えて宜しいでしょうか。	施設譲渡時には本施設が要求水準を満足している必要があります。
351	要求水準書	38	第3章	第6節	4	(4)		広域組合殿への施設所有権の移転手続き	施設譲渡後の性能未達が選定事業者の責に依らないもの(譲渡後の処理不適合の大量投入等)である場合には、譲渡後1年未満であっても、選定事業者はその負担の責を負わないとしていただけませんか。	「事業契約書(案)」別紙10第3条を参照してください。
352	要求水準書	38	第3章	第6節	4	(4)		広域組合への施設所有権の移転手続き	本施設の譲渡後1年間において広域組合が本施設の性能保証事項の未充足を原因として負担する維持補修費は、本事業の運営期間の機械設備の維持管理費相当とありますが、具体的にどの時点でのサービス対価維持管理費であるのか、また上回った場合はその差額分を選定事業者が負担すると解釈してよろしいでしょうか。	前段のご質問について、サービス対価維持管理費は運営期間にわたり均等に支払います。この旨の説明を「入札説明書添付資料-2」P4.2に追加します。後段の質問については、ご理解のとおりです。

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等に関する質問回答書(第1回)

NO	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
353	要求水準書	38	第3章	第6節	4	(4)	広域組合への施設所有権の移転手続き	「…性能保証事項の未充足を原因として負担する維持管理費…」とありますが、負担する費用の内訳を具体的にご教示頂けないでしょうか。	NO.126の回答を参照してください。
354	要求水準書	38	第3章	第6節	4	(4)	広域組合への施設所有権の移転手続き	「…機械設備の維持管理費相当を上限とする。」とありますが、「機械設備の維持管理費」について、内訳を具体的にご教示頂けないでしょうか。また、維持管理費相当額をどのように算出するのかその方法についてもご教示頂けないでしょうか。	NO.352の回答を参照してください。
355	要求水準書	38	第3章	第6節	4	(5)	広域組合への施設所有権の移転手続き	譲渡前に実施する機器の運転、管理及び取り扱いに関する教育と指導について、組合殿にて新たに配置される従業員の人件費及び教育にかかる費用については組合殿の別途ご負担と考えてよろしいでしょうか。	広域組合にて配置する従業員の人件費については、広域組合の負担となります。一方、教育にかかる費用は選定事業者の負担です。
356	要求水準書						全般	平成16年8月の「要求水準書」が平成16年3月の「要求水準書(案)」に代わるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
357	要求水準書 添付資料-2	2-1					管理区域の計画平面図	施設用地の計画地盤レベルをご教示願います。	NO.219の回答を参照してください。
358	要求水準書 添付資料-2	2-1					管理区域の計画平面図	広域組合が別途実施される土地造成において、「添付資料-2」に示される施設用地の造成時の地盤高をご教示ください。(図面からはFH=160.0以下であることは読み取れます。)	NO.219の回答を参照してください。
359	要求水準書 添付資料-3	3-1					管理区域の推定岩盤平面図	「添付資料-3(BPNo.2)」に地質状況が示されておりますが、その調査深度は164.62～179.62mとなっており、施設用地の地盤高より高い位置の地質が示されていると判断されます。地質確認のため、BPNo.1等、この周辺で別途実施された地質調査結果がありましたらご教示ください。また、BPNo.2を始めとしたこれら地質調査に関わる室内試験等の試験結果をご教示ください。	施設用地に係るボーリングデータは、BPNo.2のみです。土質試験結果は、「要求水準書添付資料-3」に土質試験結果を追加します。なお、この箇所は切取部であるため、土質試験については限られた項目でしか行っておりません。
360	要求水準書 添付資料-3	3-2					ボーリング柱状図	造成面が、土砂部、盛土部のボーリングデータをご貸与いただけませんか。また資料がない場合は造成地盤から推定支持層までの深さレベルをご教示願います。	NO.359の回答を参照してください。
361	要求水準書 添付資料-3	3-2					ボーリング柱状図	室内試験(一軸試験)の数値の単位をご教示ください。	NO.359の回答を参照してください。
362	要求水準書 添付書類-4	4-1					計画処理量	表4-1では、平成20年度の予測ごみ量が19,051t/年となっておりますが、施設規模等の基本計画量としては、18,700t/年で検討してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
363	要求水準書 添付書類-4	4-1					処理量の将来予測値	汚泥等の将来予測値は、平成22年度以降2,482t/年で飽和しておりますが、この値が現在のし尿処理施設が有する処理能力の上限値と考えてよろしいでしょうか。	将来予測値は、人口の将来予測値等に基づいてトレンド推計したものであり、上限値ではありません。

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等に関する質問回答書(第1回)

NO	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
364	落札者決定基準	2	図	1			入札公告から落札者決定までの流れ	第一次審査結果通知のところで「一定水準以上を通過」とありますが、これは上位から一定数(例えば3社)を通過させるのでしょうか、それとも総合評価値Ⅰが一定水準以上であるものは全て通過させるというお考えなのでしょうか。	後者のご質問のとおりです。
365	落札者決定基準	3	2	(4)			第一次審査通過者の決定	第一次審査は、基準点である60点と、提案価格の上限さえクリアしていれば通過できるのでしょうか?それとも表にあるように、上位3グループが通過となるのでしょうか。	NO. 364の回答も参照してください。
366	落札者決定基準	3	2	(4)			総合評価値Ⅰ	「一定水準以上」とありますが、この値は何時公表されるのでしょうか。	NO. 73の回答を参照してください。
367	落札者決定基準	3	2	(4)			総合表価値Ⅰの算出及び第一次審査通過者の決定	当該算出式上の提案価格の単位を御教示頂けないでしょうか。	総合評価値Ⅰ及び総合評価値Ⅱの算定式を修正いたします。
368	落札者決定基準	4	表	1			応募者及び広域組合委託先企業の参加要件	応募者及び広域組合委託先企業の参加要件・確認内容は、「本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること」となっています。応募者や広域組合委託先企業の中に同一のグループ会社(親会社・子会社)が存在する場合、個々の企業で安定的かつ健全な財務能力を判断するのではなく、連結されたグループ全体で判断した方がベターと考えます。したがって、この場合、親会社の連結決算財務諸表を審査の対象とすべきと考えます。	「様式集(第一次審査)」様式4-9のとおり、連結決算の貸借対照表及び損益計算書(直近1期分)を提出することとしています。
369	落札者決定基準	4	表	1			参加資格の確認内容及び方法	確認内容「本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。」に対し、会社設立が3年未満の場合には、2期連続経常利益が赤字の場合は応募者及び広域組合委託先企業の参加要件基準を満たさないと解釈するべきと考えますがいかがでしょうか。	経常利益が3期連続で赤字でないことを原則として、基礎審査において財務能力を確認するとともに、内容審査Ⅰにおいても評価の対象としています。
370	落札者決定基準	4	表	1			参加資格の確認内容及び方法	確認内容「本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。」に対し、経常利益が3期連続で赤字でなければ基準を満たしていると考えて宜しいですか。上記以外での財務能力確認基準があれば、その基準をご教示願います。	前段について「落札者決定基準」の確認方法に記載のとおりです。。後段については特にありません。
371	落札者決定基準	4	表	1			参加資格の確認内容及び方法	応募者及び広域組合委託先企業の参加要件の中に、「原則として、経常利益が3期連続で赤字でないこと」とありますが、3期連続で赤字でも要件未達にならないのは具体的にどのような場合でしょうか。	例えば設立後3年未満の会社等を想定しています。
372	落札者決定基準	4	表	1			応募者及び広域組合委託先企業の参加要件	「原則として、経常利益が3期連続で赤字でないこと」とありますが、「3期連続」とは、3期すべてが黒字であることと理解してよいでしょうか。	「3期連続で赤字でない」とは、3期のうち少なくとも1期は黒字であることを意味します。
373	落札者決定基準	4	表	1			設計・施行(機械設備)	④の必要実績には、記載のものに加え、「流動床式炭化炉+炭化物燃焼融方式」の実績が必要と考えますが、いかがでしょうか。(入札説明書 P18ウaも同じ)	「入札説明書」P18. ウaに記載のとおりとします。
374	落札者決定基準	6	表	2	(2)		ごみ量変動、ごみ質変化に対応したごみ処理能力の考え方	「(前略)ごみ質及びごみ量変化に対応したごみ処理能力を有しているか」とありますが、要求水準書記載の計画処理量及び計画ごみ質に対応した処理システムであれば満点が得られると理解してよろしいでしょうか。	要求水準を達成する方法及びこれを超える提案について評価します。例えば計画処理量及び計画ごみ質の範囲外におけるごみ処理の考え方についても評価の対象となります。

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等に関する質問回答書(第1回)

NO	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
375	落札者決定基準	7	表2	3	(2)		処理対象物の受入時間の拡大に対する基本的な考え方	受入時間の拡大が必ずしも住民サービスの向上に寄与しない場合（受入時間の拡大によって車両の往来が増加し周辺環境に悪影響を及ぼす等）も考えられます。受入時間の拡大を評価するにあたっての広域組合の基本的な考え方についてご教示ください。	持込可燃ごみの受入れサービス向上に寄与する受入れ時間の拡大を評価します。
376	落札者決定基準	7	表2	3	(4)		内容審査Ⅰの審査項目、設問、評価の視点及び配点(3/4)	「主要な副生成物について、運営開始後3年以上の引取保証があるか。」と記載されていますが、3年の引取保証があれば運営保証金Ⅱについては、当初の3年分は納付の必要無しと考えて宜しいでしょうか。さらに15年分の引取保証があれば、運営保証金Ⅰ、Ⅱとも不要と考えて宜しいですか。その場合でも運営保証金が必要となれば、引取保証は不要だと思いますがいかがでしょうか。	運営保証金Ⅰ及び運営保証金Ⅱは、副生成物の引取保証の有無及び保証期間に関係なく必要となります。
377	落札者決定基準	7	表2	3	(4)		内容審査Ⅰの審査項目、設問、評価の視点及び配点(3/4)	「用途先の引取り等が運営期間を通して確実であるか。」と記載されていますが、どのような書類があれば確実と認められますか。用途先の関心表明があれば、確実であると認められると解釈して宜しいでしょうか。	発生するすべての副生成物について、それぞれの市場の状況を踏まえて、引取保証や関心表明の有無、保証期間、用途先の財務能力、代替用途先の確保及びこれらを管理する方法・手順等に関する提案を総合的に判断して評価します。
378	落札者決定基準	7	表2	3	(4)		副生成物の有効利用に対する基本的な考え方を述べてください	追加2方式についても、追加溶融設備整備後の溶融スラグの有効利用に対する基本的な考え方を述べる必要があるのではないのでしょうか。2次審査では具体策を記することとなっております、整合をとるべきではないのでしょうか。	ご質問の内容は、「落札者決定基準」P8.表2 4(3)で評価します。
379	落札者決定基準	8	表2	4			追加溶融施設の整備及び運営の考え方	処理方式で「炭化炉」を選択した場合、この考え方を記述し、評価して頂くことになっています。溶融方式の場合が無条件に満点で、炭化炉の場合は満点以下になることが、循環型社会への貢献/リサイクルの活用の観点からともども納得ができません。如何でしょうか。	NO.6の回答を参照してください。
380	落札者決定基準	8	表2	4			一次審査-追加溶融施設の整備及び運営の考え方	溶融3方式を選択する場合、当該評価はいかなる形で行われるのでしょうか。	「様式集（第一次審査）」様式5-13及び様式5-14のとおり、設定する配点について満点を与えるものとします。
381	落札者決定基準	9	3				第二次審査	第二次審査に第一次審査の点数は影響しないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
382	落札者決定基準	9	3	(2)			基礎審査	「第一次審査時の提案内容と整合……、重大な不整合があると認められた場合も失格」とありますが、重大な不整合と判断する基準について具体的な項目をご教授願います。	例えば、第一次審査結果に影響を及ぼすような大きな方針転換、明らかにサービスの低下につながるような提案内容の変更又は取り止め等が該当します。
383	落札者決定基準	9	3	(4)			優秀提案の決定	第二次審査においては、第一次審査における評価は無関係となると考えてよろしいでしょうか。	NO.381の回答を参照してください。
384	落札者決定基準	9	3	(4)			総合表価値Ⅱの算出及び優秀提案の決定	当該算出式上の入札価格の単位を御教示頂けないでしょうか。	NO.367の回答を参照してください。
385	落札者決定基準	11	表3	3	(3)		内容審査Ⅱの評価項目、設問、評価の視点及び配点(2/5)	3. 運営計画(3)の「副生成物の有効利用」に関する評価の視点に、「用途先の引取りなどが運営期間を通して確実であるか。」とありますが、この確実性の証明のためには、最終利用企業からの15年間にわたる引取保証書が必要と解釈しますが、いかがでしょうか。引取保証書で確実性の証明が可能であれば、運営保証金Ⅰ、Ⅱは不要と解釈してよろしいでしょうか。	NO.376及びNO.377の回答を参照してください。

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等に関する質問回答書(第1回)

NO	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
386	落札者決定基準	13	表3	4			追加溶融施設の整備及び運営の考え方	処理方式で「炭化炉」を選択した場合、この考え方を記述し、評価して頂くことになっていきます。溶融方式の場合が無条件に満点で、炭化炉の場合は満点以下になることが、循環型社会への貢献/リサイクルの観点からどうも納得ができません。如何でしょうか。	NO. 6の回答を参照してください。
387	落札者決定基準	13	表3	5			事業計画	金融機関の役割分担や倒産隔離の方策に関する提案が求められているということは、コーポレートファイナンスによる資金調達では認められないか、又は評価を下げるということと考えますが、如何でしょうか。	NO. 77の回答を参照してください。
388	落札者決定基準	14	表3	5	(2)	②	内容審査Ⅱの評価項目、設問、評価の観点及び配点	収支計画で「適正な採算性を確保し」とありますが、溶融施設を追加する場合、運営保証金Ⅰ、Ⅱは事業採算性の評価対象外と解釈してよろしいでしょうか。	サービス対価（保証金Ⅰ）及びサービス対価（保証金Ⅱ）の算定根拠は評価の対象となります。なお、運営保証金Ⅰ及び運営保証金Ⅱの算定根拠については、「落札者決定基準」P13. 表3. 4. (1)でそれぞれ評価するものとします。
389	基本協定書(案)	1	第2条				甲及び乙の義務	甲、乙の契約に第三者（審査委員会）を入れるのは契約上問題が発生しないのでしょうか。ご教示願います。	「基本協定書（案）」の契約当事者は、広域組合と応募者の構成員であり、ご指摘のような第三者（審査委員会）は含まれません。
390	基本協定書(案)	1	第4条	3			業務の委託、請負	本項の規定は、当該個別契約の範疇であり、本項の規定は不要であると考えます。	「基本協定書（案）」のとおりとします。
391	基本協定書(案)	2	第5条	6			事業契約	本項の規定は、事業契約の範疇であり、本項の規定は不要であると考えます。	「基本協定書（案）」のとおりとします。
392	基本協定書(案)	2	第6条	5			事業予定者の設立	出資者誓約書は、事業契約の締結後に広域組合に提出すれば良く（事業契約書（案）第84条第1項参照）、事業契約締結前に提出する必要はないという理解で宜しいでしょうか。	事業契約締結日において提出してください。
393	基本協定書(案)	3	第15条				違約金	事業契約締結後においても、第5条第2項の事由が生じた場合においては、期限なく違約金の支払い義務を負うことに内容となっておりますが、選定事業者にとって過大な負担と思われるので、削除お願いいたします。	第5条2項の事由は本事業の入札に限定しているものであり、選定事業者にとって過大な負担とはいえないため、「基本協定書（案）」のとおりとします。
394	基本協定書(案)	3	第15条				違約金	事業契約後において、第5条第2号各号のいずれかの事由が生じた場合に違約金を支払う必要がありますが、これは事業期間（整備期間及び運営期間）中の全てに適用されますか。	ご理解のとおりです。
395	事業契約書(案)	7	第2条	1	(8)		用語の定義	「・・・開催の決定は広域組合によるものとし、・・・」とございますが、第10条第2項と平仄をあわせ、相手方当事者に請求することにより開催することができるかたちに修正お願いいたします。	選定事業者から第10条第2項に従って開催請求を行った場合、広域組合は関係者協議会の開催を不合理に拒否しません。
396	事業契約書(案)	7	第2条	1	(8)		用語の定義	本契約には「選定事業者は広域組合に対して協議を申入れることができる」との規定が随所に見られます。しかし、「関係者協議会」の開催の決定権を広域組合のみが有するのであれば、上記の選定事業者の権利は実効性を失ってしまいます。そのため、関係者協議会の開催条件を両者に公平、かつ合理的な内容に変更して頂くことを希望いたします。	NO. 395の回答を参照してください。

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等に関する質問回答書(第1回)

NO	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
397	事業契約書(案)	7	第2条	1	(5)		用語の定義 「運営期間」	方が一運営開始日が予定より遅れた場合、運営期間の終了日を遅れた分だけ延ばすことでご再考頂けないでしょうか。理由は、延ばさない場合、それだけ運営期間中の事業収入が減るため、帰責者(*広域組合の場合もあり得る)による損害賠償金負担がより大きくなってしまいますためです。(*入札説明書p.4の運営期間に関わる既述質問と同内容です。)	「事業契約書(案)」のとおりとします。
398	事業契約書(案)	8	第2条	1	(18)		用語の定義	入札説明書に定義される「協力事業者」は、事業契約書(案)においては「構成員」「落札者」には含まれないという理解で宜しいでしょうか。	協力事業者は「落札者」に含まれます。事業契約上の「構成員」の定義を修正します。
399	事業契約書(案)	9	第2条	1	(41)		用語の定義	不可抗力に火災も加えて頂きたく、修正をお願いします。また、「…通常の見可能な範囲外のもの(入札説明書等及び設計図書で定められた水準を越えたものに限る。)」をいう。…」の部分で、「…通常の見可能な範囲外のもの(入札説明書等及び設計図書で定められた水準を越えたものに限る。)」又は通常の見可能な範囲内であっても回避可能性がないものなどをいう。…」に変更をお願いいたします。	「事業契約書(案)」のとおりとします。
400	事業契約書(案)	9	第2条	1	(41)		用語の定義	不可抗力の定義として、「(前略)通常の見可能な範囲外のもの(入札説明書等及び設計図書で定められた水準を超えたものに限る。)」とありますが、ここでいう水準とは具体的に何を指しているのでしょうか。	入札説明書等で提示した条件及びこれに基づく事業者の提案により想定されている水準を意味します。
401	事業契約書(案)	9	第2条	1	(41)		用語の定義 不可抗力	不可抗力の範囲には、戦争、テロも含まれていると考えて宜しいでしょうか。	戦争、テロも列挙事項に含まれるとご理解ください。
402	事業契約書(案)	10	第2条	1	(46)		用語の定義	「(前略)広域組合が承諾する場合を除き、選定事業者は、本業務以外の業務を行うことはできない。」とありますが、広域組合が承諾する本業務と兼業が可能な業務について具体例がございましたらご教示ください。	現時点で具体的に想定する業務はありません。
403	事業契約書(案)	11	第7条				選定事業者の資金調達	「なお、広域組合は、第83条に規定する融資機関との協議等、選定事業者の…合理的な協力を行う」とありますが、これは、プロジェクトファイナンスが融資の必須条件と解釈されますが、プロジェクトファイナンスによる事業収支計画にて落札し、その後、コーポレートファイナンスによる事業実施は不可と考えてよろしいでしょうか。	NO.80の回答を参照してください。
404	事業契約書(案)	11	第8条	2及び3			権利義務の譲渡等	本項の担保権の設定の対象に土地使用貸借契約及び土地使用貸借契約上の選定事業者の権利も追加願います。また、土地使用貸借契約により民法上の使用貸借が成立するものかご確認願います。	前段については別紙5の土地使用貸借契約第3条に規定されているとおりです。後段については民法第593条の使用貸借に基づくものです。
405	事業契約書(案)	12	第9条	1			制限物件の設定	所有権譲渡予約の仮登記の費用負担者につきご教示ください。	所有権譲渡予約の登記について選定事業者は登録免許税を負担しません。
406	事業契約書(案)	12	第11条	2			許認可、届出等	広域組合については市町村に関する規定が準用される(地方自治法292条)、市町村の委託を受けて一般廃棄物の処分を業として行なう場合には許可は不要とされています(廃棄物処理法7条4項但書、同法施行規則2条の3第1号)。本第11条第2項により選定事業者が取得・維持義務を負う「許可」の具体的な内容についてご教示下さい。	廃棄物処理法第8条に定める一般廃棄物処理施設の許可等です。
407	事業契約書(案)	12	第11条	4			許認可、届出等	乙の帰責事由によらず、補助金交付の年度配分が当初申請から変更された場合、これに伴う建中金利等の影響についても固定費Iの見直しながされるとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問の場合において、サービス対価(固定費I)の見直しは行いません。

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等に関する質問回答書(第1回)

NO	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
408	事業契約書(案)	12	第11条	4			国庫補助金	選定事業者の責に帰すべき事由によらずに国庫補助金が支給されなかった場合は、広域組合殿より固定費Iとして平準化して支払われる、とのことですが、補助金が一切支給されないケースでは、キャッシュフロー(以下CF)の上では事業計画に与える影響は大きなものがあります。すなわちSPCとしては、一時的な資金不足状態に陥る恐れを生じ、やむを得ず補助金相当額を追加借入れするケースも想定されます。このような場合に、当初の計画から追加的に発生する借入れ費用や借入金利等もご負担いただけると考えてよろしいでしょうか。	NO.407の回答を参照してください。
409	事業契約書(案)	12	第11条	4			許認可、届出等	「…国庫補助金の支給決定が受けられなかった場合、」とありますが、国庫補助制度がなくなった場合も本場として認めて頂けると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
410	事業契約書(案)	13	第12条	1			管理区域・施設用地	広域組合が実施する造成工事の遅延に伴う追加費用の負担は、広域組合に帰責事由がある場合だけでなく、選定事業者帰責事由を除いて全て広域組合の負担であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
411	事業契約書(案)	13	第12条	1			管理区域・施設用地	組合殿が行う必要な造成工事とは何か。具体的に明示頂けないでしょうか。	「要求水準書添付資料-2」の計画平面図に基づく管理区域の造成工事を意味します。
412	事業契約書(案)	13	第12条	3			管理区域・施設用地	「管理区域の瑕疵」とは何か。具体的に明示頂けないでしょうか。	入札説明書等から合理的に推測できない土壌汚染、埋蔵文化財、不発弾の発見等により、管理区域が本来有すべき性状を持っていない状況を意味します。なお、土地の性状のリスクについては、第13条第2項以下の適用をご確認ください。
413	事業契約書(案)	13	第12条	3			管理区域・施設用地	第12条第3項の規定は、広域組合が行った造成工事の瑕疵の補修以外の、本件土地についての補修費等の必要費、改良等の有益費、その他本件土地の使用に伴い要する費用を選定事業者が負担する旨の規定ですが、造成工事の瑕疵の補修以外の費用とは何でしょうか？具体的に選定事業者の負担範囲が特定できません。土地は広域組合側が準備するものであり、選定事業者の責めに帰す事由であるか否かを問わずに広範囲にわたりリスク負担を選定事業者に負わせる規定となっております。土地に起因する費用は、広域組合側にてご負担頂くよう修正お願い致します。	選定事業者の本施設運営に伴う土壌汚染が発覚した場合の補修費、選定事業者が自らの提案内容に従って土地の形状を変更する場合の改良費等が想定されます。「事業契約書(案)」のとおりとします。土地の性状のリスクについては、第13条第2項以下の適用をご確認ください。
414	事業契約書(案)	13	第12条	3			管理区域・施設用地	管理区域についての補修費等の必要費、改良等の有益費その他の費用については、①管理区域の瑕疵を原因として支出した費用(第12条第3項)、②広域組合の責めに帰すべき事由又は不可抗力による費用(別紙5第7条第2項)については広域組合の負担という整理で宜しいでしょうか。	管理区域の瑕疵については、第13条第2項以下の適用をご確認ください。また、広域組合の責めに帰すべき事由の場合については、広域組合の費用負担としますが、不可抗力による費用の負担については、第9章の規定に従います(造成工事の遅延については、NO.411をご参照ください。)
415	事業契約書(案)	13	第12-2条				運営保証金	納付方法は現金とされているが、第68条のように代替手段を認めて頂くことはできないのでしょうか。	NO.97の回答を参照してください。
416	事業契約書(案)	14	第13条	2			事前調査	事業者が合理的に見積を算定できる程度の本施設の管理区域についての情報(土壌汚染,地質障害,地中障害物等の存在)をご教示頂けないでしょうか。	公表資料以外にはございません。

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等に関する質問回答書(第1回)

NO	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
417	事業契約書(案)	14	第13条	2			事前調査	土壌汚染が、管理区域についての事前提供資料から合理的に想定できなかった場合や、管理組合の造成工事に瑕疵があった場合を除き、工事の遂行が妨げられる事態になったときにその障害を除去するための必要な追加費用について広域組合と事業者はその負担について協議するとありますが、どのような事態を具体的に想定されているのでしょうか。	選定事業者の事前調査の不備又は誤りによる場合等を想定しています。
418	事業契約書(案)	14	第13条	2			事前調査	広域組合が負担するのは「あらかじめ選定事業者の本施設の管理区域についての情報として提示した資料から合理的に想定できなかった土壌汚染、地質障害、地中障害物等が発覚した場合、これらの障害を除去するための追加費用」に限定されており、それ以外の「土壌汚染、地質障害、地中障害物等が存在することが発覚するなど、選定事業者が本契約に従って本件工事を遂行することを妨げる事由が判明した場合」の費用負担は、広域組合と選定事業者の協議で決定されるとなっておりますが、「土壌汚染、地質障害、地中障害物等」に係るリスクは、協議で決定するのではなく明確に広域組合側にご負担頂くべく規定を修正お願い致します。かかるリスクを民間の選定事業者に負担させることは、適切な官民のリスク分担とはいえないと思料致します。	事業契約(案)のとおりとします。
419	事業契約書(案)	14	第13条	2			事前調査	本項規定の追加費用の負担の考え方は、原則本項の但書きが適用されると考えてよろしいでしょうか(本項第1文にある広域組合と選定事業者が負担を協議するケースが具体的に想定困難です。)	事業契約(案)のとおりとします。
420	事業契約書(案)	14	第14条	1			第三者への委任等	「構成員」に対する委任等については広域組合に対する事前の通知のみで足りるとされていますが、入札説明書に定義される「協力事業者」に対する委任等については特段の定めがなく、広域組合の事前承諾が必要となるように思われます。「構成員」「協力事業者」とも応募グループを組成し、その素性等については入札時から明らかになっているにも関わらず、取扱いを異にする理由につき、ご教示下さい。	協力事業者についても構成員同様に、委任に際しては広域組合への事前の通知のみで可とします。 事業契約書(案)を修正します。
421	事業契約書(案)	14	第14条	1			第三者への委任等	施設の設計・施工を請負う者が構成員又は協力事業者であれば、広域組合への事前通知は不要であると思われます。	NO.420の回答を参照してください。
422	事業契約書(案)	14	第14条	1			第三者への委任等	第14条1項では、「但し、委任される者又は請け負う者が構成員の場合に限り…これを行わせることができる」とありますが、入札説明書に定義される協力事業者は、第三者への委任等が出来ないという意味でしょうか。	NO.420の回答を参照してください。
423	事業契約書(案)	14	第14条	2			第三者への委任等	「当該第三者が再委任し」については、「入札説明書P16、4(1)①オ「応募者は、選定事業者から請け負った業務の一部(全部は不可)」の一文に照らし、「再委任は業務の一部しかできない」と解してよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
424	事業契約書(案)	14	第15条	1			工事期間中の第三者損害	不可抗力により生じた第三者損害は、全て広域組合がリスク負担されるべきものと思われます。(第77条第3項についても同じ)尚、運営期間については、第40条第1項において広域組合の負担となっています(この点、第40条第1項と第77条第3項は矛盾しています。)	不可抗力により生じた第三者損害についてのリスク負担は事業契約(案)のとおりとします。なお、第40条第1項は、不可抗力の場面ではなく、事業者が要求水準に従って業務を行ったにもかかわらず、業務に関して第三者に損害が発生した場合をいいます。この点を明らかにするため、第40条第1項を修正します。
425	事業契約書(案)	14	第15条	2			建設工事中において第三者に生じた損害	「本件工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下…」とあるが、具体的にはどの程度のものなのかご教示頂けないでしょうか。	広域組合から特別な指示がある場合を除いて、本件工事の施工が通常の技術的又は経済的尺度で判断して妥当であるにもかかわらず避けることができない本文列挙事項に基づく損害を意味します。

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等に関する質問回答書(第1回)

NO	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
426	事業契約書(案)	15	第16条	1			ユーティリティーの確保	「排水については、(中略)本施設の一部として排水処理設備を整備する。」とありますが、当該設備の設置前(建設中)は仮設備にて対処するという理解でよろしいでしょうか。	建設期間中の排水処理設備については、事業契約書(案)のとおりとします。
427	事業契約書(案)	15	第16条	2			ユーティリティーの確保	「広域組合は、...上水道を整備する」とあります。しかし工事に必要なのは上水道だけではないはずで。従って、以下のように修正していただけないでしょうか。「広域組合は、...上水道、その他の必要ユーティリティーを整備する。」	「事業契約書(案)」のとおりとします。
428	事業契約書(案)	15	第17条	3			本施設の設計	「選定事業者は、本施設の設計に関する全ての責任(中略)を負担する。」とありますが、提示された設計条件の不備等については広域組合のリスク負担と理解してよろしいでしょうか。	広域組合が提示した設計条件の不備による設計変更は「事業契約書(案)」第19条第3項の選定事業者の責めに帰さない事由によるものに該当するため、広域組合の負担となります。
429	事業契約書(案)	15	第17条	3			本施設の設計	事業契約第13条第4項の場合を除外くださいますよう、お願いいたします。	NO.428の回答を参照してください。
430	事業契約書(案)	15	第18条	2			設計条件の変更	「広域組合は、...変更を選定事業者に求めることができる」とあります。しかし、現場での実務上、よりよいものを作るには選定事業者の創意工夫を積極的に利用することが必要になります。かかる実務に即し、以下のように修正して頂けないでしょうか。「広域組合は、...変更を選定事業者に求めることができる(但し、これには選定事業者の責めに帰する事由に基づかない所謂VE提案を広域組合が承認した場合も含まれる)。」	「事業契約書(案)」のとおりとします。
431	事業契約書(案)	15	第18条	2			設計条件の変更	組合殿が本施設について入札説明書等に記載した設計条件の変更を事業者に対して要求する場合には、当該変更により事業者側に発生した全ての費用について、組合殿の御負担を前提として協議いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	「事業契約書(案)」第19条3項に記載のとおりです。
432	事業契約書(案)	15	第18条	3			設計条件の変更	設計の変更については追加費用と工期の調整が規定されていますが、本条の設計条件の変更については規定がありません。しかし、設計条件の変更も、設計の変更と同様に、選定事業者が見積もり時に合理的に予見できなかった事由や変更にもとづく金額や工期の合理的な調整が必要と考えます。さもなくば、選定事業者は不公平な立場にたたされます。従って、本項末尾に以下を追加していただけないでしょうか。「その結果生じた追加費用および工期の変更については第19条第3項および第4項を準用する。」	「事業契約書(案)」のとおりとします。
433	事業契約書(案)	16	第19条	3			設計の変更	「当該設計の変更が選定事業者の責めに帰さない事由に基づくものと認められるときは、本施設の設計費、施工費の増加額及びその他追加費用について、また維持管理・運営業務に関連して追加費用が生じるときには、その費用について、広域組合が負担する」とありますが、追加費用の後に括弧書きとして金融費用も含まれる主旨を挿入頂きたいお願い致します。 すなわち「...本施設の設計費、施工費の増加額及びその他追加費用(本件事業の資金調達に関して乙が負担することになる金融費用を含むがこれらに限られない)について、また維持管理・運営業務に関連して追加費用(本件事業の資金調達に関して乙が負担することになる金融費用を含むがこれらに限られない)が生じるときには、...広域組合が負担する」として頂きたいお願い致します。	「事業契約書(案)」の規定を修正します。なお、不可抗力や法令変更に起因した設計変更については、不可抗力又は法令変更にかかる規定に従います。
434	事業契約書(案)	16	第20条	1及び2			書類の提出	広域組合による実施設計図書(別紙1)の確認期間は、第2項以外の支障がない場合においても14日以内に確認がなされるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等に関する質問回答書(第1回)

NO	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
435	事業契約書(案)	16	第20条	3			書類の提出	第20条3項の定めにより、選定事業者から広域組合に協議を申し入れた場合で、双方の合意に達しなかった場合の取扱いについてご教示下さい(第35条についても同様をお願いいたします)。	選定事業者の申し出が合理的なものと認められなかった場合は、広域組合の指示によります。
436	事業契約書(案)	16	第21条	1			工事の開始要件	広域組合の責任より周辺住民の合意が得られているだけでなく、合意形成が維持されるべきと考えます。	本項の「合意が得られている」とは、ご意見の内容と同義です。
437	事業契約書(案)	16	第21条	1	(1)		本件工事の開始要件	周辺住民の合意取得が遅れた場合、選定事業者は遅延した日数につき工事の開始を遅延できるとありますが、第26条の3項(5)に該当し、その日数分運営開始日を遅延(変更)するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
438	事業契約書(案)	16	第21条	1	(1)		本件工事の開始要件	周辺住民の合意の取得が遅れた場合、工事の開始日だけではなく、工期・運営開始予定日にも影響が出る恐れが有りますので、本号に基づく事由による工期又は工程の変更について第26条第3項に明記することを希望いたします。	NO.437の回答を参照してください。
439	事業契約書(案)	16	第21条	1	(2)		本件工事の開始要件	「…広域組合が取得すべき許認可並びに広域組合が提出すべき届出…」とありますが、具体的にはどのような内容を想定されてますでしょうか。	都市計画法による都市施設の指定の手續です。その他、広域組合が取得すべき許認可及び提出すべき届出がある場合には広域組合が実施します。
440	事業契約書(案)	16	第21条	1	(2)		工事の開始要件	広域組合の責任において、建設を開始する為に必要な許認可及び届出とは具体的にはどのようなものがあるのでしょうか。ご教示下さい。	NO.439の回答を参照してください。
441	事業契約書(案)	16	第21条	3	(3)		工事の開始要件	広域組合による施工計画書(別紙2)の確認期間について期限を設けて下さい。	選定事業者が施工計画書を提出してから14日以内とします。
442	事業契約書(案)	17	第23条	1			工事管理者の設置	工事管理者については、構成員、協力事業者以外のものを指定してもよいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
443	事業契約書(案)	17	第25条	1			周辺住民への対応	「選定事業者は、…説明など周辺住民への対応」について責任があると規定していますが、選定事業者は本件事業自体に対する周辺住民の反対運動には責めを負うもので有りませんか。(56条2項)。従って、条文上以下のように追記して区別を明確にしていただけないでしょうか。「選定事業者は、…説明など本件工事および運営維持管理に関する周辺住民への対応・・・」。	「事業契約書(案)」の規定を修正します。
444	事業契約書(案)	17	第25条	2			周辺住民への対応	覚書の調印者となる周辺住民とは、多田町に居住する住民の町会長を示すのでしょうか。	多田自治会です。
445	事業契約書(案)	17	第25条	2			周辺住民への対応	環境保全等に関する覚書とは、具体的にはどのようなものなのでしょうか。	NO.7の回答を参照してください。

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等に関する質問回答書(第1回)

NO	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
446	事業契約書(案)	17	第25条	2			周辺住民への対応	この覚書が締結されないリスクについては、広域組合がこのリスクを負担する事を明記して下さい。	選定事業者の責めに帰すべき場合を除いては広域組合の負担とします。
447	事業契約書(案)	17	第25条	2			周辺住民への対応	選定事業者、広域組合及び周辺住民との三者による環境保全等に関する覚書は、具体的にどのような内容となるのかご教示下さい。	NO.7の回答を参照してください。
448	事業契約書(案)	17	第25条	2			周辺住民への対応	「(前略)環境保全等に関する覚書を締結しなければならない。」とありますが、覚書の素案もしくは当該覚書に規定が想定される事項等につきご提示願います。	NO.7の回答を参照してください。
449	事業契約書(案)	17	第25条	2			周辺住民への対応	覚書のドラフトにつきご提示くださいますようお願いいたします	NO.7の回答を参照してください。
450	事業契約書(案)	17	第25条	2			周辺住民への対応	「～環境保全等に関する覚書を締結～」とありますが、これまでの経緯で御組合と御地元が交わされた「立地に関する覚書」及び「環境保全協定書」を開示いただけないでしょうか。	NO.7の回答を参照してください。
451	事業契約書(案)	17	第25条	2			周辺住民への対応	事業者が、工事開始日までに広域組合及び周辺住民との三者による環境保全等に関する締結できない場合には、事業者工期の延長は認められると理解してよろしいでしょうか。またその際、発生する費用については組合殿にて負担頂くと考えてよろしいでしょうか。	NO.446の回答を参照してください。
452	事業契約書(案)	18	第27条	2			工事の中断	工事の中断に直接起因して選定事業者が負担した損害及び増加費用についても請求できることを希望いたします。	工事の中断による増加費用の負担については第28条を参照してください。
453	事業契約書(案)	18	第28条				工期又は工程の変更による費用等の負担	工期遅延の違約金の規定はあるが、工期を短縮して早期に稼働開始した場合には、奨励金をもらえないか。ご教示願います。	NO.215の回答を参照してください。
454	事業契約書(案)	18	第28条	1			工期又は工程の変更による費用等の負担	「広域組合は、自らの責めに帰すべき事由により、工事工程に遅延が生じた場合は、その遅延に直接起因して工事完工日までに選定事業者が負担した増加費用を、選定事業者に支払う」との規定ですが、選定事業者が負担した増加費用の後に括弧書きとして金融費用も含まれる主旨を挿入頂きたいお願い致します。 すなわち、「... 選定事業者が負担した増加費用（本件事業の資金調達に関して乙が負担することになる金融費用を含むがこれらに限られない）、選定事業者に支払う」として頂きたいお願い致します。	「事業契約書（案）」の規定を修正します。
455	事業契約書(案)	18	第28条	2			工期又は工程の変更による費用等の負担	「年8.25%」とあります。しかし、「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示（昭和24年12月12日大蔵省告示第991号）は、平成15年3月3日財務省告示第76号で年8.25%を年3.6%に改める、と改正されました。従って、この（他の条項で8.25%があれば同様に）8.25%は不合理に高い率となっています。従って「年3.6%」として頂けないでしょうか。	事業契約書（案）のとおりとします。ただし、第28条第2項の年8.25%について、平成17年度以降に契約を締結するものについては、3.6%とする予定です。

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等に関する質問回答書(第1回)

NO	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
456	事業契約書(案)	18	第28条	2			工期又は工程の変更による費用等の負担	支払遅延利息の利率について本項では8.25%と規定され、第65条2項では3.6%と規定されていますが、両者に基本的な考え方の違いがございましたらご教示ください。	NO. 455の回答を参照してください。
457	事業契約書(案)	18	第28条	3			工期または工程の変更による費用等の負担	「…第76条の規定…」を「…第77条の規定…」に変更お願いいたします	ご指摘の箇所について「事業契約書(案)」を「第77条の規定」に修正いたします。
458	事業契約書(案)	18	第28条	3			工期又は工程の変更による費用等の負担	文中の第76条の規定とは、第77条の規定が適切ではないでしょうか。ご教示願います。	NO. 457の回答を参照してください。
459	事業契約書(案)	19	第29条				試運転中の費用負担	試運転中にかかる費用については、すべて事業者負担との理解でよろしいですか。特に、試運転中に発生する副生成物の売却収入、および最終処分場への埋立費(¥1,500/t)の取扱いについてご教示ください。	NO. 129の回答を参照してください。 また、副生成物の売却収入、埋立料金は運営期間中と同様です。
460	事業契約書(案)	19	第29条	1	(7)		試運転及び性能試験	広域組合の立会いが規定されています。しかし、選定事業者は本施設を管理する上で、当然安全上、スケジュール上など合理的条件を付す必要が生じる場合があります。従って、本号末尾に以下を付記して頂けないでしょうか。「但し、選定事業者は、かかる立会いに関し、安全上、スケジュール上、定員など合理的条件を付すことができる。」	「事業契約書(案)」のとおりとします。
461	事業契約書(案)	19	第29条	1	(8)		試運転及び性能試験	試運転期間中であっても、流動床式炭化炉方式の炭化物、ストーカ+セメント原料化方式の焼却灰、飛灰は有効利用する必要があると記載されていますが、試運転期間中の副生成物の取扱いについては、益田市下波田埋立処分場での有償による埋立を可能としてください。	「事業契約書(案)」のとおりとします。
462	事業契約書(案)	19	第29条	2	(3)		試運転及び性能試験	広域組合の立会いが規定されています。しかし、選定事業者は本施設を管理する上で、当然安全上、スケジュール上など合理的条件を付す必要が生じる場合があります。従って、本号末尾に以下を付記して頂けないでしょうか。「但し、選定事業者は、かかる立会いに関し、安全上、スケジュール上、定員など合理的条件を付すことができる。」	「事業契約書(案)」のとおりとします。
463	事業契約書(案)	19	第29条	2	(3)		試運転及び性能試験	広域組合殿が専門的知識を有する有識者等を性能試験に立ち合わせる場合の費用についても、組合殿の負担によるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
464	事業契約書(案)	20	第29条	2	(5)		試運転及び性能試験	「性能要件」とは、要求水準書第1章第3節に記載されている計画ごみ質のうち「基準ごみ」について処理した場合の性能と理解してよろしいでしょうか。	計画ごみ質範囲内において提供する処理対象物を処理した場合の性能です。
465	事業契約書(案)	20	第29条	2	(5)		試運転及び性能試験	事業者の責めに帰さない事由により、性能試験の結果が性能要件を満足しなかった場合は、選定事業者は広域組合に対して協議を申し入れるできるとされているが、このような場合に発生する追加費用については、組合殿にて御負担いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	協議の結果、選定事業者の責めに帰さないことが確認された場合は、広域組合が追加費用を支払います。但し、不可抗力又は法令変更が原因となって性能要件を満足していない場合には、不可抗力又は法令変更にかかる規定に従います。

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等に関する質問回答書(第1回)

NO	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
466	事業契約書(案)	20	第29条	2	(5) (6)		試運転及び性能試験	「…但し、選定事業者の責めに帰さない事由により、性能試験の結果が性能要件を満足しなかった場合は、選定事業者は広域組合に対して協議を申し入れることができる。」を、「…但し、広域事務組合の責に帰すべき事由により、性能試験の結果が性能要件を満足しなかった場合は、性能要件を充足させるためにかかる費用は、広域組合の負担とする」に変更お願いいたします。	NO. 465の回答を参照してください。
467	事業契約書(案)	20	第29条	2	(7)		試運転及び性能試験	「(前略) 広域組合が客観的に許容できない長期間であると合理的に判断したとき(後略)」とありますが、ここでいう長期間は180日未満ということもありうるということでしょうか。	ご理解のとおりです。
468	事業契約書(案)	21	第30条	1			広域組合による説明要求及び建設現場立会い等	広域組合の立会いが規定されています。しかし、選定事業者は本施設を管理する上で、当然安全上、スケジュール上など合理的条件を付す必要が生じる場合があります。従って、本号末尾に以下を付記して頂けないでしょうか。「但し、選定事業者は、かかる立会いに関し、安全上、スケジュール上、定員など合理的条件を付すことができる。」	「事業契約書(案)」のとおりとします。
469	事業契約書(案)	21	第30条	3			広域組合による説明要求及び建設現場立会い等	「(前略) 建設の進捗状況に関し、広域組合に報告する。」とありますが、報告の頻度や内容等につきご教示ください。	報告の頻度及び内容については広域組合と選定事業者の協議により決定します。
470	事業契約書(案)	21	第31条	2			中間確認	広域組合からの是正要求について、選定事業者に異議(協議)を申入れる権利を付与することを希望いたします。	「事業契約書(案)」のとおりとします。
471	事業契約書(案)	21	第32条				完成検査	本条に記載されている「完成検査」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の二5項の検査に該当すると理解してよろしいでしょうか。	完成検査は、選定事業者が自ら行う検査を指すものであり、廃棄物処理法第8条の二第5項の検査に該当しません。
472	事業契約書(案)	21	第32条	4			完成検査	広域組合の立会いが規定されています。しかし、選定事業者は本施設を管理する上で、当然安全上、スケジュール上など合理的条件を付す必要が生じる場合があります。従って、本号末尾に以下を付記して頂けないでしょうか。「但し、選定事業者は、かかる立会いに関し、安全上、スケジュール上、定員など合理的条件を付すことができる。」	「事業契約書(案)」のとおりとします。
473	事業契約書(案)	22	第34条	1	(3)		完工確認書の発行	保険会社の事務手続き上、保険証券の発行に時間が掛かる場合も想定されますので、付保証明の写しも保険証券と同等の効果を持たせて下さい。	やむえない事情がある場合には、付保証明の写しでも可とします。
474	事業契約書(案)	23	第36条	3			本施設の運営体制の確認等	広域組合の立会いが規定されています。しかし、選定事業者は本施設を管理する上で、当然安全上、スケジュール上など合理的条件を付す必要が生じる場合があります。従って、本号末尾に以下を付記して頂けないでしょうか。「但し、選定事業者は、かかる立会いに関し、安全上、スケジュール上、定員など合理的条件を付すことができる。」	「事業契約書(案)」のとおりとします。
475	事業契約書(案)	24	第37条	2			第三者への委任等	当該第三者が再委任し、下請負人を起用する場合は、広域組合の事前通知が必要となっておりますが、例えば、場内清掃、緑地の剪定及び警備等、多種多様な委託業務が発生することが考えられますので、全ての事前通知を行うのは運用上対応が困難であると思われるので、ご再考願います。	「事業契約書(案)」のとおりとします。

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等に関する質問回答書(第1回)

NO	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
476	事業契約書(案)	24	第40条	1			運営期間中の第三者損害	入札説明書等に示される条件を遵守したにも拘わらず賠償を要することとなった場合又は乙の責めに帰さない事由により生じた損害に関する場合の第三者との対応は、広域組合が窓口となるとの理解でよろしいでしょうか。	広域組合の責めに帰す事由による場合以外の対応窓口は選定事業者とします。なおリスク分担については事業契約書(案)のとおりとします。
477	事業契約書(案)	25	第42条	4			処理対象物の受入及び管理	第2文を削除お願いいたします	「事業契約書(案)」のとおりとします。
478	事業契約書(案)	25	第42条	6			処理対象物の受入及び管理	文末に以下を追加くださいますよう、お願いいたします。「広域組合は、当該請求を選定事業者から受けた場合、選定事業者が提出した資料等が、損失を生じさせた原因が広域組合の責めに帰すべき事由であることにつきこれを疑わせる合理的根拠を明らかにしない限り、選定事業者の請求を留保、拒絶または遅延しないものとする。」	「事業契約書(案)」のとおりとします。
479	事業契約書(案)	26	第43条				持込可燃ごみについての伝票発行業務	地方自治法の公金取り扱い業務に該当するかいなか、ご教示ください。	NO.332の回答を参照してください。
480	事業契約書(案)	26	第43条	1			持込可燃ごみ	持込可燃ごみの形状の確認はどのようにして行うのでしょうか。	要求水準書P31.第3章第1節1.5(3)を参照してください。なお、確認の方法は応募者の提案によります。
481	事業契約書(案)	26	第43条	1			持込可燃ごみについての伝票発行業務等	料金徴収の伝票は、広域組合の各市町村において全て共通の様式と考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
482	事業契約書(案)	26	第44条				副生成物の最終処分	スラグの近隣の道路舗装原料等への有効利用について、積極的に利用することについて、関係市町村へ協力要請をお願いしたい。	合理的な範囲での協力をすることは可能ですが、利用の主体はあくまでも選定事業者です。
483	事業契約書(案)	26	第46条	1			広域組合委託先企業	運搬について不可抗力や法令変更で増加費用が発生した場合は広域組合が負担することを明記願います。	流動床式炭化炉方式の炭化物、及びストカ+セメント原料化方式の焼却灰・飛灰の有効利用に関連した法令変更及び不可抗力により、これらの副生成物の運搬について発生した増加費用は、通常の法令変更及び不可抗力での費用負担のルールに従うものとし、事業契約書(案)別紙13及び14を修正します。
484	事業契約書(案)	26	第46条	4	(1)		広域組合委託先企業-廃棄物の運搬業務	選定事業者及び広域組合委託先企業は、広域組合との三者間契約にすることとなり、広域組合委託先企業の責に帰すべき事由は、当然に選定事業者の責に帰すべき事由とみなすとなります。三者間契約の意図は、廃棄物の運搬業務を廃掃法上の自治体からの運搬委託に該当させることで、広域組合委託先企業の廃掃法上の業としての許可が未取得を補完することと推察します。したがって、法律上は、広域組合委託先企業の責に帰すべき事由は、広域組合の責務と考えますがいかがでしょうか。仮に広域組合委託先企業の責の事由を選定事業者に求めるのであれば、選定事業者と広域組合委託先企業(廃掃法上の一般廃棄物収集運搬業、中間処理業、最終処分業の許可を得た者)との2者間契約にすべきではないですか。さらに広域組合委託先企業(許可を得た者)が選定事業者との契約違反をした場合には、許可権者(市町村長あるいは広域連合長)の責もあるのではないですか。	「事業契約書(案)」のとおりとします。

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等に関する質問回答書(第1回)

NO	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
485	事業契約書(案)	26	第46条	4	(1)		広域組合委託先企業 選定事業者が委託契約の契約当事者となる必要はないものと思われま。なぜ、契約当事者にならなければならないのか理由をお示しして下さい。	広域組合委託先企業については、第46条第4項各号を満たした契約関係とする必要があるため、3者による契約としています。	
486	事業契約書(案)	26	第46条	5			広域組合委託先企業 本項では運搬業務について本契約において選定事業者が行う業務の中に含まれていると言っているのと同じであり、廃掃法上の免許等なくしてこのような責任を負うことができるのか、広域組合の見解をお聞かせ願います。また、運搬業務が契約において選定事業者が行う業務の中に含まれていないのであれば、「選定事業者が責任を負担すること」及び「帰責事由のみなし」について、選定事業者がどのような場合にどのような責任を負うか明確化して下さい。	前段については、選定事業者が副生成物を運搬する場合、選定事業者は廃棄物の運搬業務については廃棄物処理法施行規則第2条第1項に該当するため許可は不要となります。後段については、「入札説明書添付資料-1」の2を参照してください。	
487	事業契約書(案)	27	第46-2条	2			炭化物売却先企業 「広域組合が満足する内容の引取り意思表示書」とありますが、満足する内容とは何かをご教示願います。	取引意思確認書の趣旨は、炭化物売却先企業が選定事業者と取引を行う意思があることを確認し、46-2条第3項に規定する契約の締結を担保するものです。従って取引意思確認書の内容は、この趣旨に沿ったものとなります。	
488	事業契約書(案)	27	第46-2条	2			炭化物売却先企業 選定事業者は、本契約締結時に、前項に定める炭化物売却先企業をして、広域組合が満足する内容の取引意思表明書を差入れさせるとあります。この意思表示書に記載すべき事項を明確にご指示ください。	NO.487の回答を参照してください。	
489	事業契約書(案)	27	第46-2条	4	(3)		炭化物売却先企業 契約期間について、運営期間を通じて炭化物の全量買い取りが確保されると広域組合が合理的に認めた内容であることとあります。どのような記載内容であれば、合理的に認められるかをご明示ください。	内容審査Ⅰ・Ⅱにおける有効利用に関する提案内容及び選定事業者と炭化物売却先企業の合意内容から広域組合が判断します。	
490	事業契約書(案)	28	第46-3条	2			広域組合委託先企業 選定事業者は、本契約締結時に、前項に定める広域組合委託先企業をして、広域組合が満足する内容の取引意思表明書を差入れさせるとあります。この意思表示書に記載すべき事項を明確にご指示ください。	取引意思確認書の趣旨は、広域組合委託先企業が広域組合及び選定事業者と取引を行う意思があることを確認し、46-3条第3項に規定する契約の締結を担保するものです。従って取引意思確認書の内容は、この趣旨に沿ったものとなります。	
491	事業契約書(案)	28	第46-3条	2			広域組合委託先企業-セメント原料化 事業者は、「本契約締結時に、前項に定める広域組合委託先企業をして、広域組合が満足する内容の取引意思証明書を差入れさせる」とありますが、組合殿が満足する内容の取引意思表明書とは具体的にどのような内容のものなのでしょうか。	NO.490の回答を参照してください。	
492	事業契約書(案)	28	第46-3条	4	(1)		広域組合委託先企業-セメント原料化 選定事業者及び広域組合委託先企業は、広域組合との三者間契約にすることとなり、広域組合委託先企業の責に帰すべき事由は、当然に選定事業者の責に帰すべき事由とみなすこととあります。三者間契約の意図は、廃棄物の運搬あるいは中間処理業務を廃掃法上の自治体からの運搬委託あるいは委託中間処理に該当させることで、広域組合委託先企業の廃掃法上の業としての許可が未取得を補完することと推察します。したがって、法律上は、広域組合委託先企業の責に帰すべき事由は、広域組合の責務と考えますがいかがでしょうか。仮に広域組合委託先企業の責の事由を選定事業者に求めるのであれば、選定事業者と広域組合委託先企業（廃掃法上の一般廃棄物収集運搬業、中間処理業、最終処分業の許可を得た者）との2者間契約にすべきではないですか。さらに広域組合委託先企業（許可を得た者）が選定事業者との契約違反をした場合には、許可権者（市町村長あるいは広域連合長）の責もあるのではないですか。	「事業契約書（案）」のとおりとします。	

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等に関する質問回答書(第1回)

NO	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
493	事業契約書(案)	28	第46-3条	4	(5)		広域組合委託先企業—セメント原料化	「有効利用」とは、セメント原料化又はセメント化を意味するという理解で宜しいでしょうか。	セメント原料化方式の場合の有効利用は、選定事業者が自ら又は必要に応じて広域組合委託先企業を確保・管理することにより、副生成物のセメント原料化又はセメント化を行うということになります。
494	事業契約書(案)	28	第46-3条	4	(6)		広域組合委託先企業	契約期間について、運営期間を通じて副生成物のセメント原料化、セメント化及びその運搬が確保されると広域組合が合理的に認めた内容であることとあります。どのような記載内容であれば、合理的に認められますでしょうか。御明示下さい。	内容審査Ⅰ・Ⅱにおける有効利用に関する提案内容及び選定事業者と広域組合委託先企業の合意内容から広域組合が判断します。
495	事業契約書(案)	29	第48条	2			本施設の運営及び維持管理	「(前略)長期修繕更新計画書に従い、本施設の修繕・更新を行わなければならない。」と記載されておりますが、施設運用の実態・点検結果等により、長期修繕計画書の随時見直しは可能でしょうか。	事前の広域組合との協議において合意を得た場合は可能です。
496	事業契約書(案)	29	第49条	1			運営状況の報告	日報、週報及び月報の記載事項は広域組合が指定するとありますが、様式に定めが無いとの理解でよろしいでしょうか。	「入札説明書添付資料-3」P2.1(5)箇条書き第4項を参照してください。
497	事業契約書(案)	29	第49条	1			運営状況の報告	第2文に「月報」とありますが、日報、週報、運営・維持管理報告書とは別に月報の提出が必要との趣旨でしょうか。事業契約書(案)のその他の箇所を検討する限り、「月報」の存在は予定されていないように思われます。	第49条第1項から「月報」を削除します。
498	事業契約書(案)	29	第51条	2			緊急時の措置	選定事業者に帰責事由がある場合以外は広域組合の負担であることを明記願います。	広域組合に帰責事由がある場合には、広域組合の負担とします。不可抗力又は法令変更による場合には、不可抗力又は法令変更の規定に従います。
499	事業契約書(案)	30	第54条	1			環境対策	環境計測項目が環境保全基準を「断続的」に上回る場合と「一時的」に上回った場合の2つのケースに別けてかかる規定に濃淡を付ける必要があるように思われます。	環境計測項目の測定方法は関係法令に基づくものとし、環境保全値を超過した場合の取り扱い「事業契約書(案)」にのとおりとします。
500	事業契約書(案)	30	第54条	1			環境対策	選定業者に帰責事由がない限り、それにより選定事業者が発生した追加費用(第三者に対する賠償を含む。)は広域組合の負担とするよう、明示願います。また、選定事業者に帰責事由があるか否かをどのような基準で判断するのか(要求水準書を遵守していればいいのか等)、お考えをお聞かせ下さい。	前段については、広域組合に帰責事由がある場合には、広域組合の負担とします。不可抗力又は法令変更による場合には、不可抗力又は法令変更の規定に従います。後段の選定業者に帰責事由があるか否かの判断基準については、「入札説明書添付資料-3」P2.1(5)の箇条書き第1項に示すように、「選定事業者が提案書で示したサービス仕様に基づき、業務仕様・水準を確定」した上で詳細化します。なお、NO.140の回答を参照してください。
501	事業契約書(案)	31	第56条	1			住民対応	「広域組合に協力を行う。」は「選定事業者に協力を行う。」の意と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
502	事業契約書(案)	31	第56条	1			住民対応	「(前略)広域組合は、合理的な範囲で広域組合に協力を行う。」とありますが、「(前略)広域組合は、合理的な範囲で選定事業者に協力を行う。」の誤りと理解してよろしいでしょうか。	NO.501の回答を参照してください。
503	事業契約書(案)	31	第56条	1			住民対応	「広域組合は・・・広域組合に協力を行なう。」は、ワーディングが不適切ではないでしょうか。	NO.501の回答を参照してください。

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等に関する質問回答書(第1回)

NO	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
504	事業契約書(案)	31	第56条	1			住民対応	「広域組合は、合理的な範囲で広域組合に協力を行う。」とありますが、「広域組合は、合理的な範囲で選定事業者に協力を行う。」の誤記ではないかと思われま	NO. 501の回答を参照してください。
505	事業契約書(案)	31	第56条	1			住民対応	選定事業者は工事、運営維持管理に責任を有しますが、本件事業自体に対する住民対応には責めを負いかねます。もつとも、第二項でかかる対応は広域組合が負うとされていますので、第一項ではそれと対比して以下のように明記して頂けないでしょうか。「選定事業者は、本施設の工事、運営維持管理に関する住民対応の窓口となる。」	「事業契約書(案)」のとおりとします。
506	事業契約書(案)	31	第56条	3			住民対応	本事業の運営に関して事業者に対して合理的に要求される範囲の住民対応の具体的項目をご教示頂けないでしょうか。また、これに含まれない項目については、組合殿において実施いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	具体的には施設見学者への対応不備に基づく苦情に対しての対応等を含みますがこれに限られません。本事業の実施そのものに対する苦情以外は選定事業者の責任及び費用で対応することとなります。
507	事業契約書(案)	31	第56条	3			住民対応	第56条3項に定められる、合理的に要求される範囲内の住民対応の具体的内容について、現時点で想定されているものをご教示ください。また、合理的に要求される範囲外の対応については、広域組合の責任と費用において実施して頂けると理解してよろしいでしょうか。	NO. 506の回答を参照してください。
508	事業契約書(案)	31	第56条	3			住民対応	「前項以外の住民対応について」とはどのような場合なのか不明です。何か1項、2項以外に住民対応が必要な場合が想定されているのでしょうか。契約時予見不可能な責任を選定事業者が全て負うというのは不合理と思われま	NO. 506の回答を参照してください。
509	事業契約書(案)	31	第57条	3			本施設見学者への対応	見学者の見学が規定されています。しかし、選定事業者は本施設を管理する上で、当然安全上、スケジュール上など合理的条件を付す必要が生じる場合があります。従って、本項末尾に以下を付記して頂けないでしょうか。「但し、選定事業者は、かかる見学に関し、安全上、スケジュール上、定員など合理的条件を付すことができる。」	第57条第2項に記載のとおり、スケジュール等については、広域組合との協議により定めま
510	事業契約書(案)	32	第59条	3			本施設運営状況のモニタリング	広域組合の立会いが規定されています。しかし、選定事業者は本施設を管理する上で、当然安全上、スケジュール上など合理的条件を付す必要が生じる場合があります。従って、本号末尾に以下を付記して頂けないでしょうか。「但し、選定事業者は、かかる立会いに関し、安全上、スケジュール上、定員など合理的条件を付すことができる。」	「事業契約書(案)」のとおりとします。
511	事業契約書(案)	32	第60条				業務不履行に関する手続	業務不履行とは具体的にどのような状況を示すのでしょうか。	NO. 140の回答を参照してください。

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等に関する質問回答書(第1回)

NO	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
512	事業契約書(案)	32	第60条				業務不履行に関する手続	業務不履行が確認された場合、別紙9によることが規定されています。しかし、当然ながらかかる業務不履行が選定事業者の故意過失による場合としなければ選定業者は不公平な責めを負わされることになります。従って、以下のように追記していただけないでしょうか。「選定事業者の責めに帰すべき業務不履行が確認された場合」。	本条は選定事業者の業務不履行責任についての規定であるため、ご理解のとおり選定事業者の責めに帰さない事由による場合は該当しません。従って「事業契約書(案)」のとおりとします。
513	事業契約書(案)	32	第62条	3			緊急代替方策	(選定事業者が策定に関与しなかった場合は)緊急代替処理方策の内容について、選定事業者に異議(協議)を申入れる権利を付与することを希望いたします。	本項は緊急代替処理の実施を選定事業者が実施することを規定するものであり、選定事業者と広域組合の協議を一切排除するものではありません。但し、事業者との協議を行うかについては、当該緊急時の事情に応じ、広域組合が合理的に判断します。
514	事業契約書(案)	33	第63条	1			一般廃棄物受入制約時の費用負担	本項に基づき選定事業者が負担する追加費用の範囲が、第2項に基づき広域組合が負担する費用の範囲に比べ広く規定されており不合理です。従って、選定事業者の負担範囲を広域組合の負担範囲と同じ範囲に変更するよう希望いたします。	「事業契約書(案)」のとおりとします。
515	事業契約書(案)	33	第63条	3			一廃受入制限時の費用負担	第3項最後の文の費用は、あくまでも選定事業者が生じた費用であることを明記願います。	「事業契約書(案)」別紙14記載のとおりです。
516	事業契約書(案)	33	第64条	3			サービス対価	事業者の「業務不履行があった場合に、広域組合に前項に基づく減額を超える損害が発生した場合」とあるが、この損害は、広域組合殿の外部流出費用に限定されているとの理解でよろしいでしょうか。	広域組合に発生した損害の範囲については、民法上の原則に従います。
517	事業契約書(案)	33	第64条	3			サービス対価	選定事業者に業務不履行が生じた場合、広域組合は、減額(ペナルティ)に加え、減額を超える損害(超過損害)の請求もできると規定されています。しかし、超過損害額が多額になった場合に、選定事業者の負担が極めて大きくなり経営が立ち行かなくなる恐れがあります。第3項を削除するか、又は超過損害の範囲を「業務不履行に直接起因する合理的な損害」に限定し、かつ支払限度額を設定することを希望いたします。	「事業契約書(案)」のとおりとします。
518	事業契約書(案)	33	第65条				サービス対価の支払方法	第60条の規定に基づき減額される場合でも、残債権がある場合のサービス対価は、本条に定める条件で支払われるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし減額後のサービス対価について広域組合が選定事業者の有する金銭債権との相殺を行うことを妨げるものではありません。
519	事業契約書(案)	33	第65条	2			サービス対価の支払等	第28条第2項と平仄を合わせた利率にして頂きたい、お願いいたします。	NO.455の回答を参照してください。
520	事業契約書(案)	34	第66条				請求の手順	運営維持管理に係る四半期報告書について広域組合から承諾を得た上でないとサービス対価の請求ができない規定となっております。サービス対価の内、固定費Ⅰは、モタリングの結果にかかわらず支払われる対価(モタリングの結果による減額対象外)との位置付けははずです。四半期報告書の広域組合による承諾にかかわらず、固定費Ⅰは請求できるように規定の修正をお願い致します。	「事業契約書(案)」のとおりとします。
521	事業契約書(案)	35	第68条	2			契約保証	「・・・(6行目)第1条第5項第(3)号・・・」とありますが、「・・・第1条第5項第(2)号・・・」に変更をお願いいたします。	「事業契約書(案)」のご指摘の箇所を修正いたします。

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等に関する質問回答書(第1回)

NO	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
522	事業契約書(案)	35	第68-2条				運営保証金	追加溶融施設の追加整備が決定した場合、運営保証金 については返還、運営保証金 については固定費、変動費 及び変動費 を増額することで利息も含めて返還されると理解でよろしいでしょうか。また、運営保証金 の返還とは別に、追加溶融施設の追加整備費用及び運営費用については、サービス対価(固定費、固定費、変動費、変動費)の増額により事業者が回収できると理解してよろしいでしょうか。	前段については、返還する運営保証金Ⅰ及びⅡに利息は付しません。後段について、追加溶融施設整備に際しては、運営保証金Ⅰの返還及び運営保証金Ⅱの返還に基づく固定費Ⅱ、変動費Ⅰ及び変動費Ⅱの増額以外の増額はございません。
523	事業契約書(案)	35	第68-2条				有効利用の不能	「工事完工日の前後を問わず炭化物売却先企業の確保が困難になったと広域組合が合理的に判断した場合」とありますが、どのような判断基準となるのでしょうか。	NO.172の回答を参照してください。
524	事業契約書(案)	35	第68-2条	2			有効利用の不能	「運営保証金」とは「運営保証金Ⅰ」を意味するという理解で宜しいでしょうか(第68-4条第2項参照)。	ご理解のとおりです。
525	事業契約書(案)	35	第68-2条	2			追加溶融施設の追加整備(炭化)	「…運営保証金を選定事業者に返還する。」とありますが、運営保証金とは運営保証金 のことと理解でよろしいでしょうか。また、返還後はサービス対価(保証金)は支払われないとの理解でよろしいでしょうか。	前段についてはご理解のとおりです。後段についてはNO.204の回答を参照してください。
526	事業契約書(案)	36	第68-3条				追加溶融施設の追加整備	運営期間終了日以前に追加整備の必要性が発生した場合で、運営期間終了予定日(平成35年3月31日)以降も追加整備工事が完了しなかった時には、事業契約上の選定事業者の債務はどのようになりますか。	ご質問の場合、溶融施設の追加整備工事そのものは、運営期間終了日以降も行っていただくことを想定しています。この場合の具体的な条件等については、溶融施設の追加整備が決まった時点で、広域組合と事業者との間で協議の上、広域組合が決定する予定です。
527	事業契約書(案)	36	第68-4条	2			追加溶融施設の追加整備(セメント原料化)	「…運営保証金を選定事業者に返還する。」とありますが、返還後はサービス対価(保証金)は支払われないとの理解でよろしいでしょうか。	NO.204の回答を参照してください。
528	事業契約書(案)	36	第68-4条	2			有効利用の不能	「…広域組合が満足する内容の履行保証…」とありますが、そのドラフト等をご提示ください。	NO.194の回答を参照してください。
529	事業契約書(案)	38	第72条				本施設の譲渡	運営期間満了後広域組合に本施設を譲渡しますが、譲渡後に発見された施設の瑕疵に起因する損害についてのお考えをお示しください。	事業契約書第29条第2項第(5)号の性能要件を充足できない場合は、第73条の規定によります。
530	事業契約書(案)	38	第72条	1			本施設の譲渡	「…所有権を無償で譲渡し、速やかに所有権移転登記手続を選定事業者の費用により行う。…広域組合が不要と判断した備品については、選定事業者が自らの費用負担により撤去する。」とありますが、本規定にある所有権移転登記手続と備品撤去以外の事由による発生した費用(補助金返還費用等)につきましては組合殿にて負担頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。従って、補助金返還費用はサービス対価に含まないでください。
531	事業契約書(案)	38	第72条	1			本施設の譲渡	広域組合に施設を譲渡後、広域組合において、補助金適正化法に基づく施設の財産処分が行なわれるとの理解でよろしいでしょうか。	質問の趣旨が不明確です。事業契約終了後、選定事業者から広域組合に対して施設の所有権は移転されますが、広域組合はその後施設の保有を継続します。

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等に関する質問回答書(第1回)

NO	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
532	事業契約書(案)	38	第72条	1			本施設の譲渡	広域組合による施設の譲渡は、合理的な理由が無い限り譲渡が行なわれるよう規定して下さい。	「事業契約書(案)」のとおりとします。
533	事業契約書(案)	38	第72条	2			本施設の譲渡	「継続使用するに支障のない状態であること」とは、どういう状態ですか。また、継続使用期間とは何年をさすのですか。	前段については、本施設が「要求水準書」記載の水準を満たすことができる状態であることを意味します。従って継続使用の期間を想定するものではありません。
534	事業契約書(案)	38	第72条	2			本施設の譲渡	施設を譲渡したあとの継続使用期間においての、保守・補修先は、本事業のSPC構成員との理解でよろしいでしょうか。	本施設譲渡後の維持管理業務委託先については、運営期間満了日の3年前から開始する協議において決定します。
535	事業契約書(案)	38	第72条	5			本施設の譲渡	「…広域組合が修繕を要するとして点について」とありますが、「要するとした点」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
536	事業契約書(案)	38	第72条	5			本施設の譲渡	但し書きについてですが、修繕すべき点の費用負担につきまして、現行不可抗力のみが免責ですが、これを「不可抗力、法令等の変更若しくは選定事業者の責によらない原因で」と修正できませんでしょうか。法令変更により修繕の必要となった事項については、不可抗力と同様の取り扱いをお願い致します。	法令変更により修繕が必要な場合は、第76条が適用されます。
537	事業契約書(案)	38	第72条	6			本施設の譲渡	「別紙12/12-2/12-3によって本契約が解除された場合」と「その他の場合」が想定されていますが、「その他の場合」とは具体的にどのような場合を指すのかにつき、ご教示下さい。	広域組合と事業者が事業契約を合意解除した場合等が想定されます。
538	事業契約書(案)	39	第72-2条	2、3			運営期間満了に伴う運営保証金Ⅰの返還	第2項及び第3項にいう「運営保証金」とは「運営保証金Ⅰ」を意味するという理解で宜しいでしょうか(第72-3条参照)。	ご理解のとおりです。
539	事業契約書(案)	39	第72条-2 第72条-3				売却先または委託先企業の確保	運営期間満了後は、事業者側では副生成物の品質等をコントロールし得ないため、期間満了後の引取先まで確保することは、困難であると考えられます。したがって、期間満了後の引取先の確保は除外するか、運営期間を1年延長するかのいずれかとすべきであると考えますが、いかががお考えでしょうか。	「事業契約書(案)」のとおりとします。
540	事業契約書(案)	39	第72条-2 第72条-3				運営保証金Ⅰの返還	運営保証金が返還されない場合、SPCを存続させる必要があり、そのための経費も発生しますが、この経費は入札価格に含めるものと考えてよろしいでしょうか。	運営保証金が返還されない場合に、それによってSPCを存続させる必要が生じるとは理解しておりません。質問の趣旨が不明確ですので、回答を留保いたします。
541	事業契約書(案)	39	第72条-2 第72条-3				運営保証金Ⅰの返還	運営保証金の返還時期(=運営保証金確保やSPC存続に関する費用に影響)に影響するため、炭化物や副生成物のセメント化に関する売却先または委託先企業が1年間確保されることが確実と広域組合が判断する際の基準を明示してください。	NO.187の回答を参照してください。
542	事業契約書(案)	39	第73条				性能保証	運営期間終了後、広域組合殿(第三者の委託者を含む)が運転する前提での性能保証は、実務的には性能未達の場合の原因特定が非常に困難と思われれます。例えば、施設譲渡前の適当な時期に、連続3日以上の上定格運転を実施し、その処理能力に見合う処理を行い性能を実証することで性能保証に代えることをご検討頂けないでしょうか。また、本条項は、事業者の責による場合に限定すべきであると思われれますので、その旨変更することをご再考頂けないでしょうか。	前段については、「事業契約書(案)」のとおりとします。後段についてはNO.351の回答を参照してください。

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等に関する質問回答書(第1回)

NO	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
543	事業契約書(案)	39	第73条	1			性能保証	保証者は、選定事業者のみとし構成員を除外して下さい。	「事業契約書(案)」のとおりとします。
544	事業契約書(案)	39	第73条	1			性能保証	第73条に規定される性能要件の充足にかかる連帯保証について、落札者グループの構成員は例外なく保証の対象になると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
545	事業契約書(案)	39	第73条	3			性能保証	「保証書の提出により十分な保証が得られていると広域組合が判断して承諾した場合には、…」とありますが、基本的にはご指示の保証書を提出することで、本項の適用は受けられないものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
546	事業契約書(案)	39	第73条	3			性能保証	「・・・保証書により十分な保証が得られていると広域組合が判断した・・・」とありますが、何を基準に保証内容が判断されるのでしょうか。具体的にお示し願います。	NO. 545の回答を参照してください。
547	事業契約書(案)	39	第73条	3			性能保証	選定事業者は、保障期間(1年間)が経過するまでの間、解散してはならないとのことですが、この間のSPC経費は事業収支計算書に加味する必要がありますか。	NO. 190の回答を参照してください。
548	事業契約書(案)	39	第73条	3			性能保証	「性能要件を充足することにつき連帯して保証」とありますが、点検・補修費は、SPC及び構成員に広域組合から発注されると理解してよろしいでしょうか。	NO. 534の回答を参照してください。
549	事業契約書(案)	39	第73条	4			性能保証	本項の規定は、本契約解除の理由を問わず適用されるのでしょうか(不可抗力等による契約解除の場合等は該当しないものと考えますがいかがでしょうか。)	原則として解除の理由を問わず適用します。但し、解除の事由及び施設の状況を踏まえ、保証書の要否又は内容について、その時点で広域組合が合理的に判断します。
550	事業契約書(案)	40	第74条	1			選定事業者による協力及び教育訓練	第74条1項に定める「本施設の運営及び維持管理につき必要な教育訓練」にかかる費用負担者は、広域組合、事業者のどちらでしょうか。	選定事業者の負担で実施していただきます。
551	事業契約書(案)	40	第74条	2			教育訓練	「・・・本契約が解除により終了した場合に準用・・・」とありますが、教育訓練の実施期限を定めて下さい。	解除の事由及び施設の状況を踏まえて協議により決定します。
552	事業契約書(案)	40	第76条	2			法令等の変更	第2項の対象となる追加費用は、あくまでも選定事業者に発生した追加費用であることを明記して下さい。	選定事業者に発生した追加費用とします。
553	事業契約書(案)	40	第76条	2			法令等の変更	「合理的な追加費用」とは、一時的な出費のほか、サービス対価の増額も含むと考えて宜しいでしょうか。(なお本項に記載の別紙12は別紙13と思われます。)また、第77条第2項も同様に理解して宜しいでしょうか。(事象発生以降、定期的に運営費用の増加があるような場合を想定しております)	広域組合と選定事業者の協議の結果、サービス対価の増額により広域組合が追加費用を負担することが妥当であるとの結論に至った場合は、ご質問のような支払方法も想定されます。 ()内の記載については、NO. 554の回答を参照してください。

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等に関する質問回答書(第1回)

NO	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
554	事業契約書(案)	41	第76条	2			法令等の変更	4行目の「かかる協議が調わない場合、別紙12」とありますが、「別紙13」の誤りではないでしょうか？ご確認お願い致します。	ご指摘の箇所について「別紙13」に修正いたします。
555	事業契約書(案)	41	第76条	2			法令等の変更に係る負担	本項中の「別紙12」は「別紙13」の誤りと理解してよろしいでしょうか。	NO. 554の回答を参照してください。
556	事業契約書(案)	41	第76条	2			法令等の変更にかかる負担	「…かかる協議が整わない場合、別紙12の…」を、「かかる協議が整わない場合、別紙13の」に変更をお願いいたします。	NO. 554の回答を参照してください。
557	事業契約書(案)	41	第76条	2			法令等の変更にかかる負担	文中の別紙12とは、別紙13が適切ではないでしょうか。ご教示願います。	NO. 554の回答を参照してください。
558	事業契約書(案)	41	第77条	1			不可抗力	不可抗力は広域組合が認定するものではないと思われまので、規定を変更して下さい。	不可抗力に該当するか否かは、本項に記載のとおり、広域組合及び選定事業者の協議に基づき広域組合が決定します。
559	事業契約書(案)	41	第77条	1			不可抗力	7行目から始まる「、広域組合は、サービス対価の支払いにおいて、選定事業者が履行義務を免れた義務について、選定事業者が当該免除によって免れた費用を控除し」とありますが、固定費Iは控除の対象外であることを明確にして頂きたいとお願い致します。	運営期間の場合にはご理解のとおりです。
560	事業契約書(案)	41	第77条	2			不可抗力	本項の対象となる追加費用は、あくまでも選定事業者に発生した追加費用であることを明記して下さい。	選定事業者に発生した追加費用とします。
561	事業契約書(案)	41	第78条	1			不可抗力に至らない事業	「不可抗力に至らない事象」について具体例をお示しください。	例えば、当該地域を例年通過する規模程度の台風による風水害等です。
562	事業契約書(案)	42	第78条				不可抗力に至らない	「不可抗力に至らない事象」とは具体的にどのようなものか、明確化して下さい。 帰責性を判断するにあたっては通常予見可能であるか否かが問題となるのであり、予見可能でありながら帰責性がないとの判断はなされないものと考えます。	前段についてはNO. 561の回答を参照してください。 後段についてはご質問の趣旨が不明です。予見可能な事象については、第78条に従った形で事業者に対処していただきます。
563	事業契約書(案)	42	第78条				不可抗力に至らない事象	不可抗力に至らない事象として、「…通常予見可能な…」と定義されておりますが、例えば地震が発生する可能性そのものは全国どこでもあり、従って予見自体は可能となり、そうなるとういっものはすべからず不可抗力から除外され、不可抗力に関する条文自体が意味を失う恐れがございます。従いまして、この条項全文削除をお願いいたします。	削除はしません。

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等に関する質問回答書(第1回)

NO	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
564	事業契約書(案)	42	第78条				不可抗力に至らない事象	本条と第2条(41)の規定によりますと、「不可抗力」か「不可抗力に至らない事象」であるかの別は主に「予見可能性の有無」と「入札説明書等で定められた水準超過の有無」によって決定されると考えられます。しかし、このうち「予見可能性の有無」については、この判断基準・判断プロセスが不明です。「不可抗力」か「不可抗力に至らない事象」かによって選定事業者の負担割合が大きく異なることから紛争の種となる恐れがあります。そのため、後の紛争回避のため、又、選定事業者がこれに対応するコストを正確に見積るためにも、予見可能性に関する客観的な判断基準・判断プロセスを規定することを希望いたします。	NO. 566の回答を参照してください。
565	事業契約書(案)	42	第78条	1			不可抗力に至らない事象	「不可抗力に至らない事象（選定事業者が通常予見可能な、広域組合及び選定事業者に帰責事由のない風水害等の事象を含むがこれに限られない）」とありますが、予見可能な風水害等は不可抗力ではないと解釈できます。予見可能な風水害とはどのような事象を指しているのでしょうか？予見できたとしても自然現象であり、損害を避けることができないような事態はありえると考えます。かかる事象の結果として本事業に生じた影響を選定事業者が治癒、費用負担も選定事業者とするのは、適切な官民のリスク分担とはいえないと思料致します。予見可能不可能に	「事業契約書（案）」のとおりとします。
566	事業契約書(案)	42	第78条	1			不可抗力に至らない事象	1. 不可抗力に至らない事象の例示をいくつか挙げていただけないでしょうか。 2. また、「選定事業者が通常予見可能な」はさまざまな解釈が可能な表現と思われるので、「選定事業者が通常予見可能で事前に対策をすべき事項で」と変更することをご検討頂けないでしょうか。	1. についてはNO. 561を参照してください。 2. については、「選定事業者が通常予見可能で、同種の業務を行う事業者が通常要求される最高の注意義務に基づき対策をとるべき事象であって、広域組合・・・」と「事業契約書（案）」を修正します。
567	事業契約書(案)	42	第78条	3			不可抗力に至らない事象	選定事業者に帰責事由のない「不可抗力に至らない事象」によって発生した増加費用・損害を全て選定事業者の負担としていますが、これは選定事業者に対する過大な要求です。広域組合も応分の負担をするか、又は「不可抗力」と同じ負担割合とするよう変更を希望いたします。	「事業契約書（案）」のとおりとします。
568	事業契約書(案)	43	第81条				広域組合の表明保証・誓約	以下の条文の追加をお願いいたします。「広域組合は、本契約に基づく広域組合の支払債務の履行に必要な各年度の予算措置を講じるよう努力すること。」	「事業契約書（案）」のとおりとします。
569	事業契約書(案)	43	第81条				広域組合の表明保証・誓約	債務負担行為の議決内容（金額や期間等）につきご教示ください。	金額・期間ともに文言により議決済みです。
570	事業契約書(案)	44	第82条	1			守秘義務	開示されるコンサルタント等にも本条と同様の守秘義務を課されると理解して宜しいでしょうか。もしそうでしたら、その旨を契約に規定して戴けませんでしょうか。	事業契約書（案）を修正いたします。
571	事業契約書(案)	44	第82条	1	(2)		秘密保持	「広域組合構成市町村に対して、又は本事業に関する助言を行なう」とありますが、「又は」は不要という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等に関する質問回答書(第1回)

NO	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
572	事業契約書(案)	45	第85条				財務書類の提出	広域組合が財務書類を公開することができるとありますが、事業者が特別目的会社であることから、財務諸表からビジネス上の秘密情報が漏洩することが考えられます。公開の条件として、次の通り付け加えるをご検討頂けないでしょうか。 「但し、公開の程度は、第三セクター会社が一般的に行うレベルとし、事業者が事業関係者のビジネス上の配慮から公開に制限を設けることが妥当であることを合理的に説明した場合は、公開に制限(一部非公開等の措置を含む)を設けることとする。」 (*入札説明書添付資料3、p.4財務状況エタリング)に関わる既往質問と同内容です。)	No.145の回答を参照してください。
573	事業契約書(案)	53	別紙5	第7条	2		補修義務等	「広域組合の責めに帰すべき事由又は不可抗力により費用が発生した場合、当該費用は広域組合が負担し、詳細については本件事業契約に定めるところによる」とありますが、「詳細」とは事業契約書(案)の具体的にどの部分を指すのかにつき、ご教示下さい。	広域組合の責めに帰すべき事由については「事業契約書(案)」第12条及び第13条、不可抗力による場合は「事業契約書(案)」第77条以下を指しています。
574	事業契約書(案)	53	別紙5	第10条	1		実地調査等	「改変部分以外について調査する場合の費用は、広域組合の負担とする」とありますが、「改変部分」とは具体的に何を指すのかにつき、ご教示下さい。	選定事業者が土地の形質を変更した場合と当該変更部分を想定しています。
575	事業契約書(案)	56	別紙7		2		環境保全基準	本基準は暗騒音を除外した基準と理解してよろしいでしょうか。	No.252の回答を参照してください。
576	事業契約書(案)	61	別紙10				保証書	73条への質問の趣旨から、本保証書は削除頂けないでしょうか。	No.542の回答を参照してください。
577	事業契約書(案)	61	別紙10	第2条	3		保証の履行	選定事業者および保証人以外の手による補修では、補修範囲の考え方や補修費用の算定方法に齟齬が生じる恐れがあるため、「広域組合殿が第三者に補修を依頼される場合は、事前の当事者間協議を経る」ことにしていただけないでしょうか。	「事業契約書(案)」を修正いたします。
578	事業契約書(案)	61	別紙10	第2条	4		保証の履行	「固定費Ⅱの年間維持管理費のうち機械設備の維持管理費相当額」とは、譲渡の直近5カ年の年平均程度の維持管理費を想定されているのでしょうか。	No.352の回答を参照してください。
579	事業契約書(案)	61	別紙10	第3条			免責	本条では、広域組合又はその委託者の(故意又は重過失以外の)責めに帰すべき事由又は不可抗力を原因とする性能要件未充足についても、その補修又は損害に係る費用を選定事業者等が連帯して負担せねばならず選定事業者に対する過大な要求です。従って、選定事業者の責任範囲を「選定事業者の責めに帰すべき事由を原因とする性能要件未充足」のみとし、これ以外は選定事業者を免責するよう本条を変更することを希望いたします。	事業契約書(案)のとおりとします。
580	事業契約書(案)	62	別紙10	第3条			免責	施設の運営管理が広域組合殿の管理下で行われている以上、「広域組合又は広域組合の委託を受けて本施設の運営を行う者の故意又は重過失」を部外者である選定事業者や保証人が証明するのは非常に困難と考えます。「広域組合が施設の瑕疵を提示し、選定事業者や保証人がその施設の瑕疵でない事を証明した場合、当該性能要件未充足についての前条の義務を免れることができる」としていただけないでしょうか。	No.579の回答を参照してください。

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等に関する質問回答書(第1回)

NO	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
581	事業契約書(案)	62	別紙10	第3条			免責	「運営を行う者の故意又は重過失を原因とすることを広域組合に対して証明した場合に限り当該性能要件未達充足について前条の義務を免れる」とありますが、運転管理を組合が実施(あるいは組合が責任をもって委託)していることを考えると、事業者側が組合側の運転・管理の瑕疵を証明するのは困難であり、「施設の瑕疵であることを組合が証明した場合に限り事業者に請求できる」という規定ぶりが適切と考えますが、規定の意図につきご教示願います。	No. 579の回答を参照してください。
582	事業契約書(案)	63	別紙11				保険	第三者賠償責任保険及び施設賠償責任保険の填補限度額の記述の意味は、次の通りと解釈してよろしいでしょうか。 身体1億円/1名、財物10億円/事故、総額10億円/事故 (*入札説明書添付資料4、請負業者賠償責任保険及び施設賠償責任保険に関わる既述質問と同一内容です。)	No. 181の回答を参照してください。
583	事業契約書(案)	64	別紙12	第1条	3		広域組合による本契約の終了	廃棄物処理法施行令第4条第8号によれば、「委託契約に、受託者が同条第1号ないし第3号に定める基準に適合しなくなったときは、市町村において委託契約を解除することが旨の条項が含まれていること」が、一般廃棄物の処分を第三者に委託する際の基準の一つとされていますから、当該条項に相当する規定を定めておく必要があるように思われます。この点についてどのように整理されているかご教示下さい。	「事業契約書(案)」別紙12第1条第3項第(4)号の適用になります。
584	事業契約書(案)	64	別紙12	第1条	4	(1)	出来高の買取	出来高部分を相応する代金で買い取ることとなっていますが、例えば不可抗力で出来高部分がなくなっている場合、当該出来高を作成するのにかかった費用が戻ってこなくなるので、実際にかかった費用が返還されるよう手当て下さい。(第1条5項1号及び第2条第3項にも該当します。)	不可抗力により出来高部分が滅失した場合は、滅失前の出来高部分に基づき代金及び選定事業者の負担した必要費を支払います。
585	事業契約書(案)	65	別紙12	第1条	4	(1)	解除事由及び解除に伴う措置	「当該検査に合格した出来高部分に相応する代金及び本契約の終了に伴い選定事業者が負担した必要費」の後に括弧書きとして金融費用も含まれる主旨を挿入頂きたいとお願い致します。 すなわち、「当該検査に合格した出来高部分に相応する代金及び本契約の終了に伴い選定事業者が負担した必要費(本件事業の資金調達に関して乙が負担することになる金融費用を含むがこれらに限られない)」として頂きたいとお願い致します。	別紙12第1条第4項を修正します。別紙12-2、12-3についても同様とします。
586	事業契約書(案)	65	別紙12	第1条	4	(2)	解除事由及び解除に伴う措置	「本契約の終了時点における固定費Ⅰの未払総額(但し、利息部分を除く。)&及び本契約の終了に伴い選定事業者が負担した必要費」の後に括弧書きとして金融費用も含まれる主旨を挿入頂きたいとお願い致します。 すなわち、「本契約の終了時点における固定費Ⅰの未払総額(但し、利息部分を除く。)&及び本契約の終了に伴い選定事業者が負担した必要費(本件事業の資金調達に関して乙が負担することになる金融費用を含むがこれらに限られない)」として頂きたいとお願い致します。	別紙12第1条第4項を修正します。別紙12-2、12-3についても同様とします。
587	事業契約書(案)	67	別紙12	第2条	3		選定事業者による本契約の終了	本項に規定される広域組合が選定事業者に支払う損害額には、選定事業者の得べかりし利益も含まれると理解してよろしいでしょうか。	損害の範囲については、民法上の原則に従います。
588	事業契約書(案)	69	別紙12-2	第1条	4	(3)	解除事由及び解除に伴う措置	「運営保証金」とは「運営保証金Ⅰ」及び「運営保証金Ⅱ」の双方を意味するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。但し、運営保証金IIについては、未返還相当額となります。なお、同別紙第1条第5項第5号、同別紙第2条第5項、別紙12-3第1条第4項第3号、同別紙第1条第5項第5号、同別紙第2条第5項についても同様ですので、事業契約の該当部分を修正します。

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等に関する質問回答書(第1回)

NO	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
589	事業契約書(案)	73	別紙 12-3	第1条	1~3		広域組合による本契約の終了	内容/軽重により、催告解除と無催告解除に区分け下さいますよう、お願いいたします。無催告解除：第3項(1)(2)(3)。催告解除：それ以外。	「事業契約書(案)」のとおりとします。
590	事業契約書(案)	74	別紙 12-3	第1条	4	(3)	解除事由及び解除に伴う措置	「副生成物のセメント原料化及びセメント化のための委託先企業が、…1年間以上確保されることが確実であると広域組合が判断した場合」とありますが、第72-3条と異なり、「運搬のための委託先企業」が除かれている理由についてご教示下さい。	第72-3条の記載が正しいものであり、別紙12-3第1条第4項第3号及び第1条第5項第5号並びに同別紙第2条第5項について修正いたします。
591	事業契約書(案)	74	別紙 12-3	第1条	4	(3)	広域組合による本契約の終了	「…1年以上確保されることが確実であると広域組合が判断した場合」とありますが、判断基準についてご教示頂けないでしょうか。	NO.187の回答を参照してください。
592	事業契約書(案)	75	別紙 12-3	第1条	5	(3)	広域組合による本契約の終了	「…(但し、利息部分を及び運営開始前に必要となる諸経費部分を除く)…」とありますが、「…(但し、利息部分を除く)…」と変更をお願いいたします。	「事業契約書(案)」のとおりとします。
593	事業契約書(案)	76	別紙 12-3	第2条	3	(3)	選定事業者による本契約の終了	選定事業者の被った損害について、具体的に以下の内容の例示列挙をお願いいたします。 ・本契約が解除された日の翌日から出来高部分に相応する代金を受領した日までの間に生じる借入金経過利息及び遅延損害金に相当する額 ・選定事業者と融資銀行が締結する融資契約において定められた、期限前弁済により生じる手数料 ・本契約の解除に起因して選定事業者が他の契約を解除又は解約した場合において、当該解除又は解約により生じる手数料及び違約金に相当する額 ・本契約が本条により解除されなければ事業期間中に選定事業者が本事業により得ていたはずの経常利益の現在価値に相当する額	損害の範囲については、民法上の原則に従います。
594	事業契約書(案)	78	別紙 13				法令変更	外形標準課税の導入は「本事業に直接関係する法令等」に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	「b)上記記載の法令以外の法令等の変更の場合」に含まれます。
595	事業契約書(案)	78	別紙 13				法令変更	「本事業に直接関係する法令等」以外の法令変更等があった場合、全て選定事業者負担といたしますと、その変更内容によっては、事業取支への影響が懸念されます。特別目的会社である事情を勘案し、本事業に直接関係しない法令等の変更であっても、増加費用等は広域組合殿が100%ご負担することをご再考頂けないでしょうか。	「事業契約書(案)」のとおりとします。
596	事業契約書(案)	78	別紙 13				法令変更	「本事業に直接関係する法令等」のうち、「副生成物の有効利用に関連した法令を除く。」とありますが、副生成物の有効利用に関連した法令等の変更は、事業者が事前に予測することがきわめて困難であることから、副生成物の有効利用に関連した法令は「本事業に直接関係する法令等」に含むものとするはできないでしょうか。	(但し、副生成物の有効利用に関連した法令を除く。)との部分は、流動床式炭化炉方式の炭化物、及びストカ+セメント原料化方式の焼却灰・飛灰の有効利用に関連した法令のみを除外するものとし、別紙13を修正します。

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等に関する質問回答書(第1回)

NO	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
597	事業契約書(案)	78	別紙 13				法令変更	「法人税その他の税制変更」については「本事業に直接関係する法令等」に含まないとありますが、法人税を含めた税制の変更は事業者が事前に予測することがきわめて困難であることから、本事業に係る法人税その他の税制変更については「本事業に直接関係する法令等」を含むものとする事はできないでしょうか。	「事業契約書(案)」のとおりとします。
598	事業契約書(案)	78	別紙 13	a)			法令変更	「直接関係する」の意味が不明確です。 全ての法令変更について広域組合が責任を負うべきであると考えます。	「直接関係する」の意味については、事業契約書(案)別紙13記載のとおりとします。例えば、ダイオキシン類対策特別措置法の改定によりダイオキシンの排出基準値が強化され追加費用が発生する場合等を意味します。併せてNO.257の回答を参照してください。
599	事業契約書(案)	78	別紙 13	b)			法令変更	「上記記載の法令以外の法令等の変更の場合」であっても選定事業者のコントロールできないリスク移転ですので、広域組合にて費用負担されるよう変更願います。	NO.595の回答を参照してください。
600	事業契約書(案)	78	別紙 13				法令変更	法令等の変更について、適用法令については消費税の変更のみでないと考えられます。施設に対する税制の変更については公共側の負担とさせて戴きたい。	「事業契約書(案)」のとおりとします。
601	事業契約書(案)	79	別紙 14	1及び 2	(2)		不可抗力の場合の追加費用の負担割合	以下の条文を削除お願いいたします。「上記に関わらず、副生成物の有効利用に関連する不可抗力を原因として選定事業者に生じた追加費用及び損害については、選定事業者が全て負担する。」	「上記に関わらず、副生成物の有効利用に関連する不可抗力を原因として選定事業者に生じた追加費用及び損害については、選定事業者が全て負担する。」との部分は、流動床式炭化炉方式の炭化物、及びストカ+セメント原料化方式の焼却灰・飛灰の有効利用に関連する不可抗力の場合にのみ適用するものとし、別紙14を修正します。
602	事業契約書(案)						全般	甲が乙に生じた損害を負担する場合、当該損害には乙(及び乙からの受託者)のうべかりし利益も含まれることを明記願います。	損害の範囲については、民法上の原則に従います。
603	事業契約書(案)						全般	乙に甲負担の増加・追加費用、損害が発生した場合、当該増加・追加費用、損害には資金調達コストも含まれること、又は乙が実際に当該増加・追加費用、損害を支払うときまでに甲が当該増加・追加費用、損害相当額を乙に支払うことを明記願います。	前段について包括的な確認では行いません、個別の事項・条項についての回答のみを行います。また、後段について、支払時期は広域組合の予算措置に従います。
604	様式集 (第一次審査)		様式 5-7				整備計画に関する考え方	「建設および運転実績において、発生した安定稼働の阻害要因」について、トラブルの有無の実績については自己申告であり、審査過程において、その真偽はどのように検証されるのでしょうか。	「様式集(第一次審査)」様式6-3に示すとおり、広域組合が自ら関係自治体へ問い合わせ、真偽を検証する予定です。
605	様式集 (第一次審査)		様式 6-2	1			主要な副生成物の引取保証確認書	「運営開始後最低3年以上の引取保証があることを証明する資料」とありますが、引取会社との間で交わされた引取保証書の類が必要である、ということでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、引取保証がないことで失格となるものではありません。
606	様式集 (第一次審査)		様式 6-3				実績の確認	炭化炉方式の場合は、ガス化溶融又は炭化炉のいずれかの運転実績を書けばよろしいという意味でしょうか。	「様式集(第一次審査)」様式6-3に示すとおり、提案する処理方式が流動床式炭化炉方式の場合は、流動床式ガス化溶融方式及び流動床式炭化炉方式の両方が対象となります。
607	様式集 (第一次審査)		様式 7-2				提案価格確認書	提案額の端数調整は100円以下切り捨てでよろしいでしょうか。	1円未満は切り捨ててください。

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等に関する質問回答書(第1回)

NO	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
608	様式集 (第一次審査)		様式 7-2					提案価格確認書	ここで表示する金額は、応募グループとしての提案価格の上限（今後変更の可能性があるので、「提案価格とします」との記載は、「提案価格の上限とします」とすべきではないでしょうか。	「様式集（第一次審査）」のとおりとします。
609	様式集 (第一次審査)		様式 7-2 様式 7-3					提案価格確認書 運営保証金見積書	第一次審査時は、計算根拠は提示不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
610	提出図書の作成 ・提出要領 (第一次審査)	2	1	(1)	①			袋綴じ	提出直前の提案書修正等に柔軟に対応するため、正本もファイルに綴じて、社印省略で提出することを認めていただきたいと考えます。	「提出書類の作成・提出要領（第一次審査）」のとおりとします。
611	提出図書の作成 ・提出要領 (第一次審査)	6	様式 4-9					企業単体の貸借対照表及び損益計算書	企業単体の貸借対照表及び損益計算書につき直近3年間分とありますが、企業設立後3年未満の場合等においては、その期間に応じて提出すれば宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
612	提出図書の作成 ・提出要領 (第一次審査)	6	様式 5-6					内容審査Ⅰに関する提案書	「本施設で受け入れるごみの種類と形状の制限を緩和する方法」とありますが、これは、要求水準書第3節1.の「処理対象物の種類」および要求水準書添付書類8「収集及び持込可燃ごみ形状の現状」の範囲内での検討事項でしょうか。	ご理解のとおりです。
613	提出図書の作成 ・提出要領 (第一次審査)	6	様式 5-9					内容審査Ⅰに関する提案書	「処理対象物の受入時間の拡大に対する基本的な考え方」とありますが、地元協定等による受入日時の制限は無いと考えて宜しいでしょうか。 また運営事業者として、御組合と契約している運搬業者と搬入日・時間について調整をお願いすることは可能でしょうか。 現状の搬入車両の曜日、時間帯毎の台数を示す資料等あればいただけないでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。なお、NO.375の回答を参照してください。 中断については、運搬業者は構成市町村と個別に契約しており、広域組合を通じての調整は可能です。 後段については、NO.248の回答を参照してください。
614	実施方針（変更）	6	第2	1	(5)			事業期間	工事開始前に事業者が行わなければならない業務として、生活環境調査と一般廃棄物処理施設整備に係る許認可申請手続きがあり、この業務に多くの時間が必要な場合、整備期間約3年を超えることも予想されますが、運営を含めた事業期間をどのように考えればよろしいでしょうか。広域組合殿が整備期間約3年と計画された時に、上記申請業務等に必要期間をどの程度と想定されたのかご教示願います。	前段についてはNO.14の回答を参照してください。 後段については、応募者の提案とします。